

# 平成29年度大分県予算に関する 申入れに対する回答

平成28年10月26日

大 分 県

## 日本共産党大分県委員会からの2017年度 大分県予算に関する申入れに対する説明会時間割

1 日 時 平成28年10月26日（水）10:00～16:00

2 場 所 県議会第5委員会室及び第6委員会室

### 3 時間割

室割	部 局 名	時 間 割	項目数
第 5 委 員 会 室	総 務 部	10:00～10:40	6項目
	農 林 水 産 部	10:40～11:40	28項目
	警 察 本 部	11:40～12:00	11項目
	生 活 環 境 部	13:00～14:00	23項目
	土 木 建 築 部	14:00～15:45	54項目
	企 画 振 興 部	15:45～16:00	3項目
第 6 委 員 会 室	商 工 労 働 部	10:10～10:50	19項目
	教 育 委 員 会	10:50～12:00	37項目
	福 祉 保 健 部	13:00～15:15 (生活保護関係以外)	81項目
		15:15～16:00 (生活保護関係)	17項目

※企業局（3項目）、病院局（4項目）は文書回答のみ。

## 【総務部】

- 1 政府はアベノミクスの失敗により、消費税 10%増税を 2019 年 10 月に先送りを行いました。最悪の不公平税制である消費税増税は直ちに中止し、当面 5%に戻すよう国に要求すること。

(回答)

消費税率の引上げは、持続可能な社会保障制度の確立とそのための安定財源の確保、財政の健全化へ踏み出す第一歩として位置づけられており、避けて通れないものと認識している。

県としては、国の動向を注視しながらも、県民生活や地域経済に支障を来さないよう、今後とも努めていきたい。

- 2 県の財政調整基金を福祉や中小企業対策に積極的に使い、県民の負担を引き下げること。

(回答)

本県の社会保障関係費は、28年度当初予算額で785億円となっており、前年度比で21億円、この10年間で285億円も増加し、今後もさらに増加すると見込んでいる。また、依然として厳しい環境にある中小企業には、中小企業活性化条例に基づく各種施策のほか、県制度資金の充実、経営革新に対する支援、地域を牽引する地場中小企業の育成や商店街の魅力向上など、幅広く施策を展開している。

こうした財政需要が年々増加する中、当初予算編成にあたっては毎年度多額の財源不足が発生しており、財政調整用基金を取り崩して対処せざるを得ない状況にあり、また、本年4月の熊本地震では、発災後速やかに、災害調査費や旅館・ホテルの施設等復旧費補助金などを予算化し、全庁をあげて復旧・復興に取り組めたのも、基金が確保できていたからである。

これらを踏まえると、安定的な財政運営のために、まずは基金を確保していくことが重要と考えている。

- 3 低所得者の生活実態を無視した、住民税・固定資産税などの強引な取り立てはやめること。また、住民税などの減免・徴収猶予等申請によってできることを周知徹底させ、利用拡大を図ること。また、個人経営者や中小企業の住民税等の滞納や延滞金については、事情をよく聞き、減免規定を適用するなど、負担軽減を図ること。

(回答)

県税の滞納整理に当たっては、納期内に納付された方との公平を保つため、

早期納税を促すとともに、資力がありながら納付しない場合には差押えなど厳正な処分を行っている。

一方で、滞納処分をすることによって事業の継続や生活の維持を困難にする場合等については、地方税法の定めるところにより、納税の猶予や滞納処分の執行停止などの納税緩和措置を行い、納税者の事業や生活の状況等により延滞金を納付できない場合については、延滞金の減免を行うなど、納税者の実情に応じて対応している。

また、納税の猶予制度を周知するチラシを作成し、納税相談等の際に納税者に説明することとし、県庁ホームページにもその要件や必要書類等を掲載し、周知を図っている。

住民税・固定資産税は、市町村が徴収する税であり、その減免及び徴収猶予については、地方税法の規定に基づき行うこととなっている。

- 4 国に対し財源保障機能と財源調整機能を堅持し、地方交付税などの削減を行わず増額を求めること。また、合併した市町村に対する地方交付税の一本算定化を止めて合併算定替えを継続するよう国に求めること。

(回答)

地方交付税の財源保障・財源調整機能の堅持や交付税をはじめとする地方の一般財源総額の確保については、これまで政府予算等に関する本県独自の提言をはじめ、九州地方知事会、全国知事会など様々な機会を捉え、政府・国会に対して強く働きかけてきたところである。

国は、昨年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、地方の一般財源総額について、平成30年度まで、27年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしており、概算要求時に示された平成29年度地方財政収支の仮試算では、一般財源総額は0.7%の増となっている。

しかしながら、同方針では、歳出特別枠の見直しなど交付税改革についても言及されており、また、仮試算では国・地方の折半対象財源不足額が前年度比3倍の1.8兆円にまで拡大するなど、予断を許さない状況にあることから、引き続き、交付税をはじめとする地方財源の充実・強化について、強く訴えていきたい。

合併市町村の地方交付税については、合併により削減できる経費がある為、合併算定替の継続を求めることは理解を得られないと考える。

このため県では、合併により広域化した市町村では、住民サービスに直結する支所や消防施設等は削減が困難であることなどを訴え、国に対し、「合併市の実態を適切に反映した地方交付税の算定が必要」な旨要望を行ってきた。

このような地方からの要望等を受け、国は、平成26年度以降5年程度の期間で、面積の拡大等による合併市の新たな財政需要に対応した算定方法となるよう見直しを行うとの方向性を示した。

これにより、本県市町村においては、合併算定替の縮減見込みであった総額234億円のうち、約7割にあたる164億円程度が復元される見込みである。

- 5 行財政改革のもと、県職員の削減が続けられており、一人一人の職員にとって労働強化となり、県民サービスの低下につながってしまう。そのため職員を増員すること。また職員については、非正規ではなく正規職員を雇用すること。  
(回答)

本県を取り巻く厳しい財政事情を受け、大分県行財政改革プラン等により職員定数の削減に取り組む一方で、組織・機構や業務執行体制の見直し等も行い、複雑・多様化する行政ニーズに対応しながら、業務量に見合った適正な人員配置に配慮してきた。

平成24年度以降は計画的な定数削減は行っていないが、安心・活力・発展プラン2015に基づく「大分県版地方創生」の実現を目指した政策展開等、新たな行政需要にも対応できるよう、選択と集中による適正な人事配置に努めていきたい。

- 6 「マイナンバー法」が施行されているが、これは全国民に番号を付与し、個人情報を一元的に把握することができ、社会保障の締め付けと税・保険料の徴収強化に使う危険性があります。また情報漏えいなど大変なリスクがあり、実施しないよう国に求めること。また県としてのそのための事業を行わないこと。  
(回答)

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会の実現を目的とした重要な社会基盤である。

来年7月から情報保有機関における情報連携が開始され、行政機関相互で必要な情報の照会と提供を行うことが可能となる。これにより、住民にとっては添付書類が省略できるようになるなど負担の軽減が図られるとともに、行政機関は不正受給等を防止し本来の給付が必要な方への支援を実現することができる。

他方、情報通信技術の活用は、情報漏えい等のリスクを伴うものであり、個人情報の保護に取り組んでいかなければならない。

このため、全国知事会からも国において個人情報の保護に万全を期すよう要請しているところであり、県においても、制度面、技術面での対策を講じるとともに、内部監査や職員への研修を徹底するなど、セキュリティの確保

に努めている。

## 【企画振興部】

1 東九州新幹線の整備区間への格上げの取組については、完成するにも相当の期間を要し、今後の産業構造、地域経済の構想も示さないまま、莫大な税金を投入するような新幹線の構想は、税金の使い方としては再考すべきであります。国交省は新幹線の駅はなくても、沿線の自治体には負担を求めると言われました。説明会に参加した限られた人だけでなく、県民に広く意見を求め、本当に必要な事業なのかどうかも含め議論することを要望します。

また、在来線については、JR から切り離され、独立の法人によって運営されます。赤字路線は廃線や本数の削減など、地域の足としての在来線の機能が失われてしまいます。新幹線より前に複線化こそ急務であります。現在交通弱者への支援と高齢者の社会参加に欠かせない在来線や路線バスの維持に、県としても支援策を講ずること。

(回答)

昨年度、4県1市で構成する「東九州新幹線鉄道建設促進期成会」で基礎調査を実施した。その調査結果については、6月までに県内6地域で説明会を行い、約400名の県民の皆様にご説明し多くの意見をいただいた。今後も地域や団体に対し説明会を行う予定であり、広く意見を求めたいと考えている。

また、調査結果には並行在来線についても記載されており、課題として留意しなければならないため、他の並行在来線の問題点などを調査している。

さらに、複線化については県、沿線市町などで構成する「日豊本線高速・複線化大分県期成同盟会」を通じて、国やJR九州に要望を続けている。

地域の交通手段の維持については国と連携した「地方バス路線維持対策事業」や、県単独の「生活交通路線支援事業」で助成を行っており、バスの運行に対する昨年度の助成実績額は両事業で約2億円となっている。今後も必要な予算を確保し生活交通路線の確保維持に努めていく。なお、9月に県レベルでは初めて「地域公共交通再編実施計画」が国からの認定を受け、対象となるバス路線について国庫補助である「地域公共交通確保維持改善事業」の増額が認められた。引き続き、地域公共交通の確保・維持・改善に向けた地域の取組を支援する国庫補助対象の拡大等を要請していく。

2 全国的にも駅構内から線路に転落する事故が相次いでいます。JR 駅の無人化はこのような事故を誘発するものとなります。無人化をしないよう JR 九州に求めると同時に、高齢者や障がい者のためにもエレベーター設置や段差解消などのバリアフリー化は必要です。JR や各自治体と協力して支援策を強めること。

(回答)

誰もが鉄道を安全・安心に利用できる環境を整備することは重要であり、特にホーム上の安全対策に万全を期してもらいたいと考えている。JR九州では、ハード面の対策として、エレベーターの設置、列車非常停止ボタンの設置、ホームの端がわかる点字ブロックの設置などを順次実施。ソフト面では、列車接近時の自動放送や転落防止の注意喚起等の対策を行っている。

鉄道の安全対策については、法令に基づく必要な対応を鉄道事業者が行い、国が指導・監督することになっている。県としては、これまでも「日豊本線高速・複線化大分県期成同盟会」などの協議の場を通じて、バリアフリーやユニバーサルデザイン化の推進について、国やJR九州に要望してきたが、これに加え、今後は、安全・安心な利用環境の整備について、特に、ホーム上の転落防止対策を要望したい。

また、国の移動等円滑化の目標として、1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅については、原則として平成32年度までに駅の構造等の制約を踏まえ、可能な限り整備を行うとされており、県内で未実施の4駅（鶴崎駅、大在駅、高城駅、別府大学駅）についてJR九州や関係市と協議している。

- 3 太平洋新国土軸構想について莫大な費用がかかり新たな県民負担も予想されます。このような事業については協議会からの脱退と事業そのものを中止すること。

(回答)

太平洋新国土軸構想及びその一部をなす豊予海峡ルートについては、本県にとって四国や関西からの誘客、物流促進による経済発展や災害時における代替輸送ルートとしての機能を果たすものと期待しており、両構想を推進する必要性は高いと考えている。

昨今の社会経済情勢や国、地方の厳しい財政状況を踏まえると、近い将来の実現は難しいと言わざるを得ないが、国土形成計画に明記され、国を挙げたプロジェクトとして位置づけられることが実現への第一歩になると考えている。

このため、太平洋新国土軸構想推進協議会等を通じた国への要望活動を継続した結果、昨年8月に策定された国土形成計画において海峡部等を連絡するプロジェクトについて、引き続き明記されたところである。

本県は、地理的に重要な海峡部に位置しており、長期的観点で、関係自治体と連携して国等へ要望活動を行うとともに、国の動きも注視しながらしっかりと対応したい。

## 【福祉保健部】

(県政全般)

- 1 社会保障・税一体改革によって、社会保障の負担が増え、制度の後退も見受けられる。国に対し一体改革の中止を求めると同時に、県としてさらなる社会保障の充実をおこなうこと。

(回答)

医療、介護、少子化対策等の社会保障制度改革については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき進められているが、改革にあたっては、地域に暮らす住民が安心して暮らせるよう、持続可能な社会保障制度の確立を図ることが重要と考えている。

こうした中、県としては、地方消費税の引き上げ分の税込 8,849 百万円 (H27) については、子ども・子育て支援新制度の実施にかかる助成や、国民健康保険の低所得者の方に対する保険料軽減の拡充などの「社会保障の充実」、障がい者自立支援給付費県負担金などの「社会保障の安定化」に全額を充当するなど、必要な社会保障関係経費の確保に努めているところである。

また、国に対しては、改革の具体化にあたって地方の意見を十分に尊重し、改革の実現に要する財源を安定的に確保することなどを要望しているところである。

- 2 医療や社会福祉関係の施設や各団体には、栄養士や社会福祉士など専門職の職員を非正規ではなく正規職員として雇用し、体制を整えること。

(回答)

正規・非正規といった雇用形態は、雇用主である事業者が判断すべき事項と考える。

県としては、法令に違反していない限り職員の雇用について指導することはできない。

(災害対策)

- 1 南海トラフ地震で被害を最小限にするため、大地震・大津波時の福祉・医療・介護の強力なネットワークを構築することという要求に対して、「高齢者等を地域で支える体制づくりを促進している」と回答したが、実施及びその進捗状況はどうか、さらに、今後どう強化するのか。また、「災害時にスムーズに医療体制を確保できるよう、具体的に検討している」と回答しているが、こうした回答を踏まえ、さらなる具体的な方策をどのように講じたのか。

(回答)

平成 25 年の災害対策基本法改正により、高齢者を含む災害時の避難に支

援が必要な避難行動要支援者の名簿については、市町村にその作成が義務づけられたところである。

避難の支援を円滑かつ迅速に行うためには、この名簿情報を本人の同意を得て事前に地域の自主防災組織、民生委員、消防機関等の避難支援等関係者に提供することが必要であり、さらには、一人ひとりの具体的な支援に必要な個別計画の作成も市町村に求められている。

県では、事前同意の取得及び個別計画の作成が進むようマニュアルの作成や会議等で情報提供等を行い市町村の取組を支援している。その結果、28年3月末までに全ての市町村で名簿が作成され、現在、各市町村で個別計画の作成を進めているところである。

今年度は熊本地震での経験も踏まえ、市町村職員や福祉避難所施設職員等を対象に、福祉避難所運営や名簿活用等に関する研修も実施している。

また医療体制の確保に関しては、大分DMA T隊員の養成や消防機関等と連携した各種訓練等への参加、災害医療コーディネーターの事前登録のほか、医療救護に関する県医師会や県看護協会との協定の締結など、関係機関の協力体制を整備してきたところである。

今年度はさらに大分大学と医療救護に関する協定を締結し、各保健所、市町村、医師会、医療機関等を対象とした災害医療コーディネート研修を開催するなど、地域において災害発生時に関係機関が連携して対応できる体制づくりを進めることとしている。

#### (年金問題)

- 1 安部自公政権はアベノミクスの政策によって年金の株式運用の比率を50%に倍増させ、5兆3千億円の巨額の損失赤字を生じさせたが、このような運用を中止し、安全・安心、安定的な運用に切り替えるよう、国に求めること。

#### (回答)

公的年金制度については、国において、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保を図るため、社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理、運用に努めてもらいたいと考えている。

- 2 年金を毎年引き下げるマクロ経済スライドを廃止し、受給額の引下げを中止するよう国に求めること。

#### (回答)

公的年金制度については、国において、制度の持続可能性を高め、将来の

世代の給付水準の確保を図るため、社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化等所要の措置を講じている。

- 3 年金制度が社会問題化する中、宇佐市や臼杵市などでは相談日に人が殺到し、十分に相談することができないでいる。役所の中に年金機構事務所の機能を創設し、日常的に相談ができるようにすること。

(回答)

県では年金に関する事務を行っていない。年金に関する事務等を行う日本年金機構の年金事務所は、県内を4つの管轄区域に分け、大分市、別府市、佐伯市、日田市に設置されているが、年金相談については、管轄区域に関わらず、どの年金事務所でも対応するとともに、郵送でも受け付けているとのことである。また、一般的な年金相談に関する問合せには日本年金機構の「ねんきんダイヤル」でも対応している。なお、各市町村には国民年金担当係があり、国民年金に関する相談や諸手続を行っている。

- 4 年金の隔月支給を、国際水準並に毎月支給に改めるよう国に要望すること。

(回答)

公的年金制度については、国において、国民の信頼に足りるものとなるよう、制度の設計や運用等に努めてもらいたいと考えている。

- 5 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現するよう国に要望すること。

(回答)

公的年金制度については、国において、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保を図るため所要の措置を講じている。

(国民健康保険関係)

- 1 「高くて払えない」との声が多い国保税を引き下げるため、各自治体に対して県独自の補助金を創設すること。

(回答)

国民健康保険税は、保険者である市町村が、医療費等の見込みから国庫負担金等を除いた額を基に課税するものであり、県では、市町村に対し、財政調整交付金をはじめ保険税の軽減制度等による負担を行っている。

一方で、国に対して、政府予算等に関する提言活動や全国知事会などを通じて、国費負担割合を拡充するよう要望している。

- 2 県や市の医療費助成制度の現物給付に対する国庫支出金の減額措置の撤廃

を早期に行うよう、国に求めること。また、普通調整交付金における国保税収納割合による減額基準を廃止することも国に求めること。

(回答)

地方単独医療費助成制度の実施（現物給付化）に伴う国民健康保険国庫負担金の減額調整措置については、国に対して、政府予算等に関する提言活動や全国知事会などを通じて、減額措置を撤廃するよう要望している。

また、保険税収納率が一定割合よりも低い市町村に対する普通調整交付金の減額措置については、平成 22 年 5 月の国民健康保険法改正により、都道府県において広域化等支援方針を策定し、支援方針に保険者規模別の目標収納率やその達成状況に応じた助言勧告を行うことなどを定めれば、減額措置を適用しないこととなったことから、本県では当該方針を策定しており、減額措置の適用が除外されている。

3 引き続き国庫負担金を元に戻すよう要求すること。

(回答)

国民健康保険の構造的問題の抜本的解決を図り、安定的で持続可能な制度運営を可能とするためには、国庫負担割合の拡充が必要である。

このため県では国に対して、政府予算等に関する提言活動や全国知事会などを通じて、国庫負担割合の拡充を要望している。

4 国保税の滞納を理由とした保険証の取り上げをやめ、資格証明書の交付を義務付けないこと。

(回答)

国民健康保険の財源となる保険税の収納確保は、制度を維持していく上できわめて重要である。

国民健康保険法では、滞納者に対する実効的な対策を講じるとともに、被保険者間の負担の公平を図る観点から、保険税を 1 年以上滞納している被保険者に対しては、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、被保険者資格証明書の交付を行うこととされている。

県としては、保険者である市町村に対して、滞納者への十分な納付相談、納付指導に努めるよう助言を行っている。

5 県が指導して全県で制度化した、国保法 44 条による医療費一部負担金減免制度は、適用基準を緩和し、生活保護基準以下の世帯も対象となるように低所得者が利用しやすいように改善を要求したが、なかなか改善が進まないが、今後どう対策を講じるのか。

(回答)

医療費の一部負担金の減免措置について、県内では、平成 20 年度末までに全市町村が関係条例規則等を制定している。

県では市町村が一部負担金の減免を行った場合、国の調整交付金の対象とならないものについて、その 2 分の 1 を財源補填することとしている。

制度の趣旨を踏まえ、適切な運用について、市町村に対し助言を行っている。

- 6 申請減免制度については、申請月の翌月から減免を適用し、その期間を少なくとも 1 年とするよう助言すること。

(回答)

国民健康保険税の減免については、県内全市町村において、条例により災害や失業など納税が困難な場合の救済措置として制度化されている。県としては、市町村に対して制度の適切な運用について、助言を行っているところである。

なお、減免の適用については、災害等該当事由の生じた日以後、納期が到来する当該年度分について適用しているのが一般的である。

- 7 国保税の滞納に伴う延滞金の減免制度を拡充するとともに、滞納のペナルティとして実施されている委任払い制度の適用排除や限度額認定証不交付措置を撤回すること。

(回答)

国民健康保険税等の延滞金の納付の減免については、地方税法に、地方公共団体の長は、やむを得ない事由があると認める場合においては、延滞金額を免除することができると規定されており、具体的な免除条件等は、各市町村が条例等で定めている。

また、委任払い適用排除や限度額適用認定証の不交付措置については、保険者の責任において実施しており、県としては、保険者に対し、制度の実施に当たっては、滞納者に対して十分な納付相談、納付指導を行うよう助言している。

- 8 悪質な滞納者を除き、財産の差押えやその強制執行、とりわけ児童手当や生命保険、学資保険の差押えを行わないよう指導・助言すること。

(回答)

国民健康保険の財源となる保険税の収納確保は、制度を維持していく上で極めて重要であり、滞納者に対する財産の差押えについては、法により生活

に欠くことができない衣服や寝具など差押えが禁止されている財産を除き認められている。

県では、市町村に対し、保険税の軽減や減免の制度による救済に配慮するとともに、滞納者への十分な納付相談、納付指導に努めるよう、助言を行っている。

9 国保の広域化計画を中止するよう国に求めること。

(回答)

昨年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成30年度から、都道府県が市町村と国保運営を担うとともに、安定的な財政運営や市町村国保事業の効率的な実施の確保等について中心的な役割を担うこととなった。

これは、市町村国保の安定的な運営を確保するための関係法律の整備が行われたものと認識している。

10 国は社会保険との公平性を理由に毎年のように限度額の引き上げを実施しているが、その中止を国へ求めること。

(回答)

高齢化の進展等により医療費が増大するなかで、保険者である市町村が国保運営の安定化を図るための方策の一つとして、賦課限度額の引上げを行っているものと認識している。

11 2015年度から約1700億円規模の保険者支援制度が拡充してきているが、市町村における低所得者の数に応じて一定割合を交付する制度だが、確実に負担軽減のために活用されるよう各市町村に指導すべきだが、現状はどうか。

(回答)

平成27年度からの保険者支援制度は、低所得者が多い市町村国保の財政基盤強化を目的に拡充されたものである。

県としては、保険者である市町村が本制度を適切に運用しているものと認識している。

(後期高齢者医療制度)

1 後期高齢者医療の保険料「軽減特例」の廃止は中止するよう国に求めること。

(回答)

持続可能な医療保険制度を維持できるよう、世代間等の負担の公平化を図

るため、平成27年1月の医療保険制度改革骨子にて所要の見直しが示されたものと認識している。

県では、国に対して、軽減特例の見直しに伴う低所得者への配慮及び激変緩和措置の実施を要望しているところであり、今後の国の動向を注視していく。

- 2 被保険者証の取り上げはやめること、及び差押えを実施しないよう広域連合議会に働きかけること。

(回答)

国は、平成21年10月26日付け都道府県後期高齢者医療広域連合長あて厚生労働省保険局長通知「後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について」により、被保険者資格証明書は原則として交付しないことを基本方針とし、「十分な収入等があるにもかかわらず、保険料を納付しない悪質な場合であって、資格証明書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められる場合に限り資格証明書を交付すること」の徹底を通知した。

大分県後期高齢者医療広域連合は、「資格証明書等に関する事務取扱要綱」の改正を行い、資格証明書の発行は、滞納者のうち「前年度及び当該年度における保険料賦課額がいずれも限度額となっている者」に限ることとしており、これまで発行実績はない。

なお県は、広域連合に対し適切な取扱いを行うよう毎年助言を行っている。

また、滞納者の財産の差押えについては、収納対策の一つであり、被保険者間の負担の公平性を確保する観点からも必要であると考えます。

県としては、徴収事務を担っている市町村及び広域連合に対して、その運用に当たり、滞納者への十分な納付相談、納付指導に努めるよう助言を行っている。

- 3 大分県後期高齢者医療財政安定化基金を引下げの財源に充て、負担の軽減を図ること。

(回答)

後期高齢者医療財政安定化基金は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、保険料収納不足や給付費の増加等により後期高齢者医療の財源が不足する場合に、広域連合に交付・貸付を行う目的で都道府県に設置したものである。なお、特例として当分の間、保険料率の増加抑制を図るための交付金財源に充てることができるが、保険料率の引下げの財源に充てることができない。

(医療関係)

1 75歳以上の医療費窓口負担を2割に引き上げないよう国へ求めること。

(回答)

75歳以上の方の窓口負担割合の引上げについては、現在国において議論されているところであり、県としては、今後の国の動向を注視していきたい。

2 こども医療費助成制度の一部自己負担をやめ、中学生までの通院・入院医療費を完全無料化にすること。当面、未就学児の入院時食事療養費を復活すること。併せて、引き続き国の制度として実施するよう求めること。

アレルギー疾患、慢性疾患の子どもたちや成長ホルモンの治療が有効だけでも、公費助成の対象とならない子どもたちは、医療費の負担が大きく治療が長引くために、保護者は子育てに大変苦勞している現状がある。義務教育の間に根本的な治療ができ、高校進学や社会に出る時の選択肢が広げられるよう、大分県でも小中学生の通院医療費を無料にして、子どもたちの将来の可能性を広げるよう支援をすること。

(回答)

本事業は時限的な事業ではなく、今後とも安定的で持続的な制度として運営していくものであり、一部自己負担の仕組みは必要なものであると考えている。

県及び事業の実施主体である市町村ともに厳しい財政状況にある中、平成22年10月からは、子どもの医療費の中でも特に高額のコストがかかる入院について、対象年齢を中学3年生まで拡大したところであり、これまでどおり、所得制限は設けず、助成方式も医療機関の窓口での支払いを必要としない現物給付とするなど、充実した制度内容であると考えている。

入院時食事療養の標準負担額は、食事の提供に必要な費用のうち、入院していなくても当然かかる食材料費に相当する額について、在宅療養者との均衡を図るために自己負担とされているもので、本県でもこの制度の趣旨を踏まえた上で、他の制度との均衡や他県の状況を考慮し、平成18年に助成対象外としたもので、その後も、全国的に助成を廃止する傾向が続いている状況である。

子ども医療費助成事業については、国の制度として実施するよう全国知事会や全国衛生部長会等を通じて国に要望している。

なお、通院の対象を中学生まで拡大するためには、県・市町村とも多大な財源を要することから、国の動向も注視しながら、慎重に対応したいと考えている。

- 3 各医療費助成への現物給付に対する国のペナルティーについては、厚生労働省検討会議を立ち上げ今後のペナルティーについて検討を始めています。県としても条件付きのペナルティー廃止ではなく、ペナルティーそのものを廃止するよう国に要請すること。

(回答)

国は、地方単独医療費助成事業の現物給付化を行うと医療費の増加に繋がるとして、国民健康保険の国庫支出金の減額措置を行っている。

このため県では、政府予算等に関する提言活動や全国知事会などを通じて、地方単独事業の実施に伴う国庫負担金の減額措置の廃止を国に要望しているところである。

また、国は、本年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での取りまとめを踏まえ、国保国庫負担金の減額調整について年末までに結論を得る」としており、国の動向を注視していく。

- 4 ひとり親家庭医療費助成制度について、現物給付方式になったが、親の負担が新たに生ずるようになった。自己負担を中止すること。併せて、引き続き国の制度として実施するよう求めること。

(回答)

現物給付制度については、平成24年12月診療分から導入したが、受給資格者にとっては、立替え払いが生じないことに加えて、償還手続きにかかる時間や交通費が節約されるなど利便性が高まっており、ひとり親世帯の自立促進に大きく寄与していると考えている。一部自己負担金の導入については、他の県単独医療費助成制度、また、一般の方との均衡、県や市町村の財政状況、受益と負担のあり方などを総合的に勘案した結果であり、今後とも、制度を安定的、持続的に運営するために必要であると考えている。

なお、国の制度として位置づけるよう、全国衛生部長会等を通じて国に要望している。

- 5 重度心身障害者医療費助成制度の現物給付について、

- ① 不当な「国のペナルティー」の廃止を求めこと。
- ② 当事者の実情に思いを寄せ、県として実施すること。また、入院給食費の助成については、在宅生活者との「公平」を理由に従来の助成復活を困難とされていますが、そもそも入院時の給食は、治療の一環であり在宅時の「食事」とは根本的に違います。重度心身障がい者の方が、安心して治療が受けられるよう、入院時の給食費助成の復活を求めます。また、周知は市町村にその

徹底を依頼されていると知っているが、その実施状況はどうか。

(回答)

- ① 重度心身障害者医療費を含む地方単独医療費助成事業の実施に伴う国民健康保険国庫負担金の減額調整措置については、国に対して、政府予算等に関する提言活動や全国知事会などを通じて、減額措置を撤廃するよう要望している。
- ② 重度心身障害者医療費助成制度を現物給付方式に移行した場合、試算では国民健康保険の国庫負担金が7.9億円減額されることに加え、新たに審査支払手数料等が必要となり、市町村財政に大きな影響を与えることから、移行は困難である。

入院時食事療養費についても、障害者総合支援法等で、在宅生活者と入院者との費用負担の公平を図る観点から原則自己負担とされていることに則っており、助成対象とすることは困難である。

なお、本制度の周知については、市町村に対して、対象障がい者への説明を徹底するよう依頼している。

- 6 入院の食事費の自己負担が、今後460円と引き上げられるが、その分を県として助成措置を講じること。

(回答)

入院時の食事代の見直しについては、入院と在宅療養の負担の公平等を図る観点から、在宅療養でも負担する費用として、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担を求めたものと認識しており、県として助成措置は考えていない。

- 7 予防接種法に定めるA類疾病（定期予防接種）を実施する自治体へ県から補助金を出すこと。

(回答)

予防接種法第5条によりA類疾病（定期予防接種）の実施主体は市町村とされ、同法第25条第1項によりその費用は市町村負担とされているが、平成25年度から地方交付税で9割が市町村に手当されている。

現在、県内の市町村においてA類疾病（定期予防接種）を受けた者から実費を徴収しているケースはないが、自治体の財政力等や個人の所得格差によって接種できないケースが生じることのないよう、等しく接種機会を保障するため、本県では、全額国庫負担とするよう、全国衛生部長会を通じて国に要望している。

- 8 診療科の閉鎖、病院存続の危機を引き起こしている医師不足の解決のためにも、また県民が等しく医療を受けられるように、国に対して、引き続き医学部の定員増など医師数を抜本的に増やすことを要望すること。特に、医師不足が深刻な小児科・産科については、県として市町村や大学病院とも協力して、必要な医師数を確保できるよう医師の育成などにも対策を強化すること。及び看護師不足を解消するため、引き続き対策を強化すること。

(回答)

地域医療を担う医師を確保するためには、県内で医師をしっかりと育成し、定着を図ることが、最も効果的な方策であると考えている。

このため、自治医科大学に加え、大分大学医学部に1学年13名の地域枠を設け、将来の地域医療を担う医師の養成を行っている。医学部の定員についても、20年度の95名から現在は110名に増員されている。

現在、医師の育成・県内定着を促進するため、大学に設置した地域医療支援センターにおいて、地域枠を始めとした地域医療を担う医師のキャリア形成支援や、医師及び医学生への情報発信・相談支援等を行っている。

さらに、小児科や産婦人科については、県内で後期研修を受ける両診療科の医師に対する研修資金の貸与をはじめ、大学と連携し、小児科や産婦人科の若手医師が安心して地域で勤務できるよう指導体制を構築するなど、医師確保に向けた施策を行っており、引き続き医師の育成・確保に取り組んでいく。

また看護師の確保については、看護師のライフステージに応じた切れ目のない確保・定着対策に取り組んでおり、「看護の心普及啓発」のための中高生を対象とした病院・施設での職場体験事業、あるいは「看護学生の県内就業促進」のための修学資金の貸与、さらには「就職後の離職防止」のため、各医療機関に教育責任者を配置するなどの新人看護師の卒後教育の充実や院内保育所の運営支援、「離職者の復職支援」のための医療機関での職場体験や技術研修を実施するなど、引き続き、看護師の確保と定着を図っていく。

- 9 中津市民病院は、県北、福岡県京築地域24万人を圏域にしている医療圏の中核病院であり、かつこの地域では唯一365日、24時間対応している小児救急センターを備える250床の病院です。各種の指定病院ともなっており、250床を100%稼働させるためには、さらに増床が必要となっています。本年6月の市議会では、「市民病院の増床を要望する決議」を全会一致で採択し、県知事あてに要請したところです。つきましては、県として、この増床分を反映した地域医療計画にして、24万医療圏域を抱える中核病院として、存分に住民の地域医療への要望に応えられるようにすること。同時に、医師派遣についても、多くの過疎地域やへき地も抱えている事情を考

慮の上、地域枠による医師派遣が実現するようにすること。

(回答)

医療計画において基準病床数を定めており、中津市民病院のある医療圏域では、既存病床数が基準病床数を上回る状態となっている。

また、医師派遣については、地域枠卒業医師の地域派遣の対象となるのは、中津市民病院など15のへき地医療拠点病院と公立へき地診療所であるが、派遣先については、地域の医師不足の状況などを勘案しながら決定することになる。

10 地域医療構想において病床数削減をしないこと。

(回答)

地域医療構想は、高度急性期から回復期、慢性期、在宅医療に至るまで切れ目ないサービスが適切に提供される体制を作っていくために病床の機能分化と連携を進めていくことを趣旨としており、「病床削減ありき」ではなく、圏域ごとの地域医療構想調整会議での協議等を通じてあるべき医療提供体制の実現に向けて取り組むこととしている。

11 24時間小児救急の未実施地区に対し、土日・夜間の小児救急医療体制の整備を急ぐこと。

(回答)

県民が、子どもを安心して産み育てられる環境をつくるためには、小児救急医療体制の充実を図ることが重要と考えている。

そのため県では、子どもの病気に不安を感じている保護者などを対象として休日・夜間に電話相談に応じる体制の確保や、休日夜間に小児重症救急患者を受け入れる医療機関への支援などを行っている。

また、大分市に「小児夜間急患センター」、中津市に「小児救急センター」が整備されるなど、小児救急医療体制の充実が図られている。

しかしながら、小児科医が少ないため、休日、夜間に身近なところで診療を受けることが困難な地域もあり、小児科の後期研修医への研修資金の貸与や、小児科や産科の若手医師が安心して地域で勤務できる指導体制の構築などを行うことにより、地域での小児科医の確保と小児医療提供体制の整備・充実を着実に進めていきたいと考えている。

12 肝炎対策について、国に対し、患者の全員救済の措置を講じること。とりわけ、カルテなどに輸血事実が確認できる場合はもちろんながら、カルテで確認できない場合でも、支給金を支払うよう国に求めること。

(回答)

薬害及び集団予防接種による肝炎被害者については、国が責任を認めているが、カルテなどが医療機関に保存されておらず証明が困難なケースがあるため、本県では、すべての被害者が救済される仕組みの構築に取り組むよう、全国衛生部長会を通じて国に要望している。

- 13 現在、大分県では公立の病院における重度障がい児・者のための歯科診療体制ができていない。長時間かけて福岡県などの専門病院に通い、治療している実態がある。大分県立病院に専門スタッフを揃え、診療する施設を創設することが重度障がい児・者の負担を軽減することになる。県内にある療育センターでは、診察まで3か月を待たなければならないという状況でもある。初期治療などを県立病院で行い、その後のケアは歯科医が行うような体制を構築すること。

(回答)

県では、障がい者が身近な診療所で治療・ケアができるよう大分県歯科医師会に委託し、県内の歯科医師を対象に障がい児・者治療に係る研修を実施するとともに、障がい者施設の利用者等に対して歯科健診・歯科保健指導を実施し、歯科疾患の予防に取り組んでいる。

重度障がい児・者の歯科診療体制の確保については、大分県歯科医師会等関係機関と連携して、高次歯科医療機関の設置を含め検討していく。

- 14 地域医療介護総合確保基金を活用して、機能的な医療・介護のネットワークを構築させること。

(各市町村のネットワークの有無や進捗状況がわかる資料があれば提示すること)

(回答)

在宅医療・介護連携推進事業に関しては、介護保険法により平成27年度から、市町村が主体となり、郡市医師会等と連携しつつ取り組むこととなっている。県としては、医師が参加する地域ケア会議の開催支援や在宅医療・介護サービス利用の実態調査等により、市町村の在宅医療・介護の連携強化に係る取組を支援しているところである。

また、ICTを活用した医療情報ネットワークに関しては、別府市医師会による「ゆけむり医療ネット」や臼杵市医師会による「うすき石仏ねっと」を始めとして、医療機関や福祉・介護関係機関との間でICTを活用した患者情報の共有に関する先進的な取組が進められている地域がある一方で、取組が進んでいない地域もある。そこで、圏域を越えた医療機関等の連携による医療情報の有効かつ効率的な利活用を推進するうえで、安全で持続可能なネットワークのあり方を検討する場として、平成27年度から「大分県医

療情報ネットワーク検討会」を設置・検討しているところであり、その結果も踏まえたネットワーク構築を推進していきたい。

(高齢者福祉・介護保険)

1 老人クラブ助成金を増額すること。

(回答)

県は、老人クラブの活動を支援するため、地域で行う友愛訪問、清掃奉仕、生きがいづくり、健康づくり活動等に対し補助を行っている。

さらに、大分県老人クラブ連合会に、高齢者が地域活動に参画に必要な知識・技術を学び活動に結びつける「おおいたアクティブシニア養成講座」の開設や、子育て支援など様々な分野で社会活動を行う「ふるさとの達人」の募集や登録などを委託する一方で、元気高齢者による生活支援サービスなどの事業立ち上げ等を支援する「元気高齢者地域活動応援事業」を補助するなど、老人クラブ活動の活性化等を図っているところである。

今後とも、老人クラブの活動の助成を行うとともに、学習の場・活動の場の提供や地域で活躍する人材の育成などを通じて、一層の活性化を支援していきたい。

2 国庫負担の増額を国に要求し、介護保険料の負担を抑えること。

(回答)

国庫負担の増額については、利用者及び市町村財政の負担を抑制するため、国庫負担分の割合を引き上げるなど、現在の費用負担の仕組みの全体的な見直しを行い、被保険者及び地方財政の負担を軽減するよう、国に要望している。

介護保険給付費の県負担は、平成 28 年度当初予算ベースで 149 億円と引き続き厳しいものとなっている。このため、県では、保険者である市町村とともに、介護予防の取組など健康寿命の延伸に力を入れているところであり、その推進により、介護給付費や介護保険料の増大の抑制を図りたいと考えている。

3 国介護保険の改悪（要支援 1・2 の切り捨て、要介護 3 以下の入所制限、介護報酬の引き下げ、利用料の 2 割負担制の導入、施設利用者の食費・部屋代の補助の制限、高額介護費の限度額引き上げなど）の撤回を国に求め、県としての独自の助成策や市町村への支援策を講じること。

(回答)

いわゆる「医療介護総合確保推進法」については、高齢化が進展する中で、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構

築を目指すため、関係法律について所要の整備が行われたものと認識している。

介護保険制度については、予防給付の一部を市町村事業へ移行するなどの「サービス提供体制の見直し」と併せ、「費用負担の見直し」として、一定以上の所得者の利用者負担を引き上げる一方、低所得者の保険料負担の軽減などが図られている。

県としては、研修会等を通じて、先進事例の取組状況等の情報提供を行うなど、地域支援事業への移行に向けた市町村の取組を支援しているが、引き続き、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市町村と一体となって地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいく。

- 4 要介護1, 2の生活援助などの保険外しを中止するよう国に働きかけること。

(回答)

軽度者に対する生活援助サービス等の在り方については、社会保障審議会介護保険部会において、年内の意見集約に向けて議論されており、今後の国の動向を注視しているところである。

- 5 特定施設の宿直時間帯など、人員配置が充分ではなく、介護職員の増員を図り体制の充実を図ること。併せて、介護職員の処遇改善加算については、看護職なども対象とするよう、引き続き国に働きかけること。また、手続きの簡素化を図ること。

(回答)

有料老人ホームについては、「大分県有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づき、入居者の実態に即し、夜間の介護や緊急時に対応できる数の職員を配置するよう指導しており、平成25年度から、県所管（中核市である大分市以外）の有料老人ホームを対象に、夜間の体制を含めた職員の配置状況などについて立入検査を実施し、不十分な施設については改善に向けた指導を行っている。

養護老人ホーム、軽費老人ホームについても、それぞれの人員配置基準を満たすよう計画的な指導監査を実施している。

また、県では、全国知事会を通じ、看護職を含む介護従事者全体の賃金の底上げを国に対し要望している。

なお、介護職員処遇改善加算の手続きについては、前年度の届出時に提出していれば、キャリアパス要件等届出書や就業規則、賃金・給与規定の提出を不要とし、手続きの簡素化を図っている。

6 24時間体制の訪問看護について、看護師確保の困難性について引き続き解決策を講ずること。

(回答)

高齢化の進行により、地域における介護・看護サービスを担う人材の需要は、今後ますます伸びていくと見込まれることから、その安定的な確保・定着は喫緊の課題である。また24時間体制の訪問看護を確保するためには、高度な技能と専門性を備えた訪問看護師の養成が不可欠である。

このため、県では、訪問看護に必要な知識と技術が手軽に習得できるよう講習会の一部を通信教育（eラーニング）で行う訪問看護師養成講習会の開催、がん患者や高齢者等の在宅ターミナルケア研修などを実施している。また、平成25年度から訪問看護ステーションに訪問看護認定看護師をアドバイザーとして派遣し相談支援体制を整備することにより、訪問看護師の定着を図るなど、専門的で実践能力のある訪問看護師の確保に努めるとともに、27年度からは訪問看護ステーションの経営基盤強化、大規模化に向けた管理者研修を実施している。

また28年度からは、定年退職直後のベテラン看護師を「プラチナナース」と称し、訪問看護ステーションや介護施設等の在宅現場で活躍してもらうための体験研修やマッチング事業を実施するなど、引き続き質の高い訪問看護師を育成していく。

7 既存の特別養護老人ホームを改築する際、ユニット型しか補助対象にしない方針を改め、多床室での改築も補助対象として認めること。

(回答)

特別養護老人ホームの新設、増改築にあたっては、多床室に対する地域ニーズ等も勘案しながら個室ユニット化を促進することとしており、一概にユニット型に限定してはいない。

8 県独自の介護保険料・利用料を軽減する制度を創設すること。

(回答)

介護保険料については、所得段階別の定額の保険料率が採用されており、社会保障と税の一体改革において、低所得者に対する保険料の軽減措置が強化されたところである。

また、利用料の負担軽減については、高額介護サービス費の支給、施設利用者の所得に応じた居住費や食費に係る負担上限額の設定、社会福祉法人による利用者負担の軽減措置など、低所得者のサービス利用が困難とならないよう、きめ細かな配慮がなされている。

介護保険の費用負担については、国民の共同連帯の理念に基づき、被保険者の保険料、国・県・市町村のそれぞれの負担割合が決められているところであり、法定の負担割合の枠外で県独自の補助制度を創設することは考えていない。

9 介護保険高額委任払い制度を創設すること。

(回答)

介護保険においては、1か月の利用者負担額が一定額を超えたときは、超えた額について、償還払いにより利用者に高額介護サービス費が支給されることになっている。

適正なコスト意識を持っていただく観点等から設けられている制度であり、現在、県内では委任払い制度は採用されていない。

10 介護度認定が生活実態を反映できているかをチェックすること。特に、認知症などの介護認定は、生活・心身実態が反映できるものに改善すること。及び認定の決定を更新期限内に行うよう、引き続き実施自治体に指導を強化すること。

(回答)

要介護認定は、介護の必要度を判断するものであり、認定調査や介護認定審査会における審査や判定については、公平公正かつ客観的に行えるよう、全国一律の基準に基づいて実施されている。

認定調査により、認知症など、心身や生活の状態を詳しく調査し、介護認定審査会において介護の必要度を総合的に判断することになっており、県では、これらの手続きが適正に実施されるよう、認定調査員や介護認定審査会委員の研修を行うとともに、認定調査票の内容をチェックする市町村職員の研修等を行い、要介護認定が生活実態をより反映したものになるよう支援している。

また、要介護認定の更新については、更新申請が遅れた場合などやむをえない場合を除き、更新期限内に認定の決定が行えるよう、早めの取組を働きかけていきたい。

11 介護医療総合事業において、直轄で基幹機能を持つ地域包括支援センターをつくり、機能強化を図ること。

(市町村の直営の地域包括支援センターや基幹型地域包括支援センターの設置状況や予定について、資料の提出を求めます)

(回答)

地域包括支援センターは、現在、県内に59カ所あり、そのうち市町村直営は6カ所となっている。

各市町村は、地域包括支援センター設置の責任主体として、運営協議会を開催し、体制整備や重点的に行うべき業務方針を決定するとともに、地域ケア会議を通じたセンター職員のOJTを行うなど、直営・委託にかかわらず、適正かつ公正・中立な運営と職員の資質向上を図っている。

地域包括支援センターの役割はますます重要となっていることから、引き続き、職員のスキルアップや体制整備のための支援を行うことにより、さらなる機能強化を図っていく。

(障がい者福祉)

- 1 65歳以上の障がい者のサービス利用について、「介護保険優先原則」を見直すよう、国に求めること。

(回答)

国の通知では、介護保険サービスの優先適用については、障がい者の心身の状況やサービスを必要とする理由は多様であるため、一律に判断するのではなく、市町村が障がい者から利用意向等を聴き取りにより把握の上、必要な支援を介護保険サービスにより受けることが可能かどうかを適切に判断することとされている。

国の通知に基づく適切な取扱いが行われるよう市町村を指導していきたい。

- 2 精神障がい者をはじめ、障がい者への差別や虐待をなくすための取組や体制をさらに強化すること。

(回答)

平成24年10月の「障害者虐待防止法」の施行に併せ、県は障害福祉課内に「障害者権利擁護センター」を、県内の全市町村は「障害者虐待防止センター」を設置するなど、通報・相談体制の整備を図ったほか、法施行後、虐待防止研修会や、本法を周知するための普及啓発活動に取り組んでいるところである。

また、本年4月の「障害者差別解消法」の施行に併せて、「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」も施行され、差別解消のための相談窓口「障がい者差別解消・権利擁護推進センター」を新設したほか、条例周知のためのパレードや県民フォーラムを開催し障がいのある方の生の声を多くの県民に聞いてもらう取組や、事業者や施設管理者向け研修を実施するなど、共生社会の実現に向けた取組を進めているところである。

- 3 「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を尊重した障害者総合福祉法を制定するように引き続き国に求めること。

(回答)

総合福祉部会の骨格提言について、国は、提言が多岐にわたりその内容を一時期に実現することは困難であり、できるところから段階的、計画的に実現を目指すものとして、障害者自立支援法を改正し法律名を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改め、平成 25 年 4 月 1 日から施行されている。

障害者総合支援法では、基本理念が新たに創設され、難病等の方が障がい福祉サービスの対象となる等の改正が行われた。

さらに、平成 30 年 4 月から、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、新たなサービスの創設や障がい児支援の拡充、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等が行われる予定であり、その状況を注視していきたい。

- 4 多くの障がい者の声が詰まった「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」が成立しました。この趣旨を広く県民・事業者等に周知させ、実効ある条例にするよう努めること。

(回答)

条例施行に合わせて、本年 4 月に障がいを理由とする差別解消のための相談窓口「障がい者差別解消・権利擁護推進センター」を新設し、専門相談員が暮らしの中で生じる様々な相談に応じている。

より多くの県民に条例について理解していただくことが大切であることから、講演会の開催やラジオ等を通じた広報、市町村や福祉施設の職員研修の実施、街頭でのリーフレットや啓発用ティッシュの配付など、周知・啓発に力を入れて取り組んでいる。

さらに事業者に対しては、障害者差別解消法により各省庁が作成した合理的配慮を行う際の指針となるガイドラインの周知、啓発に努めるとともに、企業向けのセミナーを開催するなど、合理的配慮の必要性や具体的事例について理解促進に努めている。

- 5 利用者負担をなくすこと、及び運営費補助を県独自に実施すること。

(回答)

障害者総合支援法によるサービスの利用者負担については、平成 22 年 4 月からは低所得（市町村民税非課税世帯等）の障がい者、障がい児は利用料が無料となり、また、平成 24 年 4 月からは、法律上も、応能負担であることが

明記された。

施設・事業所の運営に係る経費については、国が物価動向や施設・事業所の経営実態等を踏まえて設定している報酬により対応するものとする。

- 6 市町村が実施する「地域生活支援事業」の利用料について、応能負担による低額な負担にするよう、更なる財政支援を行うこと。

(回答)

「地域生活支援事業」は、障がい者及び障がい児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう県及び市町村が実施している。

市町村が実施する「地域生活支援事業」については、地域の特性や利用者の状況等に応じて、実施メニューや利用料等を独自に設定できるとなっている。

市町村の利用者負担の設定状況を見ると、上限設定や低所得者利用の無料化など市町村独自の配慮が伺えることから、その自主性を重んじていきたい。

- 7 現在、身体障がい者（児）及び知的障がい者（児）にかかる運賃割引制度は、各事業者の理解により実施をされている。しかし、精神障がい者の運賃割引はないのが現状である。精神障がい者及びその介護者についても他の障がい者と同様、運賃割引制度の導入を実施するよう、大分県バス協会及び大分県タクシー協会への支援を行うこと。

(回答)

国においては、「障がい者の方々に対する運賃割引は、各交通事業者の自主的な判断に基づき、割引による減収を他の利用者の負担で賄うという形で行われている。」と整理している。

県では、精神障がい者の家族会が中心となって活動している大分県精神保健福祉会とともに、毎年、大分県バス協会、大分県タクシー協会に対して「精神障がい者に対する運賃割引」の要望を行っているところである。

今後とも、公共交通機関に対して、身体・知的・精神の3障がい者が同じ取扱いとなるよう、精神障がい者の運賃割引について求めていきたい。

- 8 大分県障がい者基本計画第4期の相談支援体制において、基幹相談支援センターを設置すること。

(回答)

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施するほか、相談支援事業者間の連絡調整や相談支援専門員の育成など重要な役割を担っているところだが、現在

県内には設置されていない。

県としては、自立支援協議会などを通じ、実施主体である市町村に対し地域の相談支援体制の充実を図るよう求めている。

9 障がい者支援施設の充実を。

中津市は、支援学校の開校が、近隣の宇佐市、日田市に比べて遅れたことから、保護者の方からは支援学校卒業後に市内での就業や利用できる施設が少ないとの声があります。実際に、福岡県上毛町の施設入居を希望されている方は、7年間短期入所の利用を続けておられます。その施設の方の話では、「希望してから入所できるまで10年はかかる。」とのことでした。また県下30の障がい者支援施設の6月末での待機者数は、359名に対して、受入れ可能者数は40名に留まっています。各地域の実情を把握し、待機者解消に計画的に取り組むこと。また、県立中津支援学校に、寮併設の計画を検討すること。

(傍線部は教育委員会で回答)

(回答)

平成27年3月に策定した「大分県障がい福祉計画<第4期>」では、個別の支援ニーズに応じたサービス提供基盤の整備とともに、地域生活への移行支援を重点的に取り組む施策として掲げている。県としては、引き続き、障がい者が安心して暮らせる地域生活の実現に向けて、グループホームなど各地域のニーズに沿った住まいの場の確保を図りたい。

なお、改めて、待機者の障害支援区分やサービス受給状況等について実情の把握に努めることとしたい。

- 10 ALS の患者は可動範囲が狭くなり、動かなくなってしまうたり、文字盤も使えなくなってしまう場合、意思疎通が出来なくなるので、時間との戦いで、タッチセンサーを動かせる部位が少なくなるにつれて、視線センサーや脳波センサーの必要性が大きくなっていく。ALS の患者、家族は眼球や脳波を使った入力技術に大きな期待を持っている。視線入力意思伝達装置を特例補そう具として給付すること。

(回答)

特例補装具の支給については、対象者が18歳以上であれば身体障害者更生相談所の判定が、18歳未満であれば市町村の判断が必要となる。対象者に真に必要であると判定・判断されると、視線入力意思伝達装置は特例補そう具として給付することができる。

- 11 嚙下障がいのある方は、食材を細かく調理するのにミキサーを使用するが、すぐに壊れてしまい買い替える費用負担が重くなり困っている。ミキサーを

日常生活用具の給付品目に加えること。

(回答)

市町村が行う日常生活用具給付事業の対象となるのは、日常生活上の便宜を図るための用具であって、その要件及び用途並びに形状は国が定めるものとなっている。給付の対象となる用具は、用具の制作、改良又は開発に当たって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないものとされている。

- 12 毎月病院へ支払った後、病院窓口で重度障害者医療費還付書類へ記入し市役所障害福祉課へ郵送、または提出している。その手続きを毎月するのは重度障害の患者にとっては苦痛であり、各市役所と病院で調整して手続きを簡単にしてほしい。他県の一部市町村では、入院時のみ実施しているところもある。重度障害者医療費助成制度の手続きを簡素化すること。

(回答)

ほとんどの市町村で、郵送による申請書の提出や、家族、施設職員等の申請代行を認めるなど手続きの簡素化を図っている。引き続き、事業の実施方法等について、事業実施主体である市町村と協議していきたい。

- 13 指定難病の医療費助成は、難病の病状は固定しないため「治療研究事業」として毎年の更新が必要となっている。しかし、患者は毎年書類をそろえて窓口に持参し、ミスがあれば何度もやり直し、代行は家族のみなど、手続きの負担が大きい。申請書類作成と窓口申請手続きを簡素化し、代行申請を拡充すること。

(回答)

更新時の申請書類等については、前年度の申請内容が予め記載された更新申請書を県から患者あて送っており、患者の負担軽減を図っている。

さらに、今後はマイナンバー制度の施行により、添付書類として準備していただいていた所得課税証明書などの提出は省略できることとなる。

なお、代行申請は、現在でも施設職員等、委任状を提出いただければ家族に限らず代行できる。

- 14 病棟・施設入所の重度障がい者や重症難病患者は、在宅の時はごく普通に各種福祉サービスを利用していたのに、入院入所した途端、利用できる福祉サービスは限られ何でも自己負担で苦しんでいる。厚生労働省のレクチャーで、入院入所者であっても持続痰吸引器、おむつ給付については、「市町村が柔軟にできる」「厚労省としては除外していない」と厚労省が回答したことにより、これらの福祉サービスを利用することで、重い自己負担が緩和した。

このことを市町村に徹底して、利用申請があれば支給するよう助言すること。  
(回答)

日常生活用具給付事業は、在宅以外の施設入所者等も給付対象としている。  
ただし、給付品目のうちには、本来施設等で準備すべき備品も含まれていることから、必要性を調査のうえ、実施主体である市町村において判断することとしているが、取扱いに差異がないよう徹底したい。

15 発達障がいへの支援強化のため、市町村が使える国からの補助で、保育所や幼稚園や学童クラブなどに専門員が巡回する巡回支援専門員整備事業を実施すること。

(回答)

この事業について、県では特に平成26年度から市町村に実施を強く呼びかけており、平成28年度には県内13市町で事業が実施されるようになっている。

今後も未実施市町村に対し、引き続き事業実施を呼びかけていくことにしている。

16 診断に行く前の保護者のため、ペアレントプログラムなどで相談や支援を強めること。

(回答)

県では、平成27年度から、発達障がいのある子どもの保護者への支援の手法の一つであるペアレントメンター養成研修事業に着手している。

この事業は、発達障がいのある子どもを育てた経験のある保護者が、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない保護者の悩みや不安を聞き、相談や助言を行うペアレントメンターとなってもらうための研修を行うもので、平成29年度までに県内全域で30人以上の養成を目標としており、このペアレントメンターの活用により相談支援の一層の充実を図っていきたいと考えている。

一方、ペアレントプログラムは、発達障がいやその傾向の有無に関わらず有効とされている、問題行動の減少そのものではなく、親の認知を肯定的に修正することに焦点を当てた簡易なプログラムで、既に県内1市や一部の事業所において実施されている。こうした手法の県内での普及・実施についても今後研究していききたい。

(子育て支援など)

1 認可保育園を増やし、入所待機児童問題の解決を図ること。また、認可基

準を満たした無認可保育所が希望すれば、早急に社会福祉法人として認可すること。

(回答)

保育の実施主体は市町村であるが、これまでも県として待機児童解消のための保育所整備等の市町村の取組を支援してきたところであり、今後も継続して支援していきたい。

また、新制度における保育所の設置認可は、施設の所在する区域における保育の供給量が需要を上回っている等の場合を除き、設備等の基準に該当すると認めるときは認可をするものとされている。

2 認可、無認可、認定保育園にかかわらず、保育士の待遇改善を図ること。

(回答)

認可保育所、認定こども園の保育士・保育教諭の処遇改善について、昨年度は人事院勧告に準じた加算や消費税を財源として公定価格における人件費が改善されている。国では、人件費の2%相当の改善に加え、技能・経験に応じて4万円程度の改善が行われることとされており、今後の国の動向を注視していく。

認可外保育施設については、保育従事者等に対して実施する健康診断に必要な経費を補助している。

3 県のにこにこ保育支援事業の実施状況は、市町村によってばらつきがあり、認可・無認可を問わず、すべてのメニューが全県で実施されるよう、指導を強化すること。

(回答)

「大分のにこにこ保育支援事業」は、子育ての経済的負担を軽減し、子どもを生き育てやすい環境の整備を進めるため、全国に先駆けて平成16年度から実施している3歳未満児の保育料を減免する事業である。

本事業の推進のため、事業の実施主体である市町村に対して、毎年働きかけを行っており、28年度から新たに、別府市、中津市、佐伯市、津久見市、由布市において認可保育所の第2子に対象を拡大したところである。

今後とも市町村に対して、本事業への理解を促し、全メニューに取り組むよう、一層の働きかけを行っていきたい。

4 無認可保育所の幼児・職員の健康診断の未実施市町村に対し、指導を強化すること。

(回答)

認可外保育施設における児童の衛生及び安全の確保のため、児童と職員の

健康診断については、国庫補助事業及び県単独補助事業で助成を行っており、引き続き未実施市町村に対して実施を働きかけていきたい。

- 5 「認定子ども園」について、子どもの育ちを保障するため、保育所及び幼稚園の現行基準を下回らない認定基準にすること。

(回答)

認定こども園の認可及び認定の基準は、幼稚園及び保育所の基準を基に国が定めた基準をベースにして条例で定めており、昨年度から単体の認可施設として法で規定された幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所の基準をベースに、共通する部分は高い方の基準を引き継ぐものとなっている。

- 6 放課後児童クラブについて、大分県でも「設置・運営基準」をつくり、施設や人員配置が不十分なので、さらに補助額を増やし改善すること。また、設置率の低い自治体に対して、改善を求めること。

(回答)

放課後児童クラブの設備及び運営については、平成 27 年 4 月から国の省令基準を踏まえて策定された各市町村の条例に基づき運営されていることから、県で「設置・運営基準」を策定する予定はない。

また、平成 27 年度予算から市町村への補助額を増やしたところであり、県単独の補助制度としても、地域のボランティアを活用した地域の先生派遣事業によりクラブを支援している。

今後とも市町村とともにニーズのある全ての小学校区での放課後児童クラブの実施を目指す。

- 7 放課後児童クラブの指導員の待遇改善を図ること。

(回答)

県では平成 27 年度からの新制度導入に合わせて市町村への補助単価を最大 4 割増加し、放課後児童支援員の処遇改善を後押ししている。

- 8 学童保育の受入れについて、年度途中からでも入れるように定員や施設を増やし、働きながら子育てができる支援を充実すること。

(回答)

放課後児童クラブは、市町村毎にニーズ調査を行い、それを基に計画的に整備を進めており、希望者が利用できるよう市町村とともに放課後児童クラブの充実を目指す。

- 9 業務上急に休むことが難しい子育て世帯の子どものために、児童や乳幼児の

病児保育の実施を推進すること。

(回答)

病児保育は、現在 17 市町 24 か所で実施されているが、まだまだ不足している状況があるので、おおいた子ども・子育て応援プラン（第 3 期計画）において設定した数値目標の達成に向け、さらに促進を図っていく。

- 10 認可・公立保育所が定員一杯で入所を断られて無認可に入所している子どもへ、認可と同額となる補助をすること。併せて、「待機児童解消加速化プラン（さきどりプロジェクト）」の認可外保育への公的支援をすること。

(回答)

「大分にこにこ保育支援事業」において、認可外保育施設に入所している児童についても、当該児童が保育を必要とする等の要件を満たしている場合は、第 2 子以降の 3 歳未満児の保育料を軽減する対象としているが、認可保育所と認可外保育施設では保育料の算定方法が異なるため、同額の補助とすることは困難である。

また、国の「待機児童解消加速化プラン（待機児童解消「先取り」プロジェクトを発展的に吸収したもの）」中、認可外保育施設への支援としては市町村が実施主体の「認可化移行改修費等支援事業」があるが、現段階で実施希望がない状況である。

- 11 児童虐待・DV対策は、さらに専門職員を増やし、被害者自立のための住宅や仕事確保など、支援体制を強化するとともに、民間シェルターへの助成を拡充すること。（傍線部は生活環境部で回答）

(回答)

近年、児童虐待の相談件数が増加するとともに深刻化していることから、これまでに、ケースワーカーや、児童心理司、保健師、保育士などの専門職員を増員配置してきたところである。

また、「児童アフターケアセンターおおいた」と連携し、施設退所後の自立生活支援の充実を図っている。

- 12 子ども・女性相談支援センターの職員は、舎監等も含め正規職員を雇用すること。

(回答)

「こども・女性相談支援センター」については、児童虐待、DV被害の相談件数や一時保護件数が増加傾向である状況を踏まえ、これまで正規職員を増員配置してきたところであり、平成 28 年度についても、専門職 2 名（警察官

OB及び看護師)について、従来の非常勤ポストを正規化し、体制を強化したところである。

なお、舎監等については、業務内容を勘案し非常勤職員として配置しており、勤務条件を改善した上で増員を行っている。

- 13 保育所等の施設整備のための「大分県安心こども基金」の用途については、地域の要望や当事者たちの声が十分反映されるよう、引き続き指導を強化すること。

(回答)

保育所等の施設整備については、これまでも「安心こども基金」の活用等により市町村を支援してきた。平成28年度から認定こども園は基金を活用し、保育所は国から市町村への交付金によって整備することとなっている。いずれにおいても、地域のニーズを踏まえた施設整備が行われるよう、今後も引き続き市町村と連携していく。

- 14 児童扶養手当の支給回数を増やすこと。せめて2か月に一度の支給にするよう国に求めること。

(回答)

児童扶養手当の支払月は、児童扶養手当法第7条第3項に規定されており、これを変更するためには法改正を要することから、要望の趣旨については、国に伝えていきたい。

- 15 児童相談所の専門職員やケースワーカーを増員するなど、体制をさらに充実すること。

(回答)

近年、児童虐待の相談件数が増加するとともに深刻化していることから、これまでも、ケースワーカーや、児童心理司、保健師、保育士などの専門職員を増員配置してきたところであり、平成28年度も、児童虐待事案等に係る警察との連携強化及び一時保護所における入所児童の看護・保健指導体制の充実を図るため、正規の専門職2名(警察官OB及び看護師)を増員したところである。

また、相談・支援の一層の充実・強化を図るため、平成22年度に「こども・女性相談支援センター」を開設し、365日24時間相談可能な「いつでも子育てほっとライン」の充実、里親専任職員の増員による支援強化、市町村職員への研修等の充実等に取り組んできたところである。

なお、今般の児童福祉法の一部改正により、児童福祉司の配置基準の引き

上げ等児童相談所の更なる体制強化が示されたことも踏まえ、引き続き県民の要請に応えられるよう体制の充実を図っていきたい。

- 16 家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート事業）を恒久化し、活動費等を支給するなど、さらに充実を図ること。

（回答）

家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）は、研修を受けた地域の子育て経験者が、申込みのあった子育て家庭をボランティアで訪問し、「傾聴」と「協働」により親の育児不安の軽減等を図るきめ細かな子育て支援であり、県ではこの事業の推進のため、取り組みを広めるための市町村等職員研修、市町村が行うホームスタート実務管理者等養成研修への補助を行ってきた。また、従事者スキルアップ研修の実施のほか、取組団体や市町村職員等からなる「おおいたホームスタート推進連絡会議」による連携体制の整備等を行っている。

地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業として、家庭訪問型子育て支援事業は、国及び県の補助事業の交付対象となっていることから、県においては、事業の啓発、関係機関の連携体制の構築等を図ることにより、事業の拡充や支援の質の維持・向上等を図ることとしている。

- 17 児童への性的虐待に対し抜本的な対策を講じること。

（回答）

児童虐待については、児童の安全確保を最優先に対応するよう努めており、特に処遇困難な事例については、大分県社会福祉審議会児童相談部会での検証や提言等をいただいている。

また、児童が性被害を受けた事例を受けて、平成26年2月に大分県社会福祉審議会児童相談部会より、「児童の安全確保を最優先する姿勢の徹底」「困難事例への対応能力向上のための研修の充実」「児童が犯罪被害者となるケースに係る警察との連携」「検証結果の関係機関への周知」について提言をいただいたことを踏まえ、児童相談所職員の研修実施や県警との「児童虐待等に関する警察への情報提供に係るガイドライン」の作成等に取り組み、児童の安全確保がより確実にいえるよう対策を講じたところである。

- 18 障がい児を学童保育で受け入れる場合、受け入れた障がい児の人数にかかわらず、定額1,712,000円が基準となっている。国基準は1,748,000円となっている。受入れ人数が増えた場合に、子どもたちの安全のために指導員を増やさなければならない。加算が必要である。また、障がいがあっても、障害手帳や療育手帳の交付を受けていない子どももいる。対

応は障がい児並みにしなければならず、人員を増やさなければならない。障がい児受入推進事業の対象にすること。

(回答)

国が策定した「放課後児童クラブ運営指針」では、障がいのある子どももクラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入に努めるとされている。補助事業の障がい児受入推進事業の要件としても、身体障害者手帳や療育手帳のほか、医師や児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見書等でも可能とされている。

なお、国では障がい児が5人以上の場合は更に加算ができる制度を設けている。

(生活保護行政)

- 1 生活保護基準の引下げによる福祉・教育施策などの切下げは行わないこと。また、その旨を市町村に徹底すること。また、その財源確保を国に求めること。

(回答)

基準額の改定については、国はできる限り他制度に影響が及ばないようにするとの、全閣僚が確認した対応方針を示しており、地方自治体に対しても独自に実施している事業について、同様の配慮を求める厚生労働省事務次官通知が平成25年以降毎年発出されている。この通知について、その都度県の各部局と市町村に知らせ、適切な判断、対応を依頼するとともに、県関係部局には、基準の見直しに伴い影響が生じる可能性のある事業を実施している市町村の各担当課に対して重ねての周知も依頼している。

- 2 生活保護基準の引下げの影響が非課税限度額に及ばないように、国に強く求めること。

(回答)

基準額の改定については、国はできる限り他制度に影響が及ばないようにするとの、全閣僚が確認した対応方針を示している。

- 3 居住している土地、家屋の売却を求める「長期生活支援制度」の強制は行わないこと。

(回答)

「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」貸付制度は、要保護者が所有する不動産に住み続けながら、これを担保に生活資金を借り受け、要保護者の死亡後に担保に供していた当該不動産を処分することにより債権の回収を行うものである。

生活保護制度では、「補足性の原理」として、資産の活用や扶養義務者による扶養義務の履行が定められているが、これにより居住用不動産の活用が図られるとともに、被保護者の生存中（保護受給中）に扶養義務を果たさなかった扶養義務者が被保護者の死亡後に遺産を相続するなどの社会的不公平も是正されるとの観点から活用しているものである。

- 4 保護申請の認定は、原則14日以内の期限を厳守するよう市町村を指導すること（依然として30日くらいかかっているケースが多々ある）。また、緊急を要する場合は、職権で開始すること。

（回答）

保護申請があった場合は、迅速に調査を行い、申請のあった日から原則として14日以内に通知することとされており、これまでも保護の実施機関である福祉事務所に14日の期限を遵守するよう指導している。

ただし、扶養義務者や資産状況の調査に日時を要する等特別な理由のある場合には、30日まで延長できること及び延長した場合は書面にその理由を明示することが、生活保護法で規定されている。

また、急迫した状態にある場合は、申請なしに保護を開始することとしている。

- 5 勤労者及び障がい者世帯などには、自動車の保有・使用を原則認めること。

（回答）

生活用品としての自動車の保有は認められていない。

例外として、通院、通所及び通学（以下「通院等」という）については、障がい者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する方が、自動車による以外に通院等の方法が全くないか、又は通院等することがきわめて困難な場合に、要件を満たせば保有が認められている。

また、通勤用自動車については、障がい者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住あるいは通勤している方が、自動車による以外に通勤方法が全くないか、又通勤することがきわめて困難な場合に、要件を満たせば保有を認めている。

個別の事情について、画一的に判断するのではなく、実情をよく調査し、自動車保有の必要性等を検討して対応するよう指導している。

- 6 生活保護の申請権は、これを無条件に認めること。また、申請書はすべての市町村の出先機関の窓口置くこと。

（回答）

保護の申請権は生活保護法が保障する権利であり、保護の実施機関である福祉事務所に対して、保護の相談に当たっては、申請権を侵害しないことは言うまでもなく、申請権を侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むよう指導している。具体的には、申請書をすべての市町村の窓口に置くことはもとより、生活保護の相談者に対し、保護の受給要件等生活保護制度の正しい理解が得られるよう、相談内容に応じた懇切丁寧な対応を指導しているところである。

また、福祉事務所が保護に該当しないと判断した場合であっても、相談者に保護申請の意思があれば、保護申請書を交付しないことは、法律上認められた保護申請権を侵害することになる旨を指導している。

- 7 離婚した生活保護の申請者に元配偶者への扶養照会や養育費の支払いを本人（申請者）の同意なしに求めることはしないこと。

（回答）

離婚した元配偶者への扶養照会は原則として行っていない。また、養育費の支払いについては、各世帯の状況や問題点等を検討した上で、個別に対応している。

特に、DVやつきまといが懸念される場合もあり、そのような事情も十分考慮した上で慎重に対応する必要があると考えている。

- 8 県として夏季・冬季一時金を実施し、健康を守れるようにすること。

（回答）

本県における生活保護世帯に対する見舞金については、一般勤労者の消費支出水準と保護基準の格差が縮小してきたことなどから廃止したものであり、この状況に変わりはなく、これを復活する予定はない。

- 9 高齢世帯はどうしても病院への通院や衣料費、食費も多くかかるので、生活保護世帯への老齢加算を復活するよう国に求めること。

（回答）

老齢加算は、国の生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書の検証結果に基づき、平成16年度から18年度にかけて段階的に廃止された。

平成23年度からは、社会保障審議会生活保護基準部会において、国民の消費動向、特に低所得世帯の生活実態を勘案しながら生活扶助基準の検証を実施しており、今後も国の動向に留意したい。

- 10 保護決定前的高額医療還付金については、借入れなどで支払った場合、収

入認定とせず、本人に還付すること。

(回答)

保護申請時以降に支給される高額療養費還付金は原則として生活保護法第63条の費用返還の対象となるが、全額の返還が当該世帯の自立を著しく阻害するときは、必要額を控除する場合がある。

- 11 迦及年金、交通事故補償金などについては、最大限、自立助長のための必要経費として認めること。

(回答)

迦及年金、交通事故補償金などについては、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、そうすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合は、実施要領等に定める範囲において控除して返還額を決定して差し支えないこととなっている。

- 12 休日・夜間などでも安心して受診できるように、診療依頼書方式を、県内すべての福祉事務所で実施するよう指導すること。

(回答)

継続して受診する場合は、休日・夜間でも新たな手続きは必要としていない。新たに医療機関に受診する場合は、原則として申請が必要であり、国の定めた実施要領で、福祉事務所に傷病届（保護変更申請書）を提出し、交付を受けた診療依頼書（医療券）を医療機関に提出して受診するよう定められている。

しかし、緊急の場合や休日・夜間等に受診をする場合は傷病届を提出する必要はないので、保護受給者が受診に支障を来さない方法をとるよう、指導監査の際等に福祉事務所に指導を行っている。

- 13 通院移送費支給については、福祉事務所に徹底すること。また、保護費の抑制を理由に、病状を勘案しないで近隣への医療機関への切替えの強制を行わないこと。

(回答)

通院移送費については、「医療扶助運営要領」に給付方針、給付の範囲、給付手続き、費用が規定されており、個別にその内容を審査し、傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な経路及び交通手段により、最小限度の実費を給付することとなっている。県は、この要領に基づき、適切に移送費を支給するよう福祉事務所を指導している。

移送の給付に当たっては、画一的な取扱いを行うべきでなく、それぞれの

事情に応じて内容を審査する必要があると考えている。

- 14 エアコン設置の貸付金返済については、これまで通り自立更正のための必要経費として控除すること。

(回答)

平成26年6月から、保護費以外に収入が無い方も生活福祉資金貸付金の利用ができるようになった一方で、年金等の収入から償還金の返済額を控除する取扱は廃止された。

この控除については、これまでは特例的に保護費以外の収入から償還金を控除して認定する取扱いが認められていたが、国がこの特例を廃止したものである。

- 15 基準を上回る担当を抱えている場合もあり、必要なケースワーカーを確保すること。また、職責が十分果たせるよう、研修などで必要な資格を習得させること。

(回答)

ケースワーカーについては、社会福祉法により、市では80世帯に一人、県では65世帯に一人が標準数として定められており、これを下回る福祉事務所については、指導監査の際に人員増の指導をしている。

ケースワーカーに必要な社会福祉主事の資格については、人事異動により未取得者が配属された場合、通信教育等により資格を取得している。

ケースワーカーの資質向上は、査察指導員や在職年数の長い職員による同行訪問調査や職場内でのケース検討会議などOJTが重要であり、国や県も研修会を開催して福祉事務所の職員の資質向上を図っている。

- 16 申請にあたり、申請者のプライバシーを侵害しないよう職員に徹底すること。(例えば離婚や離職の経過や原因、病歴などの過度の聞き取り)

(回答)

生活保護の申請があった場合、適正な保護の決定及び適切な保護の実施に必要なため、生活状況や結婚歴・職歴等を含む生活歴、家族の状況、病歴及び体調、収入や預貯金の状況等について、聞き取り等の方法により調査を実施しているところである。

プライバシー保護の観点から、生活保護の決定及び実施に必要な情報に限定して聞き取り等の調査を行っているものであり、その過程で知り得た情報は、職務上知り得た個人情報であり、これらの情報を無関係の第三者に漏らさないことは当然である。

このような保護の相談や実施にかかる原則は、今後も研修等を通じて周知・徹底していく。

- 17 宇佐市の生活保護基準の級地を、中津市並みに引き上げる要求に対し、国は検討課題としているが、引き続き国へ強く求めること。

(回答)

級地などの保護基準については、一般世帯の消費動向や地域の実情等を勘案して、国が定めることとなっている。平成25年度、厚生労働省の社会保障審議会生活保護基準部会において、生活保護制度における地域差等についても審議が行われたが、全国的に級地区分の見直しは行われていない。

○県内地域包括支援センター所在地等一覧(H28.4.1現在)

区分	市町村	名称	運営主体	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	担当地域
1	大分市	上野ヶ丘地域包括支援センター	医療法人 豊敬会(井野辺病院)	870-0026	大分市金池町4丁目2番1号 フジタコーポ	097-513-5103	097-513-5134	金池、長浜
2	大分市	榎田地域包括支援センター	社会福祉法人 鷹峯会(特別養護老人ホーム風雅の里上野)	870-0045	大分市城崎町3丁目2-30 井上ビル101	097-560-0437	097-560-0438	榎崎町、中島、住吉
3	大分市	王子地域包括支援センター	社会福祉法人 仁愛会(特別養護老人ホーム 柞原の里)	870-0007	大分市王子南町9番25号	097-544-1223	097-544-0876	大道、春日町の一部、西の台の一部
4	大分市	大分西地域包括支援センター	社会福祉法人 若草会(創生の里)	870-0871	大分市東八幡4丁目6組 リバーサイド91 101号	097-576-8282	097-576-8660	春日町の一部、西の台の一部、八幡、神崎
5	大分市	南大分地域包括支援センター	社会福祉法人 榎峯会(特別養護老人ホームリバーサイド榎花苑)	870-0856	大分市畑中1組1-2 コーポ矢野第2-102号	097-573-6688	097-573-6747	南大分、豊府
6	大分市	城南・賈来地域包括支援センター	社会福祉法人 温寿会(特別養護老人ホーム 庄の原苑)	870-0889	大分市佐野町2丁目2組	097-545-1030	097-545-1068	城南、佐野、賈来
7	大分市	城東地域包括支援センター	社会福祉法人 大分市社会福祉協議会	870-0907	大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館1階	097-558-6285	097-558-6286	津留、舞鶴、東大分
8	大分市	滝尾地域包括支援センター	社会福祉法人 松山会(特別養護老人ホーム 緑風苑)	870-0953	大分市下郡東1丁目3番15号	097-567-1720	097-567-1728	滝尾、下郡、森岡
9	大分市	明野地域包括支援センター	社会福祉法人 虹の会(特別養護老人ホームアリスおおいだ)	870-0165	大分市明野北2丁目15番2号 第2岩本ビル101号	097-556-3600	097-556-3633	明野東、明野西、明野北
10	大分市	原川地域包括支援センター	医療法人 鶴友会(メディティピアこが)	870-0917	大分市高松1丁目2番2号 R73番館103	097-547-8201	097-547-8203	日岡、桃園
11	大分市	鶴崎地域包括支援センター	医療法人 善昭会(オアシス病院)	870-0102	大分市北鶴崎4丁目7番7号	097-594-1501	097-594-1502	鶴崎、三佐
12	大分市	大東地域包括支援センター	社会福祉法人 長久会(特別養護老人ホーム 白水長久苑)	870-0125	大分市大字松岡5461番地1 モンベル安達103号	097-528-7660	097-528-7661	明治、松岡、明治北
13	大分市	東陽地域包括支援センター	社会福祉法人 永生会(特別養護老人ホーム 清流苑)	870-0116	大分市大字常行450番地	097-524-0892	097-524-0893	高田、川添、別保
14	大分市	大在地域包括支援センター	社会福祉法人 穂登舎(特別養護老人ホーム 百華苑)	870-0251	大分市大在中央1丁目4番15号B	097-528-9295	097-528-9296	大在、大在西
15	大分市	坂ノ市地域包括支援センター	社会医療法人 関愛会(佐賀関病院)	870-0308	大分市坂ノ市南3丁目4番35号	097-592-6686	097-592-6687	坂ノ市、小佐井、丹生
16	大分市	種田地域包括支援センター	社会福祉法人 霊山会(特別養護老人ホーム 玉光苑)	870-1152	大分市大字上宗590番地10 日生第3マンション 103号	097-542-7147	097-542-7148	種田の一部、宗方の一部
17	大分市	種田西地域包括支援センター	医療法人 創寿会(介護老人保健施設 小野鶴養生院)	870-1176	大分市富士見が丘東2丁目27番2号	097-576-7573	097-576-7583	横瀬、横瀬西、種田の一部、宗方の一部
18	大分市	種田南地域包括支援センター	社会医療法人 三愛会(大分三愛メディカルセンター)	870-1143	大分市大字田尻559番地	097-547-7886	097-586-6552	東種田、田尻
19	大分市	種田東地域包括支援センター	一般社団法人 大分市医師会(アルメイト病院)	870-1121	大分市大字鶴野928番地の7 ユタカビル1階	097-568-0310	097-568-3340	敷戸、鶴野、寒田
20	大分市	竹中・判田地域包括支援センター	社会福祉法人 一志会(特別養護老人ホーム 清静園)	870-1113	大分市大字中判田1593番地 コンフォート山下D棟102号	097-597-4111	097-597-1991	竹中、判田
21	大分市	戸次・吉野地域包括支援センター	社会医療法人財団 天心堂(天心堂へつぎ病院)	870-7761	大分市大字中戸次457番地3	097-586-7170	097-586-7174	上戸次、戸次、吉野
22	大分市	野津原地域包括支援センター	社会福祉法人 七瀬陽史会(特別養護老人ホーム 和泉庄)	870-1203	大分市大字野津原字久保1505番地1	097-586-4020	097-586-4008	野津原東部、野津原中部、野津原西部
23	大分市	佐賀関・神崎地域包括支援センター	社会福祉法人 大分市社会福祉協議会	870-2201	大分市大字佐賀関2174番地1	097-575-0337	097-575-0338	佐賀関、木佐上、こつさき、大志生木
24	別府市	別府市青山・東山地域包括支援センター	社会福祉法人 一燈園	874-0919	別府市鶴見6組-1	0977-73-6989	0977-21-2348	隔山、南立石、観海寺、鶴見園、南荘園、堀田、東山、鶴見、荘園、山の口、枝郷、城島
25	別府市	別府市中部地域包括支援センター	医療法人社団 上人会	874-0919	別府市石垣東1丁目9番20号テラス石垣IF	0977-68-2556	0977-68-2079	上野口、東荘園、荘園北、石垣西1～3丁目、石垣東1～3丁目、天満、新巻、弓ヶ浜、京町、元町、若草、南約分浜、北約分浜、北浜、新分浜、絨丘
26	別府市	別府市鶴見台地域包括支援センター	社会福祉法人 恵愛会(高齢者ケアセンター 茶寿苑)	874-0910	別府市石垣西10丁目9-13 豊ビル102	0977-25-7722	0977-25-7773	石垣西4～10丁目、石垣東4～10丁目、沙見、榎ヶ丘、春木、上人南、船小路、中須賀元・本・東、南須賀、新別府、実相持

区分	市町村	名称	運営主体	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	担当地域
27	別府市	別府市朝日地域包括支援センター	社会福祉法人 泰生会	874-0843	別府市大畑2-1 飛鳥ビル1階	0977-85-8088	0977-85-8178	明琴、竹の内、小倉、大畑、朝日ヶ丘、井田、火売、御幸、鏡輪上・東、天間、湯山、馬場、風呂本、北中、北
28	別府市	別府市山の地域包括支援センター	社会福祉法人 洗心会	874-0833	別府市駅前町11番17号 えきま子1町目BIS南館	0977-23-8582	0977-26-2506	中央、幸、富士見、光、乙原、原、中島、朝原1丁目1区、朝野2・3丁目、山の手、上原、上田の湯、西野口、青山、田の湯、駅前、駅前本町、野口元・中、
29	別府市	別府市北部地域包括支援センター	社会福祉法人 豊心会	874-0016	別府市亀川中央町9番27号	0977-66-6844	0977-84-7117	亀川四の湯、中央、浜田・東、スライド豊瀬、園の江新、古市、国立第一・二、小坂、大所、内瀬、野田、照波、上七ヶ浜、上人五、仲・本、上平田、大観山、平田
30	別府市	別府市浜臨地域包括支援センター	医療法人社団 仁泉会	874-0947	別府市浜臨1丁目8-5 浜臨高層店舗B	0977-25-6811	0977-25-6801	立田、河内、瀬田、玉置原、山登、和葉、秋原、赤松、五代、朝見1丁目2区、鳥越、田の口、内成、南、楠、浜、英崎1〜3丁目、宋広、柳、回部橋
31	中津市	中津市地域包括支援センター社協	社会福祉法人 中津市社会福祉協議会	871-0102	中津市三光成恒421番地1	0979-43-5380	0979-43-2595	三光、本耶馬采、耶馬溪、山国
32	中津市	中津市地域包括支援センターいずみの園	社会福祉法人 九州キリスト教社会福祉事業団	871-0162	中津市大字永添2744番地	0979-62-9000	0979-23-7921	大樽、如水、今津校区
33	中津市	中津市地域包括支援センター三光園	医療法人 三光会	871-0162	中津市大字永添933番地の1	0979-53-9820	0979-23-7184	小楠、鶴居、三保、和田校区
34	中津市	中津市地域包括支援センター創生園	医療法人 健清会	871-0027	中津市大字上宮永298番地の1	0979-24-6015	0979-24-6009	豊田、沖代校区
35	中津市	中津市地域包括支援センター村上	医療法人 杏林会(村上記念病院内)	871-0049	中津市1799番地(諸町)	0979-23-0833	0979-27-0180	南部、北部校区
36	日田市	日田市中央地域包括支援センター	社会福祉法人 翠明会(特別養護老人ホーム 中ノ島園)	877-0074	日田市巾ノ島町685-16	0973-23-2552	0973-23-7088	隈住手・竹田・田島・豆田
37	日田市	日田市西部地域包括支援センター	社会福祉法人 平成会(特別養護老人ホーム 花月園)	877-0082	日田市日ノ出町156	0973-26-0036	0973-26-3087	光岡、三花・小野・大鶴・朝日・夜明
38	日田市	日田市東部地域包括支援センター	社会福祉法人 福寿会(特別養護老人ホーム 日田園)	877-0061	日田市石井町1丁目271-2	0973-22-0248	0973-22-0247	五和、高瀬、三秀、西有田・東有田
39	日田市	日田市南部地域包括支援センター	社会福祉法人 大善福祉会(特別養護老人ホーム 善業苑)	879-4201	日田市天瀬町桜竹1115-87	0973-57-9012	0973-26-7022	上津江、中津江、前津江・大山・天瀬
40	佐伯市	佐伯市地域包括支援センター	直営	876-0844	大分県佐伯市向島1-3-8	0972-23-1632	0972-23-1661	市内全域
41	臼杵市	臼杵市医師会地域包括支援センターコスモス	一般社団法人 臼杵市医師会	875-0051	大分県臼杵市大字戸屋字長倉1131番1	0972-63-6250	0972-63-6285	市内全域
42	津久見市	津久見市地域包括支援センター社協	社会福祉法人 津久見市社会福祉協議会	879-2441	津久見市中央町160番地の133	0972-82-4124	0972-82-5003	市内全域
43	竹田市	竹田市地域包括支援センター	社会福祉法人 竹田市社会福祉協議会	878-0011	竹田市大字赤々1650番地	0974-64-0310	0974-63-1050	市内全域
44	豊後高田市	豊後高田市包括支援センター	社会福祉法人 豊後高田市社会福祉協議会	872-1107	豊後高田市臼野4335-3	0978-23-4370	0978-53-6130	市内全域
45	杵築市	杵築市地域包括支援センター	直営	879-1307	大分県杵築市山番町大字野原1010番地2	0977-75-1111	0977-75-1911	市内全域
46	宇佐市	長洲圏地域包括支援センター	社会福祉法人 宇水会(特別養護老人ホーム 宇水園)	872-0101	宇佐市大字高森1302番地の2	0978-37-8434	0978-37-3101	長洲中学校区
47	宇佐市	宇佐圏地域包括支援センター	医療法人 信和会(介護老人保健施設 和光園)	879-1131	宇佐市大字出光165番地の1	0978-37-8881	0978-37-3882	宇佐中学校区
48	宇佐市	駅川圏地域包括支援センター	医療法人 立清会(介護老人保健施設 清流荘)	879-0467	宇佐市大字山本1658番地	0978-34-0666	0978-33-2589	駅川中学校区
49	宇佐市	西部圏地域包括支援センター	社会福祉法人 泰生会(特別養護老人ホーム 泰生園)	879-0474	宇佐市大字山下2100番地	0978-34-1007	0978-33-1828	西部中学校区
50	宇佐市	北部圏地域包括支援センター	社会福祉法人 芽豆羅の里(めずらの里イケアースター)	879-0316	宇佐市大字下時枝555番地の2	0978-32-0095	0978-33-3034	北部中学校区
51	宇佐市	安心院圏地域包括支援センター	社会福祉法人 安心会(特別養護老人ホーム 妻垣荘)	872-0506	宇佐市安心院町妻垣401番地	0978-34-4018	0978-34-4016	安心院中学校区
52	宇佐市	院内圏地域包括支援センター	社会福祉法人 宇佐市社会福祉協議会(院内支所)	872-0301	宇佐市院内町御宮555番地の4	0978-34-3822	0978-42-5681	院内中学校区
53	豊後大野市	豊後大野市地域包括支援センター	社会福祉法人 豊後大野市社会福祉協議会	879-7131	大分県豊後大野市三重町市場1200番地	0974-22-0505	0974-22-7666	市内全域

区分	市町村	名称	運営主体	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	担当地域
54	1 由布市	由布市地域包括支援センター	社会福祉法人	879-5434	由布市庄内町庄内321番地4 ほのぼの工芸館内	097-582-0106	097-582-0108	市内全域
55	1 国東市	国東市地域包括支援センター	直営	873-0503	大分県国東市国東町鶴川149番地	0978-72-5184	0978-72-5171	主に国東・武蔵・安岐地域
56	1 姫島村	姫島村地域包括支援センター	直営	872-1501	大分県国東郡姫島村1569番地の1	0978-87-3223	0978-73-7000	村内全域
57	1 日出町	日出町地域包括支援センター	直営	879-1592	大分県速見郡日出町2974番地1	0977-73-3115	0977-72-7915	町内全域
58	1 九重町	九重町地域包括支援センター	直営	879-4803	大分県玖珠郡九重町大字後野上8-1	0973-76-3863	0973-76-3840	町内全域
59	1 玖珠町	玖珠町地域包括支援センター	社会福祉法人	879-4405	大分県玖珠郡玖珠町大字岩室24番地の1	0973-72-7154	0973-72-5620	町内全域

○県内ボランティア所在等一覧表 (H28.4.1現在)

区分	市町村	名称	運営主体	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	担当地域
1	1 日田市	日田市地域包括支援センターボランティア前津江	社会福祉法人	877-0212	日田市前津江町大野2177番地の2 日田市社会福祉協議会 前津江支所	0973-53-2948	0973-53-2942	前津江地区
2	2 日田市	日田市地域包括支援センターボランティア中津江	社会福祉法人	877-0301	日田市中津江村協野2620番地の2 日田市社会福祉協議会 中津江支所	0973-54-3838	0973-54-3839	中津江地区
3	3 日田市	日田市地域包括支援センターボランティア上津江	社会福祉法人	877-0311	日田市上津江町川原3935番地 日田市社会福祉協議会 上津江支所	0973-54-3078	0973-54-3127	上津江地区
4	1 佐伯市	佐伯市社会福祉協議会 上浦支部	社会福祉法人	879-2601	佐伯市上浦大字津海井浦489-10	0972-32-3395	0972-32-2472	上浦
5	2 佐伯市	佐伯市社会福祉協議会 弥生支部	社会福祉法人	876-0112	佐伯市弥生大字上小森1208	0972-46-3136	0972-46-0311	弥生
6	3 佐伯市	佐伯市社会福祉協議会 本匠支部	社会福祉法人	876-0213	佐伯市本匠大字堂の洞1066	0972-57-6065	0972-57-6065	本匠
7	4 佐伯市	佐伯市社会福祉協議会 宇目支部	社会福祉法人	879-3301	佐伯市宇目大字小野市3374-1	0972-54-3478	0972-54-3482	宇目
8	5 佐伯市	佐伯市社会福祉協議会 直川支部	社会福祉法人	879-3101	佐伯市直川大字赤木1235	0972-58-2041	0972-58-3211	直川
9	6 佐伯市	佐伯市社会福祉協議会 鶴見支部	社会福祉法人	876-1203	佐伯市鶴見大字沖松浦508-2	0972-33-1310	0972-33-1310	鶴見
10	7 佐伯市	佐伯市社会福祉協議会 米水津支部	社会福祉法人	876-1402	佐伯市米水津大字色利浦1728-1	0972-36-7910	0972-39-7302	米水津
11	8 佐伯市	佐伯市社会福祉協議会 蒲江支部	社会福祉法人	876-2401	佐伯市蒲江大字蒲江浦3522-5	0972-42-0154	0972-42-1373	蒲江
12	1 竹田市	久住地域高齢者相談支援センター	豊和会	879-0201	竹田市久住町大字久住6154番地	0974-64-3823	0974-76-0724	久住地域
13	2 竹田市	竹田地域高齢者相談支援センター	信伴社	879-0007	竹田市大字三宅1763番地1	0974-63-3668	0974-64-0101	竹田地域
14	1 豊後高田市	豊後高田市在宅介護支援センターさくら	新生会	879-0627	豊後高田市新地1176-1	0978-24-3760	0978-24-3766	市内全域
15	2 豊後高田市	豊後高田市在宅介護支援センターくろぎの里	積善会	879-0608	豊後高田市呉崎38番地1	0978-22-3185	0978-22-4650	市内全域
16	1 豊後大野市	三重地域総合相談支援センター	帰郷会	879-7111	豊後大野市三重町赤嶺1259番地	0974-22-6000	0974-22-6026	菅尾・市場・南部・東部・久知良
17	2 豊後大野市	三重地域総合相談支援センター紫雲	紫雲会	879-7125	豊後大野市三重町内田2672番地1	0974-22-8881	0974-22-8882	百枝・白山・新田・西部・赤嶺
18	3 豊後大野市	清川地域総合相談支援センター	豊後大野市社会福祉協議会	879-6903	豊後大野市清川町西砂田1844番地	0974-35-3010	0974-35-3015	清川町の地域

区分	市町村	名称	運営主体	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	担当地域
19	豊後大野市	緒方地域総合相談支援センター	社会福祉法人 豊後大野市社会福祉協議会	879-6601	豊後大野市緒方町馬場21番地1	0974-42-2349	0974-42-2901	緒方町の地域
20	豊後大野市	朝地地域総合相談支援センター	社会福祉法人 豊後大野市社会福祉協議会	879-6222	豊後大野市朝地町朝地906番地7	0974-72-1011	0974-72-1007	朝地町の地域
21	豊後大野市	大野地域総合相談支援センター	社会福祉法人 借生会	879-6441	豊後大野市大野町田中700番地2	0974-34-2828	0974-34-3804	大野町の地域
22	豊後大野市	千歳地域総合相談支援センター	社会福祉法人 豊後大野市社会福祉協議会	879-7401	豊後大野市千歳町新殿314番地1	0974-37-3110	0974-37-3117	千歳町の地域
23	豊後大野市	犬飼地域総合相談支援センター	社会福祉法人 豊後大野市社会福祉協議会	879-7305	豊後大野市犬飼町田原1513番地1	097-578-1737	097-578-0640	犬飼町の地域

○県内サブセンター所在地等一覧表(H28.4.1現在)

区分	市町村	名称	運営主体	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	担当地域
1	国東市	国東市地域包括支援センター 国見支所 直営		872-1401	大分県国東市国見町伊養2300番地2	0978-82-0800	0978-82-0742	主に国見地域

## 【生活環境部】

(災害対策について)

- 1 大分県被災者住宅再建支援制度について、半壊と床上浸水では、基礎支援金、加算支援金の金額（半壊最大 130 万円、床上最大 5 万円）に大きな差がある。段階を増やすこと。また地震による一部損壊にも適用を拡大すること。

(回答)

自然災害により居住する住宅が全壊、大規模半壊の著しい被害を受けた世帯に対しては、国において支援金が支給される。

本県は、国の支援制度が対象としない半壊、床上浸水の被害を受けた世帯に対しても、災害の規模に関わらず、県独自の制度を設けて支援している。

本制度は、同様に県独自の制度を有する都道府県と比べた場合、より支援の必要性の高い半壊世帯への支援において充実した内容となっている。

支援内容の拡充については、被災者負担の範囲、あるいは支援金を負担することに対する県民の理解のほか、国や他県の状況も参考にしながら慎重に判断していきたい。

- 2 被災者生活支援制度の基礎支援金、加算支援金の額を拡大し、全壊を最大 500 万円にするように国に求めること。

(回答)

被災者生活再建支援金は、被災した居住者の生活再建を支援するためのものであり、全壊で最大 300 万円、大規模半壊で最大 250 万円が支給されることとなっている。

今回の熊本地震を踏まえ、九州地方知事会を通じて支援金の拡充など制度の見直しを国に要望している。

- 3 臨海工業地域等の防災対策を、大地震や津波対策、土地の液状化現象対策など多面的に検証し、計画の見直しをすること。併せて防災対策を背後地住民へ周知すること。

(回答)

平成 26 年 2 月に、「津波浸水予測調査結果」や、東日本大震災に伴う石油コンビナート事故の検証結果等を踏まえて、「大分県石油コンビナート等防災計画」の見直しを行った。

本計画では、南海トラフ巨大地震とそれに伴う津波を想定し、①タンク、プラント等の耐震性の確保対策、②長周期地震動によるスロッシング対策、③液状化に伴う不等沈下による配管破損防止対策等を定めるとともに、災害対策基

本法に基づく「災害対策本部」と石油コンビナート等災害防止法に基づく「石油コンビナート等防災本部」が一体となって災害対応を行うための防災体制の確立を図った。

また、本計画を大分県ホームページで公表するとともに、計画に基づいて毎年実施している防災訓練を周辺住民にも見学していただくなど、周知と理解の促進を図っている。

- 4 東日本大震災を教訓に、消防力充実の要である人員を確保するため、財政的支援を国に求めるとともに、消防職員、消防車など各自治体の消防力を早急に国基準に引き上げること。

(回答)

常備消防に係る財政措置については、平成18年度から「消防防災施設整備費補助金」と「緊急消防援助隊設備整備費補助金」を除く国庫補助金が一般財源化されているところであるが、地域消防力の充実強化については、消防車両や耐震性貯水槽の整備に係る補助金の増額など、今後とも国に対して更なる財政支援を要望してまいりたい。

- 5 防災行政無線設置（室内用戸別受信機も含め）の国庫補助制度を創設するよう国に求めると同時に、県としても更に充実・整備を急ぐこと。

(回答)

市町村が住民に対して防災情報を伝達する手段としては、防災行政無線（同報系）が有効であり、これまでに14市町で整備されている。また、未整備の市町村では、ケーブルテレビやコミュニティFM等による伝達手段が整備されている。

国では、防災行政無線の整備に対して、地方債等による財政支援制度を設けているが、補助制度自体はないことから機会あるごとに各県と共同で補助制度の創設等を要望している。なお、防災行政無線の戸別受信機の単独配備に要する経費について、平成27年度から特別交付税の対象経費に追加されている。

県の災害時の情報連絡手段については、県庁と県出先機関、市町村、消防本部等を相互に無線回線で結ぶ防災情報システムと豊の国ハイパーネットワークとの2ルートにより安定確保を図っている。

- 6 避難指示や避難勧告などの発令を正確かつ迅速に行う体制を十分にとること。

(回答)

避難勧告等の発令は、まず、その判断基準を明確にしたうえで市町村長が適時に決断できることが重要であることから、具体的な指標による判断基準の設定について、平成27年8月に策定された国のガイドラインに照らした点検を依頼し、市町村において適宜見直しが行われている。

あわせて、集中豪雨等による土砂災害や洪水の恐れがある場合は、大分地方気象台と緊密に連携しながら、市町村に対し、避難勧告等の判断材料となるきめ細かな防災気象情報等の提供及び解説・助言を行うとともに、気象状況によっては、さらに一步踏み込んで、適切な発令を働きかけるなど、市町村の避難勧告等発令を支援している。

- 7 内閣府がまとめた「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を各自治体に徹底し、安全な避難経路や避難場所の確保とともに、避難所や車中避難、自宅避難者など多様な避難者に寄り添った万全な対策をとること。

(回答)

県では、南海トラフ地震に伴う被害を可能な限り抑制するため、「大分県地震・津波対策アクションプラン」を策定し、津波からの早期避難を図るため、市町村による避難路や避難場所の整備を促進してきたところである。

また、避難所運営や車中泊避難者等の避難所外避難者への対策については、今回の熊本地震の対応においても課題となったことから、市町村や関係機関も交えて改善策を議論し、今後、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組方針」も踏まえて、県の「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」の見直しを行い、市町村の避難所運営マニュアル策定等に対して支援するとともに、あわせて避難所外避難者の実態把握方法の確立、指定避難所における救援内容を情報発信する仕組みづくりなどの検討に取り組むこととしたところである。

(原発問題)

- 1 県として、今後予想される南海トラフ巨大地震と伊方原発など、原発事故の複合大災害における避難誘導など、細かな対策を講ずること。

(回答)

本年3月に自然災害と原発事故が重複して発生する複合災害に備え、住民自らが迅速かつ適切な避難行動が取れるよう実施要領を見直した。

まず地震による津波が想定される場合、住民は、地震の揺れが収まったことを確認後、津波避難行動計画に基づいて高台などの緊急避難場所に避難する。次に身の安全を確保した後は、防災行政無線等により情報収集に努め、

万が一、本県にも放射性物質の影響が及ぶ可能性のある場合は、屋内退避の可能な避難場所へ移動する。

このような避難行動が取れるように、平時から住民に丁寧に説明し、訓練を繰り返すことで実効性を高めていく。

- 2 愛媛県との間での文書確認のみでなく、九州電力及び伊方原発のある四国電力と原子力安全協定を締結すること。

(回答)

万一の事故の際に最も大切なことは、県民の安全安心を守ることであり、そのためには、いかに正確で有用な情報を速やかに得るかが重要である。伊方発電所に関しては、愛媛県と確認書を取り交わし、発電所での事故情報と併せて、モニタリング結果や愛媛県が実施する防護対策など、防災上極めて有用な情報を速やかに大分県へ通報する連絡体制を構築している。

一方、四国電力からは、事故後の錯綜している中で、本県が応急対策を講じる上で有益な情報を四国電力から得ることができるとは不透明であることから、愛媛県を窓口として対応することが、本県にとって最善の方法と考えている。

また、九州電力については、最も近い玄海原子力発電所から100km程度離れている。万が一、放射性物質の放出を伴う事故が発生した場合は、立地県等と連携し、必要な対策を講じていく。

(環境問題)

- 1 新日鉄住金の粉塵・ばいじん及び悪臭を厳しく規制し、発生防止の対策を講じるとともに、背後地住民の実態調査を大分市とともに行うこと。また、降下ばいじんの規制法の制定や、環境省にも来県してもらい、背後地住民との意見交換会を開催すること。

(回答)

新日鉄住金の粉じん・ばいじん及び悪臭の発生防止対策については、「公害防止に関する細目協定」に基づき、大分市と連携して、防じんネットの設置、集塵機の新設、更新や散水施設の設置など対策の強化を指導してきた。引き続き、細目協定に基づく環境保全計画に沿って対策が着実に行われるよう、大分市とともに強く指導していく。

また、背後地住民の実態調査については、平成16年度から大分市が環境保健サーベイランス調査を継続的に実施しており、その調査結果を注視していく。意見交換会については、大気汚染防止法をはじめ環境法令を所管する大分市において、判断されるべきと考えている。

なお、環境省は、「大気汚染防止法において、ばいじんの排出規制及びばいじんに関する管理基準を定めることにより、工場・事業場からのばいじんの排出を規制している。現時点では、降下ばいじんについて国としての規制基準が必要とは考えていない。」との見解である。

- 2 公害細目協定のばいじん等の管理目標値を月 6.0 トン/ $K m^2$ の基準値をさらに引き下げること。

(回答)

細目協定の管理目標値は、平成24年5月から「不溶解性成分量として月1  $K m^2$ あたり6.0トン以下とする。」に改定したところである。

事業者は、この管理目標値を達成できるよう、環境保全計画書に基づき、各種対策を講じている。

今後も、この対策が着実に行われるよう、大分市と連携し監視していくとともに、これまでの対策及びその検証結果を踏まえて、効果的な対策を講じるよう協議していく。

- 3 降下ばいじんの調査はダストジャー法、デポジットゲージ法の両方で行い情報収集をすること。

(回答)

大分市及び事業者が行っている降下ばいじん調査では、デポジットゲージ法が採用されている。デポジットゲージ法は捕集面積が広く、鳥のふんの影響を受けにくいなどの特徴があり、県も以前はこの方法により調査を行っていた。全国的にもデポジットゲージ法又はダストジャー法のいずれか一方の方法で調査が行われている。

事業者の実施した降下ばいじん調査結果や発生源対策に対する監視指導については、引き続き大分市と連携して行っていく。

(廃棄物対策)

- 1 県外からの廃棄物について、放射能に汚染された廃棄物の侵入は徹底して防ぐこと。併せて、県外からのごみの流入を減少させること。

(回答)

県外からの産業廃棄物の搬入については、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例に基づき、事前に大分県と協議を行うことになっており、業者と面接して廃棄物の種別、搬入量等について聴取している。

協議については、「放射能に汚染されたものの搬入はさせない」ことを前提に厳正に行うとともに、協議結果を担保するため、排出事業者と県との間で

協定を締結している。

監視については、大分市とも連携して、県外の排出事業者に対しては、積極的に事業所への立入を実施し、放射線量の測定を実施しているが、これまでのところ、問題のあったところはなく、また、県外産業廃棄物を受け入れている県内の処分場に対しても定期的に立入を行い、放射線量の測定を行っているが、これまで異常はない。

今後も、県外産業廃棄物の搬入については、十分な放射能対策を講じ安全・安心の確保に取り組んでいく。

2 大分川・大野川の上流域には、産業廃棄物処分場の建設許可をしないこと。  
(回答)

産業廃棄物最終処分場の設置許可に当たっては、廃棄物処理法及び大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例、第4次大分県廃棄物処理計画に基づき、「構造が技術上の基準に適合しているか」、「申請者は十分な知識、技能及び経理的基礎を有しているか」、「大気環境及び水環境への影響は支障ないか」などの基準に照らして審査を行っている。

とりわけ周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされているかが重要であり、関係市町村や地域住民の意見をはじめ、生活環境の保全に関する専門家の意見も踏まえて審査し、その適否を判断することとしている。

(私立学校関係)

1 私立高校への助成を増やし、授業料の無償化を実現すること。

(回答)

私立高等学校への助成の充実については、県から文部科学省に対して毎年強く要望している。

県においては、私立高等学校が公教育の一翼を担うという重要性に鑑み、教育条件の維持向上、保護者負担の軽減、学校経営基盤の健全性の確保を図るため、最大限の予算措置に努めている。

とりわけ、保護者負担の軽減については、公私格差の解消や生徒の教育機会確保のため、低所得世帯に対する授業料減免補助事業を県独自で実施している。

2 私立学校などの樹木の剪定において、地域住民の住環境を保護するために、その剪定費用など県として独自に補助をすること。

(回答)

私立学校に対しては、学校運営に必要な人件費や管理経費等に対し補助を行っており、樹木の剪定費用についてもこの補助金の対象としているところ

である。

(人権・同和関係)

- 1 国が成立を狙っている「部落差別の解消の推進に関する法律案」は、部落差別を固定化させるものであり、廃止するよう国に求めること。そして、人権同和対策事業で同和対策はすべてやめること。

(回答)

「部落差別の解消の推進に関する法律案」は、第190回国会において議員発議で提出され、その後継続して審議されている状態であり、その動向を注視している。

平成14年11月8日開催された大分県同和対策審議会・了承事項の基本方針並びに平成20年4月1日施行の大分県人権尊重社会づくり推進条例に規定されている大分県人権尊重施策基本方針に基づき、差別意識の解消等残された課題解決に向けて、教育・啓発に重点を置いて取り組んでいく。

- 2 同和運動団体への委託料の名による補助金を廃止するとともに、関係市町村に対しても指導すること。また、公費支出を見直すとともに、研修名目による割り当て動員は行わないこと。さらに、集会等への補助金支出や動員についても同様に行わないこと。

(回答)

県は、運動団体に対し、地域住民に対する生活等相談、地域住民の自立意識の向上及び啓発活動、生活等相談や自主活動のための担い手を養成する自立活動基盤整備について、真に必要なものを委託している。

市町村については、各市町村が主体的に判断して実施しているものと考えている。

また、差別意識の解消等の残された課題解決に向け、大分県同和対策審議会審議・了承事項の基本方針並びに大分県人権尊重社会づくり推進条例に規定されている大分県人権尊重施策基本方針に基づき、人権啓発の一層の推進を図ることとしており、多数の関係者が参加する大規模な研究集会等は、県民及び県職員にとっても貴重な啓発・研修の場と考えている。

研修会への補助金支出については、県民及び県職員に対する効果が大きく、必要性がある場合に、個々具体的に対応する。

(平和関係)

- 1 安保関連法について、戦争をする国へと大きく日本の方向を転換させるものであり、国に対して廃止を求めること。

(回答)

安全保障関連法に関する議論は、国の外交・防衛政策あるいは、国のあり方そのものに関わるものであり、国の専管事項であると考えている。

県としては、この問題について具体的に言及する立場にはない。

- 2 日出生台演習場での在沖縄米海兵隊の訓練及び日米共同訓練に反対し、中止を国に求めること。また、地元住民に対して情報公開をすること。

(回答)

日米共同訓練は、日米安全保障条約及び日米防衛協力のための指針の枠組みの中で、陸上自衛隊の訓練の一環として、国の責任において実施されるものである。従前より、その恒常化は受け入れられない立場で国に要請している。

米海兵隊の訓練についても、機会あるごとに縮小・廃止を求めてきている。

また、地域住民の安全確保と不安解消のためには訓練に関する情報の開示は何よりも重要であると考えており、今後も引き続き、国に対して訓練情報の開示を要請するとともに、可能な限り地域住民に対する情報提供に努めていく。

- 3 米海兵隊の垂直離着陸機 MV22 オスプレイについて、大分県内での低空飛行訓練の実施は絶対に認めないよう、国へ強く求めること。また、自衛隊による日出生台での演習に同機の訓練をしないよう国に求めること。

(回答)

オスプレイの配備については、防衛上の問題であり、国の専管事項である。沖縄の基地負担のあり方とともに、国の責任において判断されるべきものと考えている。

本県において、これまでオスプレイの飛行訓練が実施されたとの情報は得ていないが、県民の安全・安心を確保するため、国に対して、訓練情報の事前説明と飛行実態の情報開示、飛行高度や区域等に関する日米合同委員会合意事項の遵守を機会あるごとに要請してきたところである。

なお、これまでのところ、日出生台での演習にオスプレイが参加するとの情報は得ていないが、今後も引き続き、国への要望と情報収集に努めていく。

(子育て支援など)

- 1 DV対策は、さらに専門職員を増やし、被害者自立のための住宅や仕事確保など、支援体制を強化するとともに、民間シェルターへの助成を拡充すること。

(回答)

DV対策については、「第3次大分県DV対策基本計画」に基づき取り組んでおり、民間支援団体が運営するシェルターの借上げ家賃等を助成するとともに、今年度から同行支援活動費についても助成の対象とした。また、被害者の自立支援のため、一時保護施設を退所した被害者が住宅へ入居する場合の家賃等や、就職活動等のための託児経費の助成などに取り組んでいる。

このような経済的支援に加え、被害者相互の交流・助言・情報交換の場づくりを通じた心理的支援にも取り組んでいる。

- 2 DV被害者対策は、主に女性被害者を救うために措置が講じられるようになってきました。その一層の充実を求めるとともに、男性のDV被害者についても、シェルターの設置や相談にも対応できるようにすること。

(回答)

男性のDV被害者については、平成25年度に、消費生活・男女共同参画プラザに男性総合相談窓口を設置し、男性が抱える仕事や夫婦関係の悩みなどに関する相談に男性相談員が対応している。

また、一時保護等が必要な場合は、男性についても配偶者暴力相談支援センターとして、関係機関と連携し対応している。

## 【福祉保健部】

(子育て支援など)

- 11 児童虐待・DV対策は、さらに専門職員を増やし、被害者自立のための住宅や仕事確保など、支援体制を強化するとともに、民間シェルターへの助成を拡充すること。

(傍線部は福祉保健部で回答)

(回答)

DV対策については、「第3次大分県DV対策基本計画」に基づき取り組んでおり、民間支援団体が運営するシェルターの借上げ家賃等を助成するとともに、今年度から同行支援活動費についても助成の対象とした。また、被害者の自立支援のため、一時保護施設を退所した被害者が住宅へ入居する場合の家賃等や、就職活動等のための託児経費の助成などに取り組んでいる。

このような経済的支援に加え、被害者相互の交流・助言・情報交換の場づくりを通じた心理的支援にも取り組んでいる。

## 【商工労働部】

(中小企業の振興)

- 1 県は中小企業活性化条例を制定した。各施策について県民や元請け企業等へ徹底し、県経済の中心的役割を担っている中小企業の振興を図ること。

(回答)

本条例は、経済・社会の主役とも言うべき中小企業・小規模企業者の自助努力を促すとともに、県や支援団体等が連携し、中小企業・小規模事業者をしっかりと応援することを趣旨としており、あらゆる機会を捉まえて、啓発パンフレット等により幅広く県民に周知するよう努めている。また、振興局ごとに「中小企業地域懇話会」を開催して、企業経営者等に条例の趣旨や目的等を説明することで、条例の浸透を図っている。

この中小企業地域懇話会や春秋の500社企業訪問などで聴取した現場の声を踏まえ策定する「おおいた産業活力創造戦略」に、個別具体的な施策を明示するとともに、積極的に推進することで、創業や中小企業・小規模事業者の成長を後押ししている。

- 2 大企業による中小企業への下請け単価の買いたたきや、下請けいじめをしないよう、県内大企業に対し指導すること。また、家賃や光熱費など固定費に対する直接補助を緊急的に実施すること。

(回答)

公正取引委員会や中小企業庁では、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法（下請二法）に基づき下請取引の適正化に努めている。

県では、平成20年4月に中小企業庁の「下請かけ込み寺」に指定された、(公財)大分県産業創造機構において、下請二法はもとより下請取引ガイドラインの周知を講習会や広報誌で図るとともに、苦情や紛争の処理等に取り組んでいる。深刻なトラブルについては、顧問弁護士による問題解決への支援も行うなど、商工会議所等他機関と相互に連携し、本年9月末までに432件の相談に対応している。

なお、家賃や光熱費などの固定費については、中小企業・小規模事業者が経営に必要な資金を円滑に調達できるよう県制度資金の融資対象としている。

- 3 県制度融資の趣旨を金融機関及び保証協会に徹底し、趣旨に沿った審査をするよう指導すること。また、窓口での対応は、制度の趣旨に沿って親切丁寧に行うこと。

(回答)

県では、これまで、中小企業・小規模事業者が経営に必要な資金を円滑に調達できるよう、制度資金の新規融資枠の十分な確保や融資要件の緩和、新たな資金メニューの創設を行ってきた。

併せて、金融機関や信用保証協会に対して、制度趣旨の徹底を図るとともに、融資申し込みの際の中小企業・小規模事業者への懇切丁寧な対応を促すため、金融機関の本、支店及び信用保証協会に対して金融円滑化に係る要請を行ってきた。

今後も、必要に応じて各金融機関等への要請を行うとともに、県が行う金融機関本部及び信用保証協会との協議や金融機関の支店訪問等の機会を通じて、制度趣旨を徹底するとともに中小企業・小規模事業者に対する親切丁寧な対応等について要請していきたい。

- 4 全国的には商店に対するリフォーム助成制度も創設されているが、大分県として「商店版リフォーム助成制度」を創設すること。

(回答)

県ではこれまで、国、市町村と連携して、ソフト・ハード両面から、様々な商店街振興策を実施してきた。リフォームなどハード面での支援については、一定の効果はみられたものの、それだけでは地域商業の活性化までに至っていない。

このため、県としては、商店街の賑わいづくりなどソフト面での支援に力を入れている。今後とも、市町村と連携を図りながら、個性的な商店街づくりや消費者ニーズに対応した魅力ある店づくりなど、より多くの商業者を支援できるよう、引き続き取り組んでいきたい。

また、空き家となっている古民家をギャラリーやカフェに改修して、アートによるまちづくりの中核施設として再生するなど、地域活性化の観点での新たな利活用に対する支援は可能と考えている。

- 5 国は、熊本・大分地震では中小企業者の施設等復旧事業として、中小企業等グループ施設等復旧整備事業を創設し予算化した。計画書等提出がなくてもこの制度が使えるようにするとともに、制度として恒久化するよう国に求めること。また県としても独自の中小企業施設復旧のための制度を創設すること。

(回答)

中小企業等グループ施設等復旧整備事業は、平成28年熊本地震により社会的・経済的に甚大な被害・影響を受けたことを勘案し、一刻も早い復旧・復興を図るため、国において特例的に措置された。

補助金の交付を受けるためには、事前に複数の中小企業者等がグループを

形成して復興事業計画を作成し、被災地域の経済・雇用に重要な役割を果たすものとして県の認定を受けることが必要となっている。

県では、現在、復興事業計画の認定や補助金交付申請の受付及び交付決定、追加公募の実施等を行っており、引き続き事業の円滑な執行に取り組むとともに、今後も、国等と密接に連携しながら、適時適切な対応を図っていきたい。

#### (エネルギー対策)

- 1 大分県の再生可能エネルギーについて、全国に先駆け、再生可能エネルギーのさらなる技術支援と、予算も増額して地域の産業を起こす起爆剤として取組を強めることとあわせ、景観や災害対策等地域住民の意見を良く聞くよう事業者へも指導すること。

#### (回答)

大分県は、地熱や水力、バイオマス等豊富なエネルギーを有しており、再生可能エネルギーの自給率全国一を誇っている。また、これまで培われてきたものづくり基盤技術が集積しており、エネルギー産業は本県の成長産業となる可能性を秘めている。

既に、エネルギー産業企業会の取組により、湯けむり発電システムが実用化され、また、小水力発電の地場企業連合も育ってきている。さらに、コンビナートから発生する副生水素の活用や電力自由化を活かした取組も進めている。引き続き、人材育成、販路開拓に切れ目無く取り組む。

なお、環境や景観、地域住民への配慮の重要性については、昨年度改訂した新エネルギービジョンでも示したところ。

今後とも、本県の特色と強みを十分に発揮し、再生可能エネルギー活力創出日本一を目指していきたい。

#### (原発問題)

- 1 県として原発ゼロを掲げ、そのための働きかけを他県や各市町村、国に求めること。

特に、中央構造線の問題、福島の実況、最近の炉心格納容器の強度の問題を考えただけでも、また、大分県下18市町村のうち伊方原発稼働賛成する首長は2人だけ、また鹿児島県知事は、川内原発の一時停止を九州電力に求めたということからも、県民の安心安全を第一に考えて、伊方原発の稼働停止を四国電力と国に求めること。

#### (回答)

原子力発電の発電量は、総発電量の約3割を占めており、これを直ちに再

生可能エネルギーを含む他のエネルギーで賄うには、経済的、技術的な面など安定供給上の課題がある。

一方、福島第一原発の大変な事故を経験し、経済的、社会的な必要性だけで原子力発電所を稼働することは、決して許されるものではない。

国及び電力会社の責任において、徹底的に安全性を検証し、安全対策を強化するとともに、地域住民はもとより、国民全体に明確かつ責任のある説明を行い、理解を得ることが不可欠である。

国や電力会社には、安全対策や地域への情報提供を強化していただきたいと考える。

県では、再生可能エネルギーの導入促進や、省エネルギー対策の推進及びエネルギー産業の育成に取り組んでいる。

#### (企業立地)

- 1 企業誘致に伴う各種補助金制度をやめること。さらに、市町村に対し、企業誘致の条件として安価な用地の提供やインフラ整備を押し付けないこと。

#### (回答)

企業誘致は、雇用の創出、地場産業のビジネスチャンスの拡大、関連企業の進出、税収の増加など、地域経済の活性化に非常に大きな効果をもたらすものであり、県としてもこれまで積極的に取り組んできたところである。

企業誘致を推進するためには、受入体制の整備が必要不可欠であり、企業ニーズに迅速に対応するワンストップ体制の充実、安くて優良な工場適地の掘り起こし、周辺インフラの整備、企業への優遇制度の拡充など、魅力的な条件づくりに取り組むことが重要である。

市町村においても、企業誘致への期待の高まりから、補助金などの優遇制度の拡充や工場用地の整備等に、主体的に取り組んでいるところである。

今後とも、地域経済への波及効果の大きい企業立地を進めるため、市町村と一体となって、企業にとって魅力のある支援を行っていきたい。

- 2 企業の撤退、事業の縮小、人減らし計画などに対して、事前の協議を義務づけるなど企業の社会的責任を求めること。

#### (回答)

企業との立地協定の中で、「会社は、経済情勢並びに不測の事態により、操業短縮等やむなきに至るおそれのある場合は、事前に県及び市（町村）に連絡して、その対応策に最善の措置がとられるよう配慮するものとする。」と定めている。

また、市町村とも連携し、常日頃から企業訪問を通じて、事業活動の現状や将来計画の把握に努めているところである。

- 3 これ以上の塩漬け土地を生まないためにも、玖珠工業団地などの造成事業は行わないこと。

(回答)

企業誘致にとって大事なことは、企業からオーダーがあった際にいつでも提供できるよう、用地を確保し、進入道路、電力、工業用水等の関連インフラを整備しておくことである。

玖珠工業団地については、防災対策用の調整池及び進入道路整備が完了し、現在、文化財調査を進めているところである。誘致活動については積極的に行っており、複数の企業から引き合いもきているところである。立地企業が決めれば、企業ニーズに応じ造成工事等について柔軟に対応していく。

(雇用の拡大と安定)

- 1 労働者派遣法の改正について、「派遣期間について原則1年最長3年」の期間制限を外し、派遣は臨時的・一時的という原則すら投げ捨てるものです。さらに生涯ハケンをつくりだしてしまうものであり、廃案を国に強く求めること。

(回答)

労働法制は、雇用の安定や労働者の生活設計に影響を及ぼすものであり、労働者派遣法においても労働需給の適切な調整並びに労働者福祉の増進を図るため、しっかりした制度構築が必要であると理解している。

改正労働者派遣法は、法の原則について「派遣就業は臨時的・一時的なものであるべきとの基本原則については本法施行後も変わらないことに十分留意」等、39の附帯決議がつけられ平成27年9月30日施行された。

大分労働局では、派遣労働者等からの相談に対して必要な助言、援助及び情報提供等を行うため、労働者派遣制度特別相談窓口を設置している。

今回の改正が、派遣労働者の雇用や生活の安定につながる制度となるよう期待するとともに、法の趣旨に沿った運用が行われるよう今後も注視したい。

- 2 誘致企業の雇用実態を把握すること。一部の誘致企業だけでなく、すべての誘致企業に対して、正規雇用、パート・臨時・契約、派遣、請負等の雇用形態別の調査を行うこと。同時に外国人労働者についても把握すること。

(回答)

進出企業に対しては、市町村とも連携し、雇用状況も含めた事業活動の現

状等の把握に努めているところである。

法的権限に基づき労働条件等に係る立入調査を実施できるのは大分労働局であるが、県としては労働局と連携するとともに、独自に労働福祉等実態調査を行うなど、県全体の労働実態の把握に努めている。

3 立地協定書にて、優先的に「正規雇用」を行うよう明記すること。

(回答)

進出企業に対しては、従業員の採用について、できるだけ正規雇用となるよう要請するとともに、立地協定においても地元雇用への優先的配慮を定めており、補助金の交付にあたっては地元からの新規常用雇用を条件にしている。

4 若者を使い捨てにするようなブラック企業を根絶すること。相談の窓口を設置すること。

(回答)

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組強化の一環として、平日夜間・土日に無料で相談できる「労働条件相談ほっとライン」を厚生労働省が開設している。また、職場情報の提供やハローワークにおける労働関係法令違反の求人不受理などを定めた「青少年の雇用の促進等に関する法律」が平成28年3月1日施行された。

大分県労政・相談情報センターでは、毎月第3木曜日は19時まで延長して相談を受け付けているほか、若者が安心して働ける労働環境の実現に向け、リーフレットやホームページ等により、ワークルールの啓発に努めるとともに、労使を対象とした労働講座や、高校等へ働きかけて出前講座を実施している。

なお、県への個別労働相談の事案で、労働関係法令に違反する疑いのあるケースについては、大分労働局と連携して対応していく。

5 非正規（パート・派遣など）の賃金や労働条件の向上を、県下の経済界や企業に働きかけること。併せて、最低賃金を時給1,000円以上にし、中小企業へは、それができるような助成を強めること。

(回答)

多様な働き方がある中で、非正規労働者の処遇確保のためパートタイム労働法や労働契約法、労働者派遣法などが施行されている。県では、労働講座、出前講座、ホームページ等により、関連する労働法令の周知啓発に努めてい

るほかに、労働界、産業界双方の代表団体などとの意見交換会等を通じて、非正規労働者の処遇改善がなされるよう努めている。

また、大分県における最低賃金は、今年10月から715円となるなど、過去最大の上げ幅で着実に上昇しており、県としてもその遵守が図られるよう普及啓発に努めていく。併せて、中小企業・小規模事業者支援策にしっかり取り組み、持続的な県経済の成長と雇用の安定の好循環を作り出し、企業が賃金を引き上げられる環境を整えていく。

6 県としても公契約条例を制定し、市町村にも導入を促すこと。

(回答)

公契約条例については、研究会を設置し情報収集などを続けているが、条例の制定には難しい課題がある。

まず、我が国はILO第94号条約を批准していないため、関係法令が整備されておらず、都道府県レベルでも条例化が進んでいない。また、民間の賃金は、労使自治の原則に基づき決めるのが本来の姿であり、公が介入することの是非、条例化に伴うコスト増加に対して県民合意が得られるか等の課題がある。

しかし、公共工事等において適正な賃金水準を確保することは大事なことであるため、公共工事設計労務単価の引上げなどにより公契約に従事する労働者の環境整備を図っている。

公契約条例の制定については、今後とも国や各県の状況を注視していきたい。

また、各市町村における条例の制定は、各市町村において実状を踏まえて独自に判断すべきものとする。

7 障がい児・者の雇用機会拡大のため、法定雇用率の未達成企業に対し指導すること。

(回答)

法定雇用率未達成企業に対する指導は、厚生労働省の所管事務であり、大分労働局及び各ハローワークが実施している。

県としては、高等技術専門校で職業訓練を行うとともに、企業の障がい者雇用に対するきっかけをつくるための短期の職場実習を実施している。

また、障害者就業・生活支援センターに精神保険福祉士を配置し、精神障がい者の就労支援を行っている。

さらに、労働局と連携した障害者就職面接会の実施や、ハローワーク大分に手話相談員を配置するなど、障がい者雇用の促進に努めている。

平成30年4月1日に法定雇用率算定基礎の対象に新たに精神障がい者が追加され、法定雇用率が見直されることから、今後も大分労働局等関係機関と連携を図りながら、障がい者の雇用機会拡大に取り組んでいきたい。

- 8 女性労働者の労働実態を調査し、保育所や学童保育の拡充をはじめ、仕事と家庭の両立が可能な環境を整えるための施策を他の部局との連携のもとで促進すること。また、業者婦人、女性起業家に対する支援・施策を具体化すること。

(回答)

毎年、労働福祉等実態調査を行い、県内事業所の「育児休業制度」に関する就業規則の整備状況やパートタイム労働者の労働条件の実態把握に努めている。また、「おおいた子育て応援団」認証制度を設け、仕事と子育ての両立に取り組む企業の拡大を図っているほか、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりを実践するリーダーの養成やアドバイザー派遣などを行っている。

創業支援については、昨年度設置した「おおいたスタートアップセンター」において、市町村や商工団体等と連携しながら、県下各地での創業促進を図っている。特に、女性起業家に対しては、女性に特化したセミナーを開催するなど、創業前から創業後のフォローまで一貫した支援を行うとともに、資金面では、創業後3年以内の女性創業者を対象とした金融機関提案型資金を設けている。

- 9 県内の職場でも、セクハラ、パワハラ被害が後を絶ちません。多くの場合、女性が被害を受けて苦しんでいます。被害者をなくすために、職場の管理職や男性を対象としたセクハラ、パワハラ学習会を進めること。厚労省のパンフレットや判例も活用して、学習を重ねることによって被害を減らす取組をすること。

(回答)

県では独自に、判例も網羅したハラスメント予防等のリーフレットを作成しており、企業や従業員に対する普及・啓発に活用している。

また、厚生労働省が管理するパワハラに関する総合情報サイト「あかるい職場応援団」では、パワハラに悩んでいる方だけでなく、管理職や人事担当者に向けた情報発信を行っており、県としても、こうした情報の周知に努めるなど、パワハラ等に関する双方の認識のギャップ解消に向けて取り組んでいる。

今後とも、セクハラ、パワハラ等の被害の減少に向け、様々な資料を活用し、労働講座や出前講座等において啓発に努める。

## 【農林水産部】

### (農業関係)

- 1 大分県農業に壊滅的打撃を与える TPP(環太平洋経済連携協定)への不参加の立場を表明することとあわせ、国に対し、TPP 交渉からの撤退を求めること。

TPP 大筋合意は、78,400tの米の関税撤廃をみても、タリフ項目の関税撤廃率をみても「重要5項目を守る」という国会決議に反し、九州地方知事会の要請にも到底応えたものではありません。また、国民には情報開示をすと言いながら、国会には黒塗りの資料が提出されるなど、情報公開もされていません。さらには、「秘密交渉」担当大臣は、金の問題で辞職してしまいました。国民に対しても、対外的にも TPP 議論の前提が崩れています。国会批准を行うべきでない、政府に求めること。同時に、県として農業と農村が疲弊してきた要因を明らかにし、構造改革や海外輸出以上に食料自給率の向上をめざして、生産農家の価格保証、所得補償の政策に転換すること。

### (回答)

TPPについては、世界経済の4割を占める広大な経済圏が生まれ、貿易、投資、サービス分野などの産業成長を後押しすることが期待される。

一方で、関税の撤廃や引き下げなどによる農林水産分野での影響が懸念されるため、「国民に対して情報提供と丁寧な説明を行うこと、農林水産業の持続的発展に向けた万全な対策等を実施すること」との決議を九州地方知事会においてとりまとめ、5月に国に要請を行ったところ。

国においてはTPP対策として現在、収入保険等の検討が進められていることから、この議論を注視するとともに、県としても、農林水産業が持続的に発展できるよう、国の対策を積極的に活用し構造改革を加速させていく。

- 2 持続する農業・農村のために家族農業の意義・役割の重要性を認識し、経営規模、認定農業者か否かなどで、農業者を区別せず、現在の就業者が、農林業を持続できる施策を実施すること。(農機具修理、中古農機具購入、簡易な農道山林作業道整備など)

### (回答)

担い手の高齢化が進む中、農林水産業を将来にわたり発展させていくためには、地域や産地を牽引する優れた経営感覚を持ったリーダーを確保・育成していくことが必要である。このため、県では、認定農業者や集落営農法人等の意欲ある生産者に対して、規模拡大による競争力の強化や経営の安定に向けた支援を行っている。

一方で、農山漁村の活性化はもう一つの大事な柱であることから、集落営農の取組を充実するとともに、昨年度から法制化された多面的機能支払制度等の「日本型直接支払制度」の積極的な活用を支援していく。

- 3 現在、農業委員会が国の方針の下に進めている耕作放棄地の調査で、回答いかんでは所有者に固定資産税を1.8倍化するという取組は中止するよう指導し、水田農業で採算が採れるような施策を確立することで、耕作放棄地の解消に取り組むこと。固定資産税の1.8倍化で遊休農地の解消を目指すことは、課税権の濫用と考えられ、一方で1.8倍の固定資産税を払えば、耕作放棄地を放置することを国として許容することにもなり兼ねない。国に「固定資産税の1.8倍化施策」の中止を求めること。

(回答)

今回の改正は農地中間管理機構への農地貸付を促し、遊休農地の解消と担い手への農地の集積・集約化を加速していくことを目的として実施されたもので、機構に貸し付ける意思や自ら耕作する意思がないと認められる農地所有者等に対して、平成29年度分から固定資産税の課税が強化されることとなった。一方で、農地を10年以上機構に貸付した場合は固定資産税が軽減される措置も創設されている。

今後とも、これらの制度も活用しながら遊休農地の解消及び担い手への農地の集積・集約化について、市町村及び農業委員会と協力して積極的に取り組んでいく。

- 4 わが国の食料自給率は、向上を目指すといいながら、39%へと下降したのが実態である。世界の主流となりつつある「食料主権」の堅持を国に要求すると同時に、国・県ともに農林漁業予算を増額すること。

(回答)

昨年3月に策定された新たな食料・農業・農村基本計画において、実現可能な食料自給率水準として、平成37年度までに供給熱量ベースで45%、生産額ベースで73%の目標が設定された。

国では、この目標の実現に向けて、優良農地の確保と担い手への農地集積・集約化、食品産業事業者との連携等の農業生産対策や、国内外での国産農産物の需要拡大、食育の推進等の食料消費対策を進めることとしている。

県としても、食料自給率向上の基本は安定供給であるとの認識のもと、園芸品目の導入や飼料用米の生産拡大による水田フル活用など農林水産業の構造改革の取組を加速させるため、必要な予算確保に努める。

5 稲作農家の経営持続こそ、地方創生の出発点です。大規模農家は、経営安定対策の補助金半減と相まって深刻な経営状態となっています。また、地域の法人組織に作業委託をしている農地が返還されるという事態も発生しています。地域の農業を守っていくため、国において物財費も賄えない米価の状態を改善するために、備蓄米の隔離を実施して本年度産米では抜本的な対策を講じるよう国に求めること。

(回答)

国では備蓄米を加工用、飼料用等に使用するとしており一般的には主食用米に利用されることがないので、米価に及ぼす影響は無い。

また、平成27年産、28年産米の作付面積は2年連続して、生産数量目標を達成しており、米価も回復基調にある。

6 農業労災が多く、農業者からの要望によって創設されました。この制度の更なる充実と農業者等への周知徹底を図ること。

(回答)

平成26年度の全国における農業就業人口に占める労災保険への加入者は5.8%である。なかでも県内では、平成27年度300名に満たない程度の加入数である。今回、JAおおいた中央会が母団体となった特別加入団体の設立に伴い、県内全域をカバーできる体制となったことから、県としても、労災保険事業所管の労働局とも協力して、生産者に対して各種研修会等での周知とあわせて、県HP等を活用して加入促進のための啓発活動に取り組む。

7 輸入原料に依存する濃厚飼料・配合飼料の高騰は、畜産経営に深刻な打撃となっている。現在の飼料供給安定基金への国の支援を強めるよう要望すること。

(回答)

配合飼料価格安定制度については、補てん財源の確保等制度の充実・強化を国に対して要望してきており、特に配合飼料の価格が高止まりする中、今後とも様々な機会を通じ要望を行っていききたい。

8 飼料等の高騰で酪農経営は一層厳しくなっている。酪農家支援のために、県として初妊牛購入の支援をすること。また、県内自治体を実施している自家育成牛に対して支援すること。

(回答)

酪農家の初妊牛の導入に対しては、従前から乳用優良雌牛貸付事業として

県酪農協を通じて導入に必要な経費を無利子で貸付け、5年間（うち1年間据え置き）で償還する事業を行っている。

また、自家育成牛に対しては、県酪農業協同組合が運営している預託牧場へ後継牛を預託する費用の一部を助成している。

9 酪農ヘルパー円滑化対策事業について、今後も継続するよう国に求めること。

（回答）

酪農ヘルパー制度は、家族経営が主体の酪農経営の安定的継続にとって、休日の確保等で大変有効であり、事業の継続について、引き続きあらゆる機会を通じて国に要望していく。

10 福島原発事故の教訓から、再生可能エネルギーへの転換が求められている。間伐材や廃材を活用したり、大規模畜産経営からの排泄物を利用したバイオマスエネルギーへの転換に対する支援の予算措置を講じること。

（回答）

人工林の間伐や主伐時に発生する山林未利用材の利活用の促進に向けて、国の森林整備加速化・林業再生基金等を活用し、バイオマス発電所や燃料用チップ施設の建設を支援してきた。

家畜排せつ物の活用については、堆肥としての利用をはじめ、日田市ではメタン発酵処理で得られたメタンガスを再生可能エネルギーとして利用している。

今後については、再生可能エネルギーの需給状況や山林未利用材の賦存量、家畜排泄物の発生状況等の推移を見極めながら対応していきたい。

11 猪・鹿など有害鳥獣被害対策を拡充すること。

（回答）

平成27年度の捕獲頭数は、イノシシ・シカを合わせて73,538頭のぼり、鳥獣被害額は、前年度から700万円減少し、2億6,700万円と過去15年間で最低となった。

とはいえ、有害鳥獣による被害は依然として深刻な状況であることから、まず予防対策として、昨年度から被害の大きい集落を予防強化集落として指定し、集中的・計画的な防護柵設置を行い、併設する箱わなで農作物を荒らすイノシシを捕獲することを進めている。

また、シカは捕獲が最も効果的であることから、妊娠期に当たる狩猟期間中の捕獲報償金の上乗せや県内一斉捕獲などに取り組み、捕獲圧の強化を図って

いる。

併せて、狩猟者の金銭的負担軽減など狩猟者確保対策の充実に向けた検討や、九州狩猟肉加工センターへの常時供給体制の構築などの獣肉利活用対策を進め、農林業被害のさらなる軽減に努めていきたい。

- 12 中山間地の小規模集落が持続・維持できる施策を実施すること。(道路維持、小規模農林業者への支援など)

(回答)

中山間地域の農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、国は「多面的機能支払制度」や「中山間地域等直接支払制度」を平成27年度から法制化し、安定的に継続される制度としたところである。

県としても、これらの制度等を活用し、農地法面の草刈りや水路の泥上げ、農道の路面維持といった活動はもとより、水路、農道、ため池等の軽微な補修や更新に対する経費を助成することで、地域住民の共同活動による集落機能の維持と中山間地域の農業を振興していく。なお、本年度からは担い手のいない集落の営農を近隣の集落営農組織等が支える、地域農業サポート機構の取組への支援も開始したところである。

- 13 農地の番人として重要な役割を果たしている農業委員会を農地集積事業から事実上排除するようなことは中止するよう、国に求めること。

(回答)

農地中間管理事業を効果的に推進するためには、農地について各種情報を持っている農業委員会の協力が不可欠である。平成28年度には農業委員会法が改正され、新たに、農業委員会に農地利用最適化推進委員を設置し、農地の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消など農地利用の最適化の推進を必須業務として行うこととなった。

このように、農業委員会は今後ますます農地集積に関与することが求められており、今後も引き続き積極的に取り組んでいきたいと考えている。

- 14 農地中間管理機構によって、優良農地など大企業が主体の大規模農業生産法人への農地集中を進め、農村解体や中間地の荒廃を進展させかねないので、中止するよう国に求めること。

(回答)

農地中間管理事業は地域の担い手への農地の集積や、新規参入を促進させる

ことにより、農用地の利用の効率等を図るもので、地域農業を維持・発展させるために必要な事業である。これまで県内では、集落の農地保全を目的とした集落営農法人や、規模拡大を目指す認定農業者などがこの事業を活用しており、農地を管理出来なくなった高齢者等が所有する農地を借り受けするケースも多い。

また、農地中間管理機構による農地の貸し付けにあたっては、集落の合意により作成される人・農地プランでの位置づけや、地域内の担い手であるかといった判断基準を設けており、地域の担い手育成につながるものと考えている。

- 15 激甚災害時に農地等災害復旧事業における国の起債制度を、農家負担を軽減するために可能な限り利用するよう指導の徹底をすること。復旧事業開始時には、農家負担分も含めて起債をするよう市町村を指導すること。

(回答)

農地等災害復旧における起債制度については、市町村の事業担当課に対して情報提供しているところであるが、今後も引き続き周知に努める。

(水産業関係)

- 1 若者が漁業に就業できるような、「担い手育成事業」等を充実させること。

(回答)

漁業における若い担い手の確保は最重要課題であることから、高校生を対象とした就業ガイダンスやインターンシップを実施し、就業を促進している。

また、意欲的な若い就業希望者に対しては、県漁協と連携し、国の研修制度や県が平成 27 年度から創設した漁業学校制度の活用により、漁業に必要な技術や知識の習得を支援している。

さらに、研修終了後独立した若い漁業者に対しては、平成 28 年度から就業給付金制度を創設し、市町村とも連携のうえ不安定な経営を支援することにより、漁業への定着を促進している。

- 2 安定した漁獲量を保つためにも、資源管理型漁業が重要です。佐賀関の一本釣り漁業保全のため、近隣のまき網業の規制をおこなうこと。

(回答)

資源管理型漁業を実践するため、県農林水産研究指導センターの調査結果を基に、一本釣り、まき網の漁業者間で、平成22年6月3日に「マアジ・マサバ資源管理協定」が締結された。以後、毎年マアジ、マサバの産卵期に双方が自主

的な休漁を継続している。

まき網漁業への一方的な規制は困難なため、科学的な根拠に基づくこうした取組を継続し、資源管理型漁業をより推進していきたい。

- 3 まき餌禁止海域に関わらず、まき餌で釣りをする人が後を絶たないが、漁業者の営業を守るためにも規制の強化をすること。

(回答)

まき餌釣りの禁止については、漁業者や遊漁者代表等を構成員とする地区海面利用協議会、大分県海面利用協議会で各海域において関係者の合意が得られた規制内容について、別府湾南部海域でのまき餌船釣り禁止などの大分海区漁業調整委員会指示を発出することとしている。

なお、委員会指示の遵守については、漁業取締船等による巡回や指導を継続していきたい。

- 4 漁場漂流・漂着物対策促進事業の拡充をすること。

(回答)

漁場漂流・漂着物対策促進事業については、平成27年度までは水産庁が所管し、漁場において回収した漂流物等を処理するための費用などを助成してきた。28年度からは、環境省所管の同様の事業が拡充されたことから、当該事業や森林環境税を財源とする県単独事業を活用して漂着物等を処理している。

今後も漂着物等の処理については、環境省所管の事業や県単独事業により対応していきたい。

(林業関係)

- 1 雑木林・森林の竹林化を食い止める対策を強めること。

(回答)

主要観光地周辺や幹線道路沿線及び集落周辺の獣害対策が必要な箇所、雑木林に竹が侵入、密生して竹藪化している箇所に対しては、荒廃竹林の整備、広葉樹林への転換を推進する事業を実施し、空港道路周辺の景観整備等を進めてきたところである。今後についても、引き続き、実施主体の市町村等と連携して整備に努めていきたい。

- 2 「公益財団法人森林ネットおおいた」が森林組合など林業事業者への支援として、林業退職金共済の掛金日額の3分の1を負担している。助成の認定要件

は、年間間伐実施面積が民有林において 30ha 以上など、小規模事業体にとってハードルが高い。認定要件を緩和し、小規模事業体でも「公益財団法人森林ネットおおいた」の助成が受けられるよう働きかけること。

(回答)

本県の森林は成熟期を迎えており、この資源の有効活用が重要である。このため、新たな農林水産業振興計画では今後 10 年間で素材生産量 140 万 m<sup>3</sup>を目指すこととしている。木材の安定供給のためには、間伐だけでなく皆伐・再造林に取り組む事業体への支援も重要であることから、助成の認定要件の緩和について、森林ネットに働きかけたい。

- 3 中津市では、「自分の山は自分で守る」あるいは「定年後、年金と林業で生活を」と自伐型林業に取り組もうという動きが、生まれています。中山間地で生きていく一つの方策、考え方です。県として、林業振興策の一環として、自伐型林業に取り組む皆さんへの、多面的な指導・援助を行うこと。

林業の作業は、危険を伴いますので、自伐型林業に取り組む皆さんが加入できる「労災制度」の確立を関係機関に働きかけること。

(回答)

充実・成熟する森林資源を活用していくためには、木材を集約的かつ効率的に生産していくことが必要である。このため、国では林業の中心的な担い手として民間林業事業体を位置づけ、「林業労働力確保促進法」に基づき、労働条件の改善や機械化等を推進している。

県では林業においても、競争力の強化と生産性の向上は必須であり、今後もこれに適う事業体の育成を進めていきたいと考えており、林業事業体の雇用条件の改善や高性能林業機械の導入に対し重点的に支援してきたところ。

自伐林家や一人親方等に対しては、安全装備の導入や振動障害の健康診断などの支援を引き続き行っていく。なお、一人親方等の労災保険については、特別加入団体を通じた申請が可能であり、最寄りの森林組合と連携し、加入方法等について周知してまいりたい。

(再生可能エネルギー関係)

- 1 林業振興、環境保全、災害リスク軽減等のため市町村の範囲で、原料調達可能な小規模バイオマス発電の導入の検討、バイオマスボイラーの普及推進の検討を進めること。

(回答)

これまで県は、県産材の需要拡大など林業振興を目的とした木質バイオマスに係る大規模な発電施設やボイラー施設の整備を支援して行ってきたところである。今後の小規模バイオマス発電施設の導入の検討やバイオマスボイラーの普及推進については、燃料となる木質バイオマスチップの供給や市町村や事業体からの整備要望の状況等を勘案しながら対応していきたい。

- 2 宇佐市では今後33か所でメガソーラーの認定が経産省でなされているが、防災上や景観上など森林法の4つの基準に抵触する場合、知事は許可しないこと。

(回答)

森林法第10条の2第2項により、都道府県知事は、林地開発許可申請書の提出があった場合、「土砂流出又は崩壊その他の災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」のそれぞれの対策が講じられている場合において許可することとなっている。

このことから4つの基準に抵触する場合は許可しない。

- 3 宇佐市北馬城地区では昭和18年9月20日の山崩れで24名の犠牲者を出した山の頂上で大規模なメガソーラーの建設計画の申請が出されているが、人命尊重の立場から許可しないこと。

(回答)

森林法第10条の2第2項により、都道府県知事は、林地開発許可申請書の提出があった場合、「土砂流出又は崩壊その他の災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」のそれぞれの対策が講じられている場合において許可することとなっている。

県としては、これらの基準に基づき適正に事務を行っていく。

- 4 宇佐神宮の真裏で神域に隣接する下矢部・上矢部地区の大規模なメガソーラー建設計画に対し、防災上及び景観上、慎重な対応を求めるとともに、これに反する場合や地元の合意がない場合、許可を取り消すこと。

(回答)

林地開発許可申請書を審査したところ、「土砂流出又は崩壊その他の災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」のそれぞれの対策が講じられており、「森林の役割に支障がなければやむを得ない」との宇佐市長の意見や地元の同意も得ている。また、森林審議会（森林保全部会）から許可は適当との答申を得て、平成28年3月25日付けで林地開

発許可書を交付したところである。

なお、許可条件に違反した場合には、許可を取り消すことがある。

- 5 湯布院塚原高原共進会跡地にメガソーラー施設が建設されようとしているが、地域住民や観光協会など反対を表明している。県として、林地開発許可を出さないようにすること。

(回答)

林地開発許可申請書は現時点で提出されていない。

県では、昨年6月に林地開発に係る審査要領を改正し、申請者に対して、景観行政の主体たる市町村、あるいは地元自治会と、環境保全協定を締結するよう明示した。これに基づき申請者に対して、地域住民や由布市と十分な協議を行い、環境保全協定の締結を行うよう強く働きかけていきたい。

- 6 メガソーラー発電施設についての許可において、災害を誘発するような山林などでの計画については、災害防止の観点でどう対応するのか。

(回答)

林地開発許可においては、災害防止の観点から、必要な場合における洪水調整池や沈砂池の設置、下流の河川管理者等との協議の義務づけなどの災害防止対策（土砂の流出・崩壊防止、水害防止）を審査の基準としている。

## 【土木建築部】

### (土木建築行政)

- 1 不要不急の大型事業は削減し、生活に密着した公共事業予算を増やすこと。  
また、生活用道路を整備するための予算を大幅に増額し、安全な歩道整備などの交通安全対策や、バリアフリー対策を中心とした道路行政を実施すること。

### (回答)

本県では、中津日田道路など高速交通ネットワークの構築をはじめ、臼杵港等の港湾整備などの物流・渋滞対策、また、国・県道整備、生活排水処理などの県民生活の利便性向上対策、さらには玉来ダム等の治水事業や急傾斜地崩壊対策など県民の安全・安心に関わる分野まで幅広く社会資本の整備を行っている。

道路の交通安全対策としては、通学路を中心に歩道整備を重点的に実施している。また、歩道の段差解消、視覚障がい者用の音響信号機の設置、あるいは県有施設における多機能トイレの設置などバリアフリー対策にも積極的に取り組んでいる。

- 2 港湾の整備事業や、道路などの県工事について、市町村負担を廃止すること。

### (回答)

県工事に係る市町村負担金は、地方財政法等に基づき、当該市町村の受益の限度において市町村の同意を得た上で負担していただくもので、県の財政状況も厳しい中、事業の促進を図るためにも必要と考えている。

- 3 日豊本線高架下を大分駅周辺の地元自治会が利用できる公民館用地として活用できるよう、JR九州へ要請すること。

### (回答)

高架下利用について、県は過去にJR九州に対して「地元の意向を十分に聞き、真摯に対応するよう」要請した。

これに対してJRは地元自治会に対して直接回答したと聞いている。

JRの説明では、

○高架下にJR所有以外の建物を建てることは、安全、保守等の問題で認めていない。

○高架下に店舗等がある場合はJRが建物を建て、償還を前提に有償で貸し付

けしているもの。

○ほとんどの区間を有料駐車場として運営しており、今のところ建物の建築計画はない。

とのこと。

高架下は一企業の所有地であり、これ以上の要請は困難である。

- 4 急傾斜地崩壊対策事業において、住宅が10軒以上であれば国の公共工事となるが、その基準を引き下げよう、引き続き国に要望すること。また、予算を抜本的に増額するよう国に求めること。また、中山間地の宅地崩壊に対応するために、急傾斜地崩壊対策事業の条件緩和と補助率の拡大を求めます。

(回答)

急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の緩和及び増額については、これまでも国に対して要望しており、今年6月にも「政府予算等に関する提言」を行っている。今後も引き続き要望していく。

なお、急傾斜地崩壊対策事業では、宅地のみの崩壊に対して対策することは現行では困難である。

- 5 市町村の要望に沿えるよう、「大分県市町村営急傾斜地崩壊対策事業」の予算を増やし、補助率上限額を引き上げること。

(回答)

大分県市町村急傾斜地崩壊対策事業については、平成23年度以降、前年度予算約3,000万円を倍増し6,000万円を実施しており、平成27年度以降は更に2,000万円を追加し8,000万円を実施している。今後も、各市町と連携し地元の要望に応えられるよう取り組みを進めていきたい。

また、補助率引き上げについては、今後も当事業を継続的に実施するためにも、現行の補助率で対応していく。

- 6 土砂災害危険箇所の調査と対策について、現在急速に調査が進められていますが、中津市の場合約1,600の危険箇所のうち調査が完了しているのは30%未満です。(7月末)今後の調査予定とハード対策で対応する計画の策定とその結果に基づく市町村ハザードマップ改定への指導及びソフト対策の指導計画はどうなっているのか。

中山間地では、土砂災害が命を失うリスクが高いと考えますが、住民が「災

害で命を落とすことがない」防災対策の確立を求めます。

(回答)

土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査については、概ね平成31年度までの完了を見込んでいる。また、市町村が行う指定区域を反映した土砂災害ハザードマップの作成について、作成を容易にした支援ソフトを開発し8月より運用を開始したところ。今後もこのソフトの活用を促進するなど市町村の警戒避難体制の整備に向けた取り組みを支援していく。

ハード対策については、要配慮者利用施設や防災拠点、重要交通網等を保全する箇所から優先的かつ計画的に実施していく。

- 7 中津市には、急傾斜地崩壊対策事業を補完する形で、宅地の崩壊や事前防止事業をも対象とした補助率2/3（但し、上限40万円）の「林地等崩壊対策事業補助金」制度があります。中山間地では、食糧を少しでも多く作るために平坦な所は田畑にして、住宅は山際や川端に建ててきたという歴史的経過があります。地震や豪雨のため、裏山や宅地の崩壊が心配で、工事を検討しても、この補助金制度では、自己負担が多すぎて工事ができない方がおられます。県としてこの制度を拡充するよう支援をすること。

(回答)

急傾斜地崩壊対策事業の未対策箇所が数多く残っているため、急傾斜崩壊危険箇所の対策を優先して進めたい。

- 8 国交省は、建設業者の社会保険未加入対策として、「2017年度までに建設業許可業者は100%社会保険に加入し、それ以降は元請け業者は未加入の下請け業者と契約しない」という下請け指導ガイドラインを2012年11月から施行した。これを受け、大分県でも2013年10月に「保険加入が認められない場合は、行政処分を行うことがあり得る。」という「指導書」を建設会社等へ送付しているが、以下の内容について要望する。

(回答)

社会保険未加入対策については、建設業入職者の著しい減少に伴い、建設労働者全体が減少・高齢化している中、建設労働者の人材不足対策の大きな施策の一つとして、行政と業界全体が一緒になって全国一斉に取り組んでいるもの。

なお、県では、平成24年11月から未加入企業に対しての指導を行って

いるが、今後の建設産業を見据えた国全体での人材不足対策の一環であるので、ご理解をお願いしたい。

- ① 社会保険加入を建設業許可の条件としないことを今後も継続すること。  
(回答)

今のところ、社会保険加入は建設業許可の条件にはなっていないが、建設産業の人材不足対策として今後も加入指導を継続していきたい。

- ② 下請け単価などについて業界に指導しているようだが、きちんと守れているか検証すること。

(回答)

県では適切な下請け契約が締結されているか施工体制台帳等で確認している。下請け単価については元請業者と下請業者との契約であるため検証は考えていない。

- ③ 4人以上雇用する個人事業主を社会保険から除外することができるようにすること。

(回答)

5名以上雇用する個人事業主については、法令により「適用事業所」となっているため、県の判断により除外することは困難。

元請や発注者に対して見積書を提出する際には、法定福利費が明示された「標準見積書」の様式を活用するなどして、社会保険の加入に努めていただくようお願いしたい。

- 9 湯布院塚原の共進会跡地に建設されようとしている太陽光発電施設について、地域からも景観を壊すものとして反対の声が上がっています。農水省事務次官通達では、「景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がされていること」とあるように、景観を守ることは重要な許可条件にもなっています。県として景観を守る立場に立つこと。

(回答)

良好な景観保全に向けては、まずは、開発事業者が地域住民の理解を十分得る努力を行うこと、そして、市町村が計画段階から関わっていくことが大切であると考えている。

現在、景観法に基づく景観条例を定めている市町村では、それぞれの市町村の特色に応じて、景観を守りたい区域を設定するとともに、新たな工作物

等について、色彩を含めた外形や高さ、植栽の実施などについて、細かな指導基準を定めている。

県としても、良好な景観を保全するために、こうした条例の早期制定を促しており、現在、条例未制定の8市町村に対し、条例制定を働きかけている。

(建築住宅関係)

- 1 国は、「中古住宅流通・リフォームトータルプラン」によって、2020年までに中古住宅・リフォーム市場の規模を20兆円とすると位置付け、「長期優良住宅化リフォーム推進事業」等を推進している。小規模企業振興基本法や、大分県中小企業活性化条例等の趣旨を活かして、県としてどのようなリフォームにも対応できる「住宅リフォーム助成制度」を創設すること。

(回答)

住宅リフォーム助成については、県長期計画の安心分野の政策である子育て満足度日本一の実現や健康寿命日本一の実現に向けた各種施策の一環として明確な目的を持って実施している。主な取り組みとして安心して子育ても仕事もできる環境づくりとして子育て世帯や三世代が暮らす住宅改修への支援、高齢者が安心して暮らせる基盤づくりとして高齢者世帯が行う住宅改修に対する支援を行っている。

- 2 住宅耐震化リフォーム支援事業について、今後補助率を引き上げていくこと。また、県産材使用の場合には、補助のかさ上げを行う制度に拡大すること。

(回答)

住宅耐震化リフォーム支援事業については、これまでの子育てや高齢者世帯に対する支援に加え、本年度より三世代が暮らす住宅改修への支援の拡充も行い、リフォーム支援事業の一層の促進を図ることとしたことから、木造住宅の耐震化とリフォーム支援を別事業として進めている。

木造住宅の耐震化事業については、本年4月に発生した熊本地震を受け、補正予算にて利用枠の拡大を図っている。

- 3 国は、「住宅リフォーム事業者団体登録制度」を施行したが、登録できない小規模事業者は市場から排除されるのではないかと心配している。国に対して、登録していない業者が排除されないようにすること、及び登録については要件を簡易なものとし過大な負担とならないようにすることなど求めること。また、県としても登録を前提とした住宅耐震化リフォーム支援としないこと。

(回答)

「住宅リフォーム事業者団体登録制度」は、一定の条件を満たす住宅リフォーム事業者の団体を国が登録する制度であり、消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図ることを目的としている。

団体を単位として登録するものであることから、本制度の登録を受けていない団体やその会員、または特定の事業者団体に属していないリフォーム事業者を排除するものではなく、あくまで任意の制度となっている。

県としては、リフォーム支援事業の施工者に関する補助要件として、地元業者への発注に繋がるよう施工者を県内に本店を有する法人、個人に限定し地元中小企業が参入しやすい環境を整えており、住宅リフォーム事業者団体登録業者であることを要件とすることは、現在考えていない。

- 4 全国の自治体に広がっている「小規模工事登録制度」を、県としても創設すること。

(回答)

県では、工事の適正な施工を確保する（適格性の）観点から、技術的能力や経営の状況、施工実績などの事項についてあらかじめ審査を受けた入札参加資格者の中から業者を選定し、原則、入札により発注しているため、小規模な工事であっても入札参加資格が必要であるとしている。

県内では、個人事業者でも県の入札参加資格を取得している方は多い（個人事業者の建設業許可業者503者中、入札参加資格者92者）が、入札参加資格を有していても受注機会のない者も少なくない。県としては、県工事の受注を希望される方は、ぜひ入札参加資格申請をしていただきたい。

- 5 希望者ができるだけ入居できるよう、県営住宅の抜本的な増設を行うこと。特に、高齢者や障がい者が入居しやすい、バリアフリーの県営住宅を早急に増設すること。

(回答)

県営住宅の整備については、県内の住宅総数が総世帯数を上回っていることや、老朽化した既存住棟が増え続けているため、新規の建設は行わず、応募倍率や老朽化等を考慮し、住宅需要の多い箇所を優先して建替えを実施している。平成9年度からは高齢者が入居している1階住戸内の手すり設置や浴室の改修などの個別改善を実施しており、今後もバリアフリー化に努める。

6 既存の県営住宅においては、要望の強い住宅から、エレベーター設置とシャワー設備設置を計画的に進めること。また、給水管の工事と併せてシャワーの設置が可能なことを住民に周知し、順次設置していくこと。

(回答)

既存住宅のエレベーターについては、建替えや全面的な改善を行う際に設置している。シャワー設置については、入居者の大部分の要望・同意があれば、整備する方針としているが、給水圧が不足する場合は給水管改修工事が必要となるので、その旨入居者に周知するよう努める。

7 高齢化が進む中、2階以上の県営住宅の浴槽が高くて入りにくいという声が出ているが、今後対策を講ずること。

(回答)

現在は1階に高齢者が居住している住戸を対象に、高齢者向け改善工事を行っている。建替計画のない住宅については、棟単位で内部改修を行う際に2階以上についても浴室改善を行いたい。

なお、高齢者等で生活動作能力が低下したため現在の住居に入居し続けることが困難となった場合は、他の公営住宅に住み替えることができる制度もある。

8 県営住宅の老朽住宅の総点検を行い、修理・修繕・改善要求は速やかに対応すること。

(回答)

点検については、県の技術職員が3年ごとに定期点検を行い、施設の不具合や劣化状況を把握している。

修理・修繕等については、劣化状況や入居者からの要望を踏まえた上で、計画的に適正な維持管理に努めている。また、入居者が生活する上で支障が生じた場合は、速やかに、応急的・緊急的な修繕を実施している。

9 被災者の県営住宅の一時入居については、応急仮設住宅への入居要件を満たす被災者は最長2年間となっているが、それ以外は最長6カ月となっている。これを被災者の状況に応じ柔軟に対応し、最低でも最長1年とすること。

(回答)

東日本大震災や熊本地震では、被災者の住宅を緊急に確保するため、県営住宅についても一時入居先として提供し、被災の程度に応じた使用期間を設定し

たところである。今後、発生する災害についても被災状況等を勘案し、県営住宅に一時入居できる期間を定めることとしている。

- 10 県下の建築年数の古い県営住宅では、風呂場や台所の横の出入口に、網戸が設置されていない。夏は害虫の侵入など考えられるので、窓やドアを開けることができない。また、風通しの問題でカビが生える原因にもなるので、網戸を設置すること。

(回答)

古い県営住宅の風呂場や台所の出入り口は、建具の形状により網戸の設置が難しい。現在、網戸は建替えや全面改善に伴い順次設置しており、今後も建替えや全面改善工事によって設置を進めていくこととしている。

- 11 県営住宅について、築年数の長いものは、畳が擦り切れて敷物を敷かなければ座れないような状況になっているところもある。点検し、必要なところは営繕すること。

(回答)

畳の表替えについては、入居者負担となっているため、個別の要望での修繕は行っていない。

なお、一定の築年数経過後に、棟単位で畳本体の取替えを行っている。

- 12 大分県下でも、高齢化と少子化の影響によって、空き家が増加している現状がある。公営住宅は倍率が高く、なかなか入れない方もいるが、低所得者のために空き家を借り上げて、公営住宅として貸付けができるようにすること。

(回答)

県営住宅については、応募倍率は高いものの、住宅の総数が総世帯数を上回っており、既存の住宅の老朽化や高齢者対応の遅れが大きな課題となっていることから、今後も原則として建替や既存住宅の改善を優先していくこととしている。また、市町村営住宅については、県営住宅と同様に建替や改善等の促進等も含め適切な維持管理に努めるよう指導するとともに、低所得者等に対する適切な供給がなされるよう借上げ公営住宅に関する事例等の情報提供も含め、市町村に対し助言を行っている。

(道路関係)

- 1 身近な道改善事業は、要望等多い事業であり、予算を増額し、地域住民の改

善要望に応えるようにすること。

(回答)

「身近な道改善事業」は、平成21年度からスタートした生活道路改繕事業を皮切りに途中、暮らしの道再生事業を経て現在に至っている。事業費については21年度当時6億円でスタートしたが、23年度には7億円、24年度からは8億円へと増額してきており、今後とも予算確保に努めていきたい。

- 2 県道・国道など、夜間暗くて歩道通行に支障をきたす箇所から、歩道照明設置を行うこと。(大分市の197号細～久原間など国に求めること)

(回答)

道路照明は、交差点部など交通事故防止の観点から必要と認められる箇所に設置することとしている。また、歩道照明については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)による重点整備地区である大分駅周辺のみを対象に設置することとしており、その他の地域は防犯灯によることとしている。防犯灯の設置については大分市と協議していただきたい。

国が管理する道路の歩道照明設置については、所管する大分河川国道事務所に要望している。

- 3 大分川河川堤防、県道・国道の中央分離帯・歩道などの草刈りは、定期的に実施し、交通・歩行の妨げとならないようにすること。

(回答)

道路の草刈りは、道路清掃、街路樹管理等を含めた維持管理業務として、通行の支障とならないよう年1、2回程度実施している。

大分川河川堤防のうち、弁天横瀬自転車道線については概ね夏と秋の年2回草刈りを実施している。その他の箇所に関しては、所管する大分河川国道事務所と協議していただきたい。

(港湾・海岸関係)

- 1 保戸島・四浦間に橋を建設すること。夜間は医者が不在となり、また、夜間の災害時は救済を要請しなければなりません。海がしけると被害が大きくなるためどうしても橋が必要です。

(回答)

保戸島架橋は架橋地点へのアクセス道路や島内道路の整備等課題も多く大規模事業となることから、早期事業着手は困難である。

今後、離島振興策も含めて、津久見市と共に地元と十分協議する必要がある。

(河川関係)

- 1 河川整備については、堤防の補強、危険箇所の改修など、早急に治水レベルをあげるとともに、生態系の保全など、環境と安全に配慮した事業とすること。

(回答)

河川整備にあたっては、洪水に対して流れを阻害しているネック箇所等を優先的に解消するなど効率的・効果的に治水安全度の向上を図るとともに、多自然川づくりによる良好な河川環境の整備と保全に努めている。

- 2 県が管理する河川で、樹木の雑草の繁茂や土砂の堆積などで災害の要因となっている箇所は、早急に改善を図ること。

(回答)

河道内の堆積土砂等については、各河川の浸水被害の発生状況や沿川の土地利用状況などを勘案し、緊急度の高いものから順次、河床掘削による対策を実施している。

(災害対策)

- 1 広島は土砂災害は甚大な被害を出した。大分県でも、土砂災害危険箇所が19,640か所もあり、多くが未対策の状況となっている。さらに、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定は、まだ進んでいないので、整備を早急に進めると同時に、指定を進めること。

(回答)

本県における土砂災害対策については、要配慮者利用施設や防災拠点、重要交通網等を保全する箇所から優先的かつ計画的に整備しているが、全ての危険箇所の整備には膨大な費用と時間を要するため、住民の早期避難を促すソフト対策が重要である。

ソフト対策の一つである、土砂災害警戒区域等の指定については、警戒避難体制の構築を図る上で重要な取り組みであるため、指定に必要な基礎調査を加速し、土砂災害警戒区域の指定を推進している。

【各地域からの要望】

(宇佐市)

- 1 県道尾永井猿渡線に一旦停止を新設すること。(地図①参照)

事故が頻繁に起こっており、7、8年前から3行政区の区長名で要望しています。

(回答)

警察本部で回答

- 2 一旦停止の停止線が薄れて、見えなくなっている箇所がかなりあり危険です。警察署に何度要望しても改善されません。

(回答)

警察本部で回答

- 3 横山の山袋久々姥線の拡幅改良工事について、計画は作られていますが、用地買収で止まって以降、全く進みません。順番を入れ替えて、必要なところから進めて欲しい。避難所であるにもかかわらず、緊急車両が通行できないなど、急ぐ地域もあります。地元の要望を聞いてください。(地図②参照)

(回答)

横山工区については、今後の進め方について地元と協議を行いながら進めて行きたい。

また、他工区の対応については、地元の要望を伺い、優先度を勘案しながら対応していきたい。

- 4 いろは川の掘削を進めて欲しい。豪雨時、すぐに川の水が氾濫する箇所があります。(元重～山下～猿渡)

(回答)

ご要望の伊呂波川の掘削については、現在、下流より順次河床掘削を進めているところであり、今後も引き続き下流側より進めていく予定である。

要望延長が長いため施工場所の選定については、地元の方と協議しながら可能な範囲で対応していく。

(中津市)

- 1 国道500号、折元集落付近の歩道整備について、当該箇所は中津日田道路の本耶馬溪一山移間の開通により、交通量が増え、通学路としての安全性確保からも、県として地元のご要望に応え整備に着手され、大変喜ばれていました。

地元の皆さんは、すぐにも完成するものと考えておられたとのことでした。しかし、ここ1年以上工事が中断し、用地を提供された地権者の方からも、何故できないのか、いつされるのか連絡もないという状況です。

早急な、整備完成を求めます。国道500号は歩道がほとんど整備されていますので、子どもたちの通学路にもなっているこの箇所の整備はとりわけ緊急性を要するものと考えます。

(回答)

当該工事未着手区間460mの中で約80m間について、相続等の問題により用地買収に期間を要したが、9月末には買収が完了し、11月に工事着手の予定である。

- 2 国道212号、随雲寺の自歩道整備について、反対側に自歩道が整備されているから、道路を渡って反対側の自歩道の利用をするようにとのことですが、その自歩道は狭いうえに段差が多く、また管理が十分できておらず雑草のためにとても自転車はおろか歩くことも出来ないような状態です。

以前は用地買収の困難を理由にされていましたが、当該地権者の方は応じる意向を示しておられます。雨の日は、特に危険です。早急な整備をお願いします。

(回答)

当該箇所では中学生が自転車を押して通行している実情を把握し、歩道整備の必要性については認識している。今後、用地の協力体制を確認し、整備手法を検討する。

- 3 県道山移大島線（奥江～無浅間）の整備について、本路線は、地元関係者のみならずUターンされた方や移住者の方の経営する喫茶店、食堂に訪れる多くの県外の方も利用しており、通行に支障があるだけでなく、大分県の道路事情の悪さを宣伝してしまいます。路面コンクリートの破砕、排水溝の不備、離合場所の不足など早急に改善願いたい。また、降雨時には、すぐに水があふれ、通行不能となる箇所があり、その改善も実施してください。

(回答)

路面の破損及び排水の不備により通行に支障を来している箇所については順次補修を実施したい。

また、側溝の整備に際しては蓋付きの側溝を設置するなど、通行スペースの確保を検討する。

- 4 国道213号合馬交差点の歩道橋撤去計画とその後の信号機設置の計画年度を示してください。(現行の歩車分離信号機は、歩道橋撤去後は改善してください。歩道橋に替わる歩道を設置してください。)

(回答)

合馬歩道橋については平成29年度に撤去する計画としている。

なお、歩道橋撤去に伴う信号機や横断歩道等については、交通管理者である警察と協議している。

- 5 県管理道路の管理費を増やして、草刈り、街路樹管理、歩道、自転車道など草が伸びて、景観を損ね、危険な箇所もあるので、早急な対応をしてください。草刈りは、せめて以前のように年3回にすべきでは。

例えば、213号、212号イオン三光前堤防法面、別府宇佐道路宇佐IC降り口から国道10号線への連絡路など。

(回答)

道路の草刈りは、道路清掃、街路樹管理等を含めた維持管理業務として、利用者の安全確保のため、毎年計画的に実施するとともに、必要に応じて職員等にて草刈りを行っている箇所もある。

特に通行の支障となっており危険性が高いと認められる箇所については適宜草刈りを行うよう努めたい。また、必要に応じて張コンクリート等による防草対策についても取り組んでいきたい。

(日田市)

- 1 日田市岩美町竹の林地区で災害防除工事をしているところの県道日田玖珠線の道路の拡幅、また河川の護岸が整備されていないために路肩が不安定で路面の半分が下がっているところを改修すること。また安全対策としてガードレールを設置すること。

(回答)

当該地区については、現在災害防除工事を実施中であり、今年度発注した事業の中で、不安定な路肩の補修やガードレールの設置についても計画している。不安定な路肩の箇所については、一度現地立会をお願いしたい。

- 2 県道日田玖珠線の岩下地区の道路横の私有地が災害崩壊しているが、離合所として整備すること。(財津キヌエ宅前下、金崎宅裏)

(回答)

県道日田玖珠線では、近隣の羽田2工区において1.5車道的改良を事業実施である。要望内容については、事業中の羽田2工区の進捗及び管内全体の要望箇所との優先度等を勘案しながら検討していきたい。

- 3 玉川バイパス(国道212号)のグッデイ店入口の交差点(サニー前とインター入り口の交差点の間の交差点)中津方面に向かって右折レーンを作ること。

(回答)

今後、交通量調査により右折車両の実態を把握するとともに、接続する市道の状況を勘案し、右折レーンの必要性について検討したい。

- 4 吹上地区、北友田1丁目地区の急傾斜地の樹木伐採を計画的に実施すること。

(回答)

同地区の樹木については、計画的に伐採を実施している。

- 5 北友田2丁目の二串川の河川改修計画の早期決定と災害の原因となった大内田橋の撤去又はかさ上げをすること。

(回答)

河川の浸水対策については、被害の発生状況や河道の状況、沿線の土地利用状況などを勘案しながら順次対応している。当該箇所については、県単独費にて事業化に向けた測量、基本設計を実施しているところである。

大内田橋については、必要な河川断面の基本設計と並行し取扱を決めていく。

事業化については、他の要望箇所などと緊急性や事業効果などを総合的に検討しながら進めることとしている。

(別府市)

- 1 県道別府山香線の西別府病院交差点付近から原交差点付近について、車いす等で通りやすいようできるところから改善すること。

(回答)

県道別府山香線の一部は南立石亀川線として都市計画決定された道路であり、現在、別府市内で事業中の街路事業の進捗状況を勘案しながら、整備手法及び整備時期について検討していきたい。

(豊後高田市)

- 1 豊後高田市小田原、白鳥神社の東側の河川側にガードレール又はパイプレールの設置をすること。

(回答)

ご要望の場所は、河川管理道路であり一般者の通行を前提に設置したのではない。

また、治水上、水防上の活動に障害となるため、河川管理者としては基本的にガードレールやガードパイプの設置は行わない。

- 2 豊後高田市小田原、宇佐渡瀬橋南側の取り付け部より東側と西側にガードレールの設置をすること。

(回答)

ご要望の場所は、河川管理道路として現在施工中の場所であり一般者の通行を前提に設置しているものではない。

また、治水上、水防上の活動に障害となるため、河川管理者としては基本的にガードレールやガードパイプの設置は行わない。

- 3 市夷の夷温泉付近の県道は法面の崩落防止の工事の未完成箇所、落石の危険箇所が残っていますが、早急に崩落防止や側溝改修等の工事をすること。

(回答)

当該箇所は平成25年度から災害防除事業にてのり面対策を実施中であり、引き続き、対策を進めていくこととしている。

また、今年度から1.5車線の整備に着手しており、現在、対応箇所について検討を進めているところであるが、側溝改修についてもその中で対応を図っていききたい。

- 4 県道の豊後高田市管内で中央線や停止線など磨滅し見えにくい場所が多いので白線の整備促進をすること。

(回答)

管内の交通量や安全性等により優先度を勘案しながら、適宜区画線の更新を行っていききたい。

(大分市)

- 1 国道10号の旦の原・中判田間の早期拡幅を国に要求すること。同寒田団地

入口から鷺野小学校入口までの歩道を拡幅すること。

(回答)

旦那原～中判田間の拡幅については、平成26年度より事業化(国道10号高江拡幅)となったことから、今後も引き続き、早期完成を要望していく。

寒田団地入口から鷺野小学校入口までの歩道拡幅については、所管する大分河川国道事務所と協議していただきたい。

- 2 県道小挾間大分線の城南団地入り口交差点に、三ヶ田町交差点よりに横断歩道を設置すること。県道大分挾間線の拡幅をすること。

(傍線部は警察本部で回答)

(回答)

県道大分挾間線の拡幅については、国道210号など周辺で進めている改築事業の供用後の交通状況の変化を見つつ検討していきたい。

- 3 市内一円の国道・県道の段差解消・排水対策を計画的にすすめること。

(回答)

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく大分駅周辺の「重点整備地区」を中心に、国の補助事業等を活用し歩道の段差解消に取り組んでいる。また、その他の地区においても、側溝や舗装の補修時に併せて歩道の段差解消を行うなど、効率的な整備促進を図っている。

また、道路排水にあたっては、地元の要望などを踏まえ、今後とも調査を行いながら対策を進めていきたい。

- 4 国道197号佐賀関トンネルの照明を明るくすること。

(回答)

昨年度、照明の確認を行い、照明灯の玉切れにより不点灯となっていた箇所のうち、歩道がある車線側については昨年度電球を交換した。今年度は歩道がない車線側について交換することとしている。

- 5 国道210号の富士見ヶ丘から挾間三差路間の早期拡幅を国に要求すること。

(回答)

平成28年度より富士見ヶ丘団地入口交差点～緑ヶ丘団地東入口交差点の拡幅が事業化(国道210号横瀬拡幅)となったことから、早期完成を国に要

望していく。

また、残りの区間についても、早期事業化を国に要望していく。

6 国道442号の未改良区間は早期に改良を実施すること。

(回答)

当該路線では宗方拡幅や野津原バイパスを事業中であり、まずはこれらの早期完成を目指す。残る未改良区間については、中長期的な課題として検討していきたい。また、地域の皆様の意見を伺いながら、側溝の蓋掛けや局所改良などにより可能な限り課題解決に努める。

(県営住宅)

(中津市)

1 県営住宅の入居情報については、以前は中津市の場合、入居募集は市営住宅の情報と一緒に市報に掲載されて、市民は市営、県営の情報を知ることができて便利でした。しかし、現在は県営住宅の情報は市報に掲載されません。住民にとっては不便となっていますので、県営住宅の情報も中津市報に掲載されるようにすること。

(回答)

中津市内の県営住宅の募集は、空き住戸の状況に応じた随時募集のため、募集時期が不定期となっている。

なお、入居者募集の際には、現在も市報に掲載するとともに住宅供給会社のホームページで情報提供を行っている。

## 【教育委員会】

(学校教育全般)

- 1 義務教育費の国庫負担を2分の1に戻し、教育の機会均等、教育水準の維持向上という国の責務を果たすよう、引き続き求めること。

(回答)

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための根幹をなす重要な制度であり、今後も制度を維持向上すべきものと考えている。

平成17年11月の政府・与党合意において、国庫負担割合が3分の1に引き下げられる一方で制度の堅持も明記されたところであるが、義務教育の在り方をめぐっては今後も議論が続くものと思われる。

教職員給与の財源を安定的に確保するためにも、義務教育費国庫負担制度の役割は今後一層重要になるものと考えられる。県教育委員会としても、これまで同様、機会あるごとに、現行制度の必要性を関係機関に要望していきたい。

- 2 今日、子どもの貧困率が拡大する中、就学援助制度の適用所得基準を引き上げ、補助項目など拡充すること。また、準要保護世帯のクラブ活動費、生徒会費、PTA会費も補助対象経費として交付税措置されたので、全県で実施するようさらに徹底すること。

(回答)

経済的理由により修学困難と認められる児童生徒に対して市町村が必要な援助を与えた場合は、国の制度に基づき、当該市町村に対して要保護児童生徒援助費補助金の交付を行っており、平成22年度からは、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費が補助対象経費に追加された。

制度の周知については、入学時や進級時に制度の案内書等を配布するとともに、ホームページや広報誌に掲載するなど、すべての市町村において周知に努めている。

さらに、就学援助の充実について、全国都道府県教育長協議会を通じて、毎年、国に対し「補助金申請額を圧縮することなく、引き続き全額を交付決定するように努め、補助単価の引上げ等、就学援助の実態に応じた補助金の充実を図ること」を要望している。

なお、援助の内容や、他市町村の取組状況については市町村に周知し、対応を促しているところであるが、その実施については市町村の判断によるものと考えている。

3 小学校1・2年生、中学校1年生、幼稚園で実施されている30人学級の効果は実証されている。さらに少人数学級を広げる年次計画を示すこと。併せて国として定数の改善をするよう求めること。30人学級を実施し、正規教員の増員を図ること。

大分県は小学1・2年生と中学1年生の少人数学級を実施し、保護者からも、現場の先生方からも、効果が大きいと大変評価が高いと思います。最近、教室の面積が狭くなっているのか、子どもたちの体格が良くなっているのか、小学校高学年や中学校2・3年生の教室に行ってみると、前は黒板のすぐそばまで、後ろはロッカーにくっついて勉強し、先生が机の間を移動して理解の状況を見て回るのも困難な状態が、40人学級で起こっています。これまでも30人学級のお願いを文科省に届けてきましたが、なかなか実現に至りません。そこで、学習の効果を上げ、子どもたちの精神面での環境の改善のためにも、せめて中学3年生が、進学や就職試験に集中できるよう、40人学級の解消を大分県として、実施するよう要望します。

(回答)

文部科学省の29年度概算要求において文部科学省が示した今後の教職員定数の見直しでは、今後10年間で29,760人の定数改善が示されているが、28年度の概算要求で盛り込まれた定数改善計画(案)が見送られた経緯もあり、本県の少人数学級拡大については、今後とも国の動向に注視して対応していきたい。

4 人間の命の尊厳を最も大事にする教育を徹底し、子どもの立場に立って、いじめの根絶を徹底すること。

(回答)

生命を尊重する心や他者を思いやる心の育成については、特別の教科である道徳を要として、児童生徒の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、学校の教育活動全体を通じて行っている。

平成26年4月に「大分県いじめ防止基本方針」を策定し、福祉や警察、人権擁護等の関係機関と連携した「いじめ対策連絡協議会」を設置して、いじめ防止の向けた取組を進めているところであり、県教育委員会として、子どもたちの未然防止のための「いじめゼロ子どもサミット」の開催、「学校問題対応スキルアップ研修会」、個人面談や「いじめアンケート」、「24時間子供SOSダイヤル」、「ネットいじめ相談」、「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談」等に取り組んでいるところである。また、県下全ての公立小・中・高等・特別支援学校において「学校いじめ防止基本方針」を作成して、子どもたちが他人も自分も大切にすることを進めるとともにいじめ

の未然防止、早期発見・早期解決の取組を進めている。

いじめは、どの子にもどの学校にも起こり得ることを踏まえ、子どもたちのSOSに敏感に察知し、素早くいじめの解消をする取組を進めるとともに、日常の教育活動全般を通じて子どもたちに「人間の命の尊厳」を大切にしたいいじめ根絶の教育を進めていく。

- 5 教職員の削減をやめ、定員を拡大し、正規教員の採用をさらに増やすこと。また、加配教員の増員を行い、教員の事務量・会議・出張などの軽減を図り長時間労働をなくすこと。

(回答)

教職員の定員は、国の標準法に基づき定められているため、加配教員の定員も含めて、定員増については機会あるごとに国に働きかけていきたい。また、正規教員の採用数の策定に当たっては、今後の定年退職者数の増加等を考慮しつつ、一定程度の競争倍率を維持しながら、優秀な人材の確保を図ることとしている。

平成29年度採用数の策定は、「人材育成方針」に基づき、臨時講師比率等についても勘案するなど、採用予定者数を昨年度より31名増やし、332名としたところである。

また、学校内で教員が子どもと向き合う時間が確保されるよう、これまでも、県教育委員会や教育関係団体及び教育研究団体の学校外での会議・研修等の縮減に取り組んでいる。昨年度行った、学校外での会議・研修等の抽出調査では、平成22年度に行った調査と比較した場合、校種によって増減が見られ、全体として増加している状況が見られた。そこで、改めて関係団体に要請し、会議・研修等の精選・縮減に取り組んできた。しかし、昨年度行った教職員の研修・会議等の実施状況調査では、平成22年度比で16.7%減となっており、削減目標（平成22年度比30%減）には達しておらず、特に県教育委員会主催の削減率が低くなっている。そこで、県教育委員会主催の会議・研修等の精選・縮減に改めて取り組むとともに、関係団体にも引き続き縮減の要請を行ったところである。

さらに、学校が組織として機能するため、「芯の通った学校組織」の取組を推進するとともに、生徒情報等を管理する校務支援システムの充実や県立学校への総務事務システムの導入（10月7日運用開始）など、今後とも教育現場の勤務環境の整備を進めていく。

- 6 学校・地域を点数競争に追い込み、本末転倒の事態を招く全国学力テストは中止するよう国に求めると同時に、県としてその公開をしないこと。

(回答)

本県児童生徒の学力は、基礎的・基本的な知識・技能は概ね定着しているものの、知識を活用して説明したり文章問題を解いたりする力が十分とはいえない。また、地域間の格差は小さくなってきたが、依然、解消できていない。

一人ひとりの児童生徒に確かな学力を身に付けさせるためには、大分県のどこに生まれても一定水準以上の学力を身に付けることができる環境を整え、地域間、学校間の格差を解消することが重要である。

そのために、県教育委員会は、各種学力調査の結果を活用して、学力向上の取組を検証し、施策の構築や改善、授業改善の方策の提示等、児童生徒への指導の充実に役立ててきた。また、各市町村においても本調査を活用した学力向上の検証・改善サイクルが確立しつつある。学校においても、一人ひとりの子どもの学力の定着状況や学習状況を把握し、指導のさらなる改善に役立てることや、成果を上げている学校の好事例を参考に、自校の取組の検証・改善を進めること、家庭や地域と連携して児童生徒の学習環境を整えることなどが軌道に乗り始めたところである。

以上のようなことから、今後も引き続き、学力調査を実施し、また、取組の好事例が広く共有される公表も行う。

7 教員評価システムなど、恣意的な判断が入りやすいシステムは実施しないこと。

(回答)

公平公正な教育行政の推進には、権限と責任が明確な人事管理体制の確立が重要である。

「教職員評価システム」は、「目標管理」と「能力評価」との2つの柱で構成されている。学校の教育目標と教職員の自己目標とを連動させ、目標達成に向けて取り組む姿勢を評価するシステムになっている。「人事評価」制度は、その結果を、人事管理電算化システムの中にデータとして蓄積していくことで、適材適所の人事配置や人材育成、さらには管理職選考にも活用し、併せて教職員の能力開発・資質の向上、そして学校組織の活性化という所期の目的を具体的に実現していこうとするものである。

今後とも教職員評価システムの適正な運用に努めるとともに、頑張る教職員が適正に評価されるよう制度の定着を図っていき、人事管理業務に活用することにより、公平公正な人事行政を確立したいと考えている。

- 8 へき地児童生徒援助費等補助金については、高校生の通学にも適用を拡大するよう国に求めるとともに、県としても制度の拡充を図ること。

(回答)

へき地児童生徒援助費等補助金は、へき地等における義務教育の円滑な実施に資することを目的としており、学校統合による遠距離通学児童生徒（小学生は通学距離4 km以上、中学生は6 km以上）に係る通学費（交通費）を負担している市町村に国がその一部を補助しているところであり、高校生については対象から除かれている。

なお、高等学校が設置されていない離島から本土の高等学校へ進学する生徒の通学に要する交通費等については、該当する市町村が離島高校生修学支援費として負担しており、国がその一部を補助している。

また、高校の再編整備などにより遠距離通学となる生徒に対しては、平成18年度に通学費等奨学金制度を新たに設けている。さらに、平成27年度から、より利用しやすくなるよう基準を緩和した。

- 9 特別な支援が必要な児童・生徒に対する加配教員を増やすこと。また、特別支援加配について、特別支援学級などは年度によって違うので、実情に応じて拡大するなどの対応をとること。

(回答)

特別な支援が必要な児童生徒が在籍する学校には、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の配慮を行う必要性に照らして、毎年一律ではなく、困難度が高い学校から優先的に「児童生徒支援加配」を配置している。加配定数の増員については、今後とも国に要望していきたい。

- 10 特別な教育支援を要する子どもに対して、特別教育支援員やスクールサポーターを配置すること。また特別支援教育コーディネーターの配置をすること。

(回答)

特別な支援が必要な児童生徒が在籍する学校には、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の配慮を行う必要性に照らして、毎年一律ではなく、困難度が高い学校から優先的に「児童生徒支援加配」を配置している。加配定数の増員については、今後とも国に要望していきたい。なお、特別支援教育コーディネーターについては、今後も継続して配置できるよう、国に要望していきたい。

- 11 小・中学校の支援学級に、特別支援学校教員免許を有するものなどの専門職の配置をすること。また、特別支援教育の充実を図るため、教室の確保を行う

こと。

(回答)

特別支援学級に特別支援学校教員免許保有者を配置するため、平成24年度から、特別支援学校教諭の小学部又は中学部に合格した者は、特別支援学校のほか、免許状の種類に応じ、小学校又は中学校の特別支援学級担当の教諭として勤務することとしている。

県立特別支援学校については、各学校・各学部の学級数や教育内容、各学校からの要望や実態等を踏まえ、教育上必要な整備について検討していく。

- 12 市町村立小中学校の学級編成及び教職員配置基準では、特別支援学級の1学級の数は1人から8人になっているが、この基準を引き下げること。また、特別支援教育の充実を図るよう、引き続き国に求めること。

(回答)

特別支援学級新設の下限については、平成6年度から対象児童生徒が1名であっても、新設を認めてきている。

1学級定員の数については、標準法の編制基準により定められており、引き下げるのは困難である。

- 13 すべての小・中学校に専任の司書を配置し、増員を図るよう指導を強めるとともに、県としても支援策を講じること。また、体育専任の教師を増やすこと。

(回答)

学校図書館の充実や図書館教育の振興を図る上で、司書教諭が果たす役割は大きいと認識し、その有資格者の育成に努めている。平成15年4月から12学級以上の小・中学校において司書教諭が配置されており、11学級以下の学校においても司書教諭の配置を市町村教育委員会に依頼しているところである。

また、学校図書館法の一部改正を受け、学校司書についても市町村に対し、引き続きその配置について働きかけを行っていきたい。

小学校における体力向上の推進役として、本県では平成21年度から体育専科教員の配置を行っている。当初は6名であったが、その成果が顕著であったことから、平成23年度からは16名に、さらに平成26年度からは24名への増員を図ったところである。

- 14 小中一貫教育を検証することなく強化を行わないこと。

(回答)

小中一貫教育については、本年度6市の46の中学校区で行われている。

小中一貫教育の推進については、市町村教育委員会が各地域の実情に応じ判断するものである。

なお、来年度、大分市に義務教育学校1校が開校する予定である。

県教育委員会としては、来年度開校する大分市の義務教育学校の取組等について、各市町村教育委員会に情報提供することも含め、市町村教育委員会が地域の実情に合わせて小中連携のあり方を決めていけるよう助言していきたい。

15 学校にスクールソーシャルワーカーを配置すること。

(回答)

県は、学校現場で家庭環境等に起因する課題を抱える子どもの問題を医療や福祉等の関係機関につなぐスクールソーシャルワーカーの配置を平成28年度から始めた。文部科学省は平成31年度までに全中学校区への配置を目指している。しかしながら、専門性の高い人材の確保は容易でないことから、大分県社会福祉士会や福祉関係施設とも協議を重ね、配置拡充に向け努力しているところである。

16 スクールカウンセラーをすべての学校に対応できるよう増員すること。

教員だけでは解決が難しい、子どもたちの援助をスクールカウンセラーが、教師・保護者と一緒になって、解決に向けて努力してくださることが、大変大きな効果を生んでいると、学校現場や保護者から伺っています。中津市でもスクールカウンセラーが配置される学校は、県から指定されています。小規模校でも、スクールカウンセラーの派遣の対象とするようにし、カウンセラーの増員を要望いたします。

(回答)

本県では平成28年度は、小学校66校、中学校全公立125校、高校26校にスクールカウンセラーを配置して学校教育相談体制の整備に努めるとともに、県内16地域にスーパーバイザーを派遣し、スクールカウンセラー未配置校や深刻な相談内容にも対応できる体制を整えている。

今後、いじめや不登校への対応に向けて、きめ細かく児童生徒を見守る体制づくりはますます重要になってくると思われる。次年度以降も、国の動向を踏まえながら検討したい。

17 生活保護基準の引下げの影響が就学援助に及ばないよう、市町村に徹底すること。その財源を国に求めること。

(回答)

就学援助については、国は、生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう対応することを基本的考え方としている。

県では、市町村に対して、就学援助の実施にあたっては、こうした国の対応方針を踏まえ、各市町村で判断するよう依頼している。

また、就学援助について、生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、市町村への十分な財政措置など必要な措置を講じるよう、全国都道府県教育長協議会を通じて国へ要望している。

18 教職員の精神疾患による長期病気休暇が増えている。原因の調査と対策を講ずること。

(回答)

教職員のメンタルヘルス対策としては、校長やメンタルヘルス推進者等を対象とした研修会の開催や、精神科医による相談事業を実施するとともに、不安や悩みを抱える教職員に対し巡回相談を行う「こころのコンシェルジュ」9名で対応に努めている。

また、定期的にセルフチェックできる「ストレス診断」の全員実施の徹底に取り組んでいる。

19 学校現場では、病休代替の確保ができず困っている。病休の代替教職員の待遇改善など対策を強めること。また、病休代替教員は、県教育委員会の責任で配置すること。

(回答)

病休の代替教職員等の給与については、これまでも改善してきており、各県に比べて遜色ないものと考えている。病休代替教員の配置については、市町村教育委員会とも連携し、早めに学校現場に配置できるよう努めていく。

20 高校の統廃合の可否は、地域住民や生徒、保護者の意向を尊重すること。また、県立学校の統廃合を進める高校改革推進計画は中止にすること。

(回答)

「後期再編整備計画」は、県段階や地域別の懇話会、地域別説明会やパブリックコメント等が出された意見や要望、地域の実情などを総合的に勘案して策定しており、新設校の開校前年には、「新設高校開校支援委員会」を組織し地元の方々から意見を伺ってきた。

新設校の設置は、すでに終了しているが、本年度末に閉校する予定の別府青山高校、別府羽室台高校に在籍する生徒が卒業するまで、引き続き支援を行っていく。

21 子どもたち、高校生の修学保障に関し、以下の内容を国に求めること。

①小学校、中学校、高校の教育活動に必要な教材費や給食費など、学校納付金を無償にすること。

(回答)

国においては、平成26年度から、公立高校での就学支援金制度の開始と併せ、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、低所得者世帯を対象とした返済の必要のない「高校生等奨学給付金」制度を創設するなど、修学支援の充実を図っており、県としてもその拡充について要望しているが、現段階において小中学校を含めた授業料以外の学校納付金の無償化は困難であると思われる。今後の見直しの状況等、国の動向を見守りたい。

②全ての県立高校生に対する給付制奨学金制度を創設すること。

(回答)

平成26年度から、低所得者世帯を対象とした返済の必要のない「高校生等奨学給付金」制度が創設されたところである。

国に対しては、補助対象の拡充や支給額の増額等について全国都道府県教育長協議会を通じて要望している。

③高校就学援助制度を創設すること。

(回答)

平成26年度から、低所得者世帯を対象とした返済の必要のない「高校生等奨学給付金」制度が創設されたところである。

国に対しては、補助対象の拡充や支給額の増額等について全国都道府県教育長協議会を通じて要望している。

④高校授業料については一定の納税額によって有償化になったが、以前のように無償化を実施し、公立高校授業料の不徴収を完全実施すること。

(回答)

高等学校等就学支援金制度は国の制度であるが、県としても支援内容の拡充については高校生のいる世帯の教育費の負担軽減を図る趣旨から必要と考え、全国都道府県教育長協議会や全国知事会を通じて国に要望しており、引き続き国の動向を注視したい。

22 県として、以下の施策を検討、実現すること。

①副教材費や実験実習費、高校教科書代など、学習・教育活動に必要な経費は公費負担とすること。

(回答)

副教材費や実験実習費などの学校取扱金は、学校の教育活動上必要とする費用の中で、直接生徒に利益が還元されると考えられるものであり、受益者負担が適当であると考えます。

② P T A 会費・後援会費など、各学校の教育条件整備などに充てられている費用は、教育予算を増額し、保護者の負担をさらに軽減すること。

(回答)

いわゆる学校関係団体費は、教育活動において必要となる経費のうち、保護者が学校教育の充実、発展を願い、受益者負担の考え方に基づいて負担している経費であるが、平成 23 年度の行政監査の指摘を受け、共用物品の購入費等県立学校共通の標準的な水準の維持に必要な経費については公費で負担することとしている。

③ 奨学金制度について、無利子枠の拡大、給付制の導入などの改善・拡充をさらに推進すること。また、返済については強引な取り立てはしないこと。

(回答)

本県の(公財)大分県奨学会による貸与型の奨学金制度は、全て無利子である。

給付型の奨学金については、平成 26 年度から、低所得者世帯を対象とした返済の必要のない「高校生等奨学給付金」制度を創設している。

返済が滞っている方については、まず事情を聞き、返還猶予や免除の要件に該当すれば制度を紹介している。

そのうえで、生活状況の厳しい方については、収入状況を勘案して無理なく返還できるような金額で分納する相談にも応じている。

④ 定時制・通信制生徒への教科書無償給与、夜食費補助制度を堅持拡充すること。

(回答)

現在実施している教科書給付に係る補助は、平成 16 年度で廃止された文部科学省の補助事業を引き継ぐ形で県単独事業として実施している。

今後とも補助制度の維持に努める。

夜食費補助制度についても、今後とも現行の制度が維持されるよう努力したい。

低賃金法」を学習し、個人の権利や労働者の権利についての知識を身につけて、実社会で働けるようにして下さい。

(回答)

高等学校では、全ての生徒が公民科の「現代社会」もしくは「政治・経済」の科目において、個人の権利や労働者の権利について学んでいる。具体的には、「基本的人権」の單元において、憲法27条など個人の権利について学び、「雇用、労働問題」の單元において、労働基準法などの労働三法や労働三権、最低賃金法や男女雇用機会均等法について学んでいる。さらに、非正規雇用や過労死の問題など、実社会で働く上で知っておくべき問題も学んでいる。

24 教育委員会は、上意下達、管理統制ではなく、子ども、保護者、教職員らに開かれた、自由にものが言える場にする。また、学校内で教員が子どもと接する時間が確保されるよう、労働強化や過密スケジュールの解消策を引き続き強化すること。

(回答)

教育行政の推進にあたっては、県民の皆様や教育現場の幅広い意見を十分に伺うことが重要である。

このため、これまで地区ごとに開催する学校長との地域別意見交換会や教職員との意見交換などを実施し、学力・体力向上などの教育課題等について率直な意見交換を行ってきたところである。

今年度は、これまでの移動教育委員会、地区ごとに開催する学校長との地域別意見交換会を発展的に見直し、「教育県大分」創造に向けた地域別意見交換会として、市町村ごとに個別テーマを設定し、学校長等と意見交換を行っている。

この他にも、学校訪問等により、学校現場の皆さんと意見交換を実施し、貴重なご意見を伺っている。

今後も、県教育委員及び県教育委員会職員が様々な地域に出向き、寄せられた意見や要望を、可能な限り具体的な施策等に反映し、各学校において教育活動が効果的に実施できるようにしていきたい。

また、学校内で教員が子どもと向き合う時間が確保されるよう、これまでも、県教育委員会や教育関係団体及び教育研究団体の学校外での会議・研修等の縮減に取り組んできた。しかし、昨年度行った教職員の研修・会議等の実施状況調査では、平成22年度比で16.7%減となっており、削減目標（平成22年度比30%減）には達しておらず、特に県教育委員会主催の削減率が低くなっている。そこで、県教育委員会主催の会議・研修等の精選・縮減に改めて取り組むとともに、関係団体にも引き続き縮減の要請を行ったとこ

ろである。

さらに、学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチームが、教職員との意見交換も行いながら、現場の意見を反映させた「学校現場の負担軽減ハンドブック」を毎年改訂し、全学校に配付するとともに、管理職研修等の機会あるごとに周知している。

また、学校が組織として機能するため、「芯の通った学校組織」の取組を推進するとともに、生徒情報等を管理する校務支援システムの充実や県立学校への総務事務システムの導入（10月7日運用開始）など、今後とも教育現場の勤務環境の整備を進めていく。

25 大学生、短大生に対する給付制奨学金制度を創設するよう国に求めること。

（回答）

高校生の進路保障のため、教育費負担軽減施策の充実は必要であり、国に対しては、大学等奨学金の無利子貸与枠拡大や給付型奨学金制度の創設を、全国知事会や全国都道府県教育長協議会を通じて要望している。

（施設営繕）

1 小・中学校の各教室にエアコンを設置すること。また、高校でのエアコン設置を計画的に行うと同時に、電気代の徴収はやめること。

（回答）

エアコンの設置を含め、小・中学校の総合的な学習環境の整備については、市町村の判断によるものである。

高校の普通教室に設置している空調設備は、同窓会やPTAなどからの寄附によるものである。寄附の受入にあたっては、“設置者が光熱水費を負担すること”を条件付けており、エアコン電気代の徴収はこれに基づいたものである。

2 県立スポーツ施設建設に当たっては、資材等の高騰などやむを得ない事情もあるが、節約に努め、県民の負担が増えないようにすること。

（回答）

新施設の建設にあたっては、施設の担う多様な機能を低下させることなく工費を削減するため可能な限り汎用材の使用を図るなどして、他県の類似施設と比較しても比較的安価な仕様としている。

また、完成後のライフサイクルコストの削減も考慮し、競技環境に支障のない範囲での自然採光や、居住域空調システムの採用なども行っている。そのうえで、県民の負担を最小限に抑えるため国の交付金の活用を予定して

いる。今後も積極的に国に要望し、可能な限り交付金の増額取得等財源確保に努めたい。

(人権同和教育)

- 1 公教育はもとより、地域の生涯教育も含め、一切の同和教育・事業を終結すること。特定団体の考えを押し付ける「同和教育」は一切やめ、特定地域の子どもたちのみを対象とした解放子ども会の指導に現場の教員を派遣しないこと。

(回答)

平成27年2月に改訂された「大分県人権教育推進計画」に基づき、教育の中立性を守りながら、学校教育、社会教育において各種事業等を通して人権教育の推進に努めている。県教育委員会としては、上記推進計画をもとに、文部科学省が示した、いわゆる「第三次とりまとめ」の趣旨に則って、人権8課題を中心に人権教育の推進にあたっており、「同和問題にかかわる学習」についてもそれら8課題のひとつとして行っている。また、指導にあたっては、特定の地域に特化することなく、すべての児童生徒に対して行うよう指示している。

- 2 社団法人大分県人権教育研究協議会への教職員の派遣をやめること。

(回答)

公益社団法人大分県人権教育研究協議会の事業は、県教育委員会が進める人権教育行政と密接な関連性を有しており、人権教育行政の円滑な推進を図る必要性から、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」及び同法に基づく県条例に基づいて職員を派遣している。

(文化財行政)

- 1 文化財専門技師の専門性を生かした配置を確保すること。

(回答)

県では、文化課文化財班、埋蔵文化財センター及び歴史博物館に文化財についての専門的知識を有する職員を配置し、専門的視野に立って円滑な業務の遂行が行われるよう努めている。

今後とも文化財の保護や調査等の業務の実施にあたっては、職員の配置も含め十分な専門性が保たれるよう配慮したい。

- 2 戦争の実相を語り継ぐ世代の高齢化に伴い、戦争遺跡の保存の意義はますます増大している。今後とも県内の戦争遺跡の掘り起こしと、調査及びその保存と活用に万全を期すこと。また、平和博物館を必要な自治体に設置し、遺物や

資料の保存・展示を図り、平和の大切さの啓発活動の拠点とすること。これらの実現に必要な予算措置を引き続き講じること。

(回答)

遺跡は、地域の歴史・文化を知る上で欠かせない貴重な歴史遺産であり、地域で保存し活用することが大切であると認識している。

いわゆる「戦争遺跡」を含め、こうした歴史遺産の保存・活用については、市町村と連携を図りながら引き続き取り組んでまいりたい。

- 3 歴史的建造物や町並み景観等、保存・活用を今後とも推進すること。また有形・無形を問わず、県内の歴史・芸術・文化などの分野で価値ある歴史的遺産の文化財指定を推進するとともに、必要な保存の措置を引き続き講じること。

(回答)

県では、文化財の保存・活用を推進するため、各種文化財の指定に取り組んでいる。

平成27年度の国指定等については、中津市・宇佐市の豊前神楽が国の重要無形民俗文化財に指定され、大分市の大友氏遺跡の御蔵場跡が国指定史跡に追加指定された。また、宇佐市の長洲の初盆行事が国の選択無形民俗文化財に選択され、同じく宇佐市の本願寺四日市別院本堂他が国の登録有形文化財に登録された。

平成27年度の県指定については、日出町の日出城隅櫓（鬼門櫓）など5件を、県有形文化財として指定し、豊後高田市の六郷山夷岩屋の寺社境内など3件を県史跡に指定した。また、宇佐市の屋根桧皮づくり及び屋根桧皮葺きの技術を選定保存技術に選定した。

これらの国指定、県指定の文化財については、保存、活用に向け集中整備を行っている。

また、地域の歴史的魅力や特色を伝え、地域の活性化を図るため、日本遺産認定促進に向けた取組などを市町村と連携して実施している。

## 【各地域からの要望】

(中津市)

- 1 大分県立中津支援学校の給食を自校方式で実施してください。

現在は、中津市の小学校の給食を市給食センターから届けてもらって、中津支援学校で2次調理を行って、子どもたちに提供しています。自校調理の支援学校での様子を見ると、子どもたちの状況に合わせた丁寧な調理が行われており、自分たちの子どももこんな風に大切にしてもらいたいというのが保護者の方々の声です。中津支援学校の前身、元県立商業高校は夜間学校の生徒のため

に給食を自校で作っていました。同じ県立学校で、障害を持った子どもたちの施設になったら、給食は外部からという考え方は改め、同じように自校方式を実施してくださることを要望します。

(回答)

中津支援学校では、きざみ食やペースト食等の対応を必要とする児童生徒が多いことから、再調理員2名を配置し、安全・安心な学校給食の提供に努めている。今後とも児童生徒の状態に応じた丁寧な対応に努めたい。

(日田市)

- 1 日田林工高等学校のグラウンドの排水口を小さくし、一気に道路側溝に流れでないようにしてもらいたい。またグラウンド内に沈砂のための枡池を整備すること。

(回答)

学校周辺に浸水する地域があると聞いたので、今後どのようにしていくのが良いのか関係機関と協議したい。

- 2 日田林工の体育館は市の指定避難所となっている。玄関のバリアフリー化や多目的トイレの改修をすること。

(回答)

学校からの要望を踏まえ、十分協議しながら必要な整備を行いたい。

- 3 日田林工や日田支援学校の校舎のカギの管理について、災害時に市の指定避難所となっているため、職員がいなくても近所でカギを管理する人を配置すること。

(回答)

学校を災害時における避難施設として使用することについては、避難施設を指定する市町村と学校が協定を締結して行うこととしている。よって、学校が閉鎖されている場合(時間外・休日等)の具体的な運用についても、市町村が学校と協議のうえ決定している。

## 【教育委員会】

(障がい者福祉)

- 9 障がい者支援施設の充実を。

中津市は、支援学校の開校が、近隣の宇佐市、日田市に比べて遅れたことから、保護者の方からは支援学校卒業後に市内での就業や利用できる施設が

少ないとの声があります。実際に、福岡県上毛町の施設入居を希望されている方は、7年間短期入所の利用を続けておられます。その施設の方の話では、「希望してから入所できるまで10年はかかる。」とのことでした。また県下30の障がい者支援施設の6月末での待機者数は、359名に対して、受入れ可能者数は40名に留まっています。各地域の実情を把握し、待機者解消に計画的に取り組むこと。

また、県立中津支援学校に、寮併設の計画を検討すること。

(傍線部は福祉保健部で回答)

(回答)

県内で寄宿舍を設置しているのは、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由の特別支援学校として、その校区が全県に渡っている盲学校、聾学校、別府支援学校の3校である。

中津支援学校は、中津市を校区とした知的障がいの特別支援学校である。知的障がいの特別支援学校は、県内に11校設置されており、家庭や施設などからの通学が可能な校区を定め、通学的手段として、スクールバスを配備している。中津支援学校にもスクールバスが2台配備されている。

このようなことから、現在のところ、中津支援学校を含む知的障がいの特別支援学校に寄宿舍を設置することは計画していない。

## 【公安委員会】

### (警察行政全般)

- 1 大分県警の別府署による隠しカメラ問題は、マスコミ報道でもあるように、参院選公示前の6月18日深夜から敷地内に2台設置され、別府地区労働福祉会館の玄関と駐車場の出入りを、無断で録画していたという事件です。この問題は、公正な選挙を妨害し、プライバシーの侵害など憲法違反の重大な事件であります。なぜ設置したのか、なぜ報告をしなかったのかなどまだまだ解明しなければならない課題があります。真相を明らかにすること。そのうえで再発防止策をどうするのか。など県民の疑問に真摯に答えること。

### (回答)

本件については、警察本部による調査・捜査の結果、当該行為は建造物侵入罪に該当する違法行為である上、他人の敷地内を撮影する必要性及び相当性も認められないことから、不適正な捜査と判断し、本件に関与した警察官4名を地方検察庁に建造物侵入罪で任意送致するとともに、監督上の責任も含めて、警察署長以下6名に対し、懲戒処分等を実施したものである。

警察本部は、今回の不適正事案を受けて、組織的な捜査管理の徹底等を指示したほか、いわゆる設置型のビデオカメラを捜査活動に使用する場合には、警察本部との事前協議を義務化するなど諸対策を講じたところであるが、今後もあらゆる機会を通じて、適正捜査に関する指導・教育を継続的に実施し、同種事案の再発防止に万全を期す所存である。

なお、県民からの疑問については、引き続き、真摯に対応していく。

- 2 札幌のススキノでは、風営法違反として逮捕・100万円もの罰金刑が科されている。零細な飲食業者が多いなか、強引に摘発すれば廃業も余儀なくされるケースも出てくる。84年の風営法改正では、第一に「報告または資料の提供を求める」とし、立ち入り規定は第二となった。法の趣旨に照らして立ち入りが強引に行われないようにすべきである。法律や国会の附帯決議を順守した立ち入りを行うこと。

### (回答)

風営法に基づく立ち入りは、行政上の指導・監督を目的として行っているものであり、犯罪捜査を目的として、実施するものではない。

立ち入りに当たっては、目的を告げた後、在店責任者の了解を得た上で実施しており、その際、客が多く店の者が対応出来ないような状況であれば、後刻に実施するなど、店舗に対して過大な負担をかけないよう配慮し、店の健全な

営業活動を妨害するような方法では実施していない。

立ち入りの結果、違反等が認められれば、通常は、まず、行政指導を行い、行政指導に従わない場合等は、行政処分の基準に基づいて、指示処分や営業停止等の行政処分を段階を追って適正に行うこととしている。ただし、立ち入りの際、年少者雇用事犯等悪質な違反を確認した場合は、その後、事件捜査に移行することとなる。

今後とも法律の趣旨、国会の附帯決議を遵守した立ち入りを実施する。

- 3 地域住民からの要望が多い信号機設置など、交通安全予算を抜本的に増額すること。

(回答)

信号機などの交通安全施設の設置は、交通事故及びその被害拡大を防止する上で重要な施策であると承知しており、引き続き必要性を判断しながら、予算を確保していく。

- 4 国道・県道の歩道に自転車専用通行帯を設置すること。

(回答)

道路上における自動車専用通行帯の設置については、幅員 1.5メートル以上の確保という制約に加え、自動車の交通量が多い場合や大型車の混入率が高い場合には設置できないなどの一定の制約がある。

また、歩道上への設置については、幅員 4メートル以上などの制約がある。

現在、道路管理者等関係機関と安全性や必要性などを協議しながら設置の可否について検討を重ね、自転車の通行部分を指定しているところである。

#### 【各地域からの要望】

(大分市)

- 1 国道 197 号の辛幸入り口（旧佐賀関町）の押しボタン式信号機を地元車輛が出やすいように、感応式信号機にしてほしい。

(回答)

この交差点は、交通量が少なく、過去 5 年間交通人身事故の発生もないことから、市道側は一時停止による規制を行っており、現時点において信号機の改良計画はない。

2 大分市役所前の国道197号の信号機に右折矢印が出ているのと同時に国道197号に合流する信号機に左折矢印をつけること。

(回答)

イベント時等に市道の北側から国道へ進行する車両の滞留があり、左折矢印の設置が必要と認められたため、今年度、既に工事発注済みである。

(11月25日工期)

(別府市)

1 西別府病院下の交差点の山手に向かう路線の渋滞緩和のため、右折信号機を設置すること。

(回答)

四差路交差点で右折車両を捌くためには、右折矢印による信号制御が効果的であるが、この交差点の東側には右折レーンがないため、現時点において、現状の交差点形状で右折矢印を設置する改良計画はない。

(豊後高田市)

1 豊後高田市の高田小学校校門前付近に押しボタン式信号機の設置をすること。

(回答)

この箇所は、交通量が少なく、過去5年間、横断中の歩行者事故の発生もないことから、現時点において信号機の設置計画はない。

2 国道213号の旧真玉町金谷の大村工業団地入り口の三差路に信号機の設置をすること。

(回答)

この交差点は、過去5年間交通人身事故の発生がなく、交通状況から市道側は一時停止による規制を行っており、現時点において信号機の設置計画はない。

3 国道213号の豊後高田市見目、市役所香々地支所(香々地市民センター)入り口の交差点に信号機の設置をすること。

(回答)

この交差点は、交通量が少なく、過去5年間人身事故の発生もないことから、市道側は一時停止による規制を行っている。

また、市道側から国東方向にはカーブミラーが設置され安全対策も実施されており、現時点において信号機の設置計画はない。

## 〈土木建築部〉

### 【各地域からの要望】

(宇佐市)

- 1 県道尾永井猿渡線に一旦停止を新設すること。  
事故が頻繁に起こっており、7、8年前から3行政区の区長名で要望しています。

(回答)

当該交差点(市道笠松猿渡線)における交通規制の必要性が認められたため、本年度中に一時停止規制を新設する予定である。

- 2 一旦停止の停止線が薄れて、見えなくなっている箇所がかなりあり危険です。警察署に何度要望しても改善されません。

(回答)

摩耗した道路標示の更新は、順次補修を行っており、通学路の安全対策や交通危険箇所対策等の緊急性の高いところから順次整備している。

(大分市)

- 2 県道小挾間大分線の城南団地入り口交差点に、三ヶ田町交差点よりも横断歩道を設置すること。県道大分挾間線の拡幅をすること。

(傍線部は、土木建築部で回答)

(回答)

要望箇所には、付近に2つの駐車場の出入口があり、横断歩道の設置場所としては妥当でない。(過去5年間の対歩行者事故の発生なし。)

## 【企業局】

- 1 一般市民の水道料金に比べはるかに安く、全国的に見ても低く抑えられている工業用水道の単価を見直すこと。また大分市民の飲料水のため水利権の見直しをすること。

(回答)

本県の工業用水道は、建設費が嵩むダムなどを水源とせず表流水を使用していることなどから全国的にも安価である。また、この料金単価は経済産業省の『料金算定要領』に基づき、減価償却費や支払利息などを積み上げ、同省の承認を得て適正に設定しており、見直しは考えていない。

なお、上水道は大分市内全域に給水するため施設規模が工業用水道と比べ大きいこと、飲用に適した良質な水が求められるなど、施設費・人件費・薬品費等の経費が嵩むことから、当然に工業用水道よりも高い単価になる。

また、受水企業の契約水量については、将来の操業計画等も勘案した上での申請となっており、企業局としてはこの希望する契約水量を確保する必要があることから水利権の見直しはできないと考えている。

- 2 発電事業では、企業局としてメガソーラーを建設したが、その技術的ノウハウを中小企業へも広げ、産業として成り立っていけるように支援をすること。

(回答)

エネルギー政策に係る支援は商工労働部工業振興課が窓口を設け実施しており、また農業用水を利用した小水力発電では農林水産部が技術支援を行っている。企業局としてもメガソーラー事業実施を通じて得たノウハウについては、技術的・制度的課題に関する支援要望があれば知事部局と連携してできるかぎり提供したい。

- 3 企業局に蓄積されている内部留保について、福祉や中小業者支援等何でも使えるように県予算に繰り入れること。

(回答)

内部留保資金は、企業局が事業を開始して以来60年余りが経過し施設の老朽化が進む中、将来に亘って安定的に電気や工業用水道を供給していくために必要な施設更新や耐震性等機能強化のための資金として蓄積されたものであり、健全経営を維持するうえで必要な資金であるが、県政への幅広い貢献として、経営に支障のない範囲で平成19年度から一般会計に繰り出しを行っている。

なお、繰出金の原資は電気及び工業用水の料金収入であるため、その用途については料金を負担している電力会社や工業用水道ユーザーの理解が得られる範囲内において、知事部局の要請に基づいて協議し決定することとしている。

## 【病院局】

- 1 県立病院で勤務する医師や看護師、その他の職種についている職員について、人命を預かる仕事であり、十分な医師確保及び看護師など正規職員の増員を行うこと。

(回答)

県立病院においては、安全で良質な医療を提供できるよう業務内容に応じ、経営の健全化も考慮しながら、必要な人員を確保し、適切な配置に努めている。

- 2 ジェネリック医薬品を積極的に使い、患者負担を下げること。

(回答)

がん、循環器、周産期、救急などの高度・専門的な治療の分野では、後発医薬品が少ないが、これ以外の分野については、患者の意向も踏まえながら、積極的な導入に努めている。

- 3 県立病院に重度障がい児・者の専門歯科医を確保し外来でも歯科治療ができるようにすること。

(回答)

県立病院における歯科治療は、歯科医1名体制で実施しており、主に院内患者等の治療を行っている。

重度障がい児・者の外来での歯科治療については、新たに専門歯科医をはじめとした体制の確保が必要となるため、現状では困難と考えている。

院内患者等への治療のなかで、引き続き障がい児・者への歯科治療も可能な範囲で対応していきたい。

- 4 県立病院精神医療センターの建設については、多くの方々が望んでいた事業である。ほかの精神科病院とも連携し、県の精神医療の研究・治療が進むよう強く要望する。

(回答)

県立精神科基本構想に基づき、民間の精神科医療機関等との連携を図り、他の医療機関では対応困難な精神科救急及び身体合併症治療への取組体制を構築していきたい。